

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年8月9日

【発行者名】 F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）  
エス・エイ  
（FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役 クリストファー・ブリーリー（Christopher Brealey）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1246、  
アルバート・ボルシェット通り 2 a  
（2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽  
弁護士 三宅 章仁  
弁護士 橋本 雅行  
弁護士 大谷 雅

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6775）1000

【届出の対象とした募集  
（売出）外国投資信託受  
益証券に係るファンドの  
名称】 フィデリティ・ワールド・ファンズ 世界割安成長株ファンド  
（Fidelity World Funds - Global Value Advance Equity Fund）

【届出の対象とした募集  
（売出）外国投資信託受  
益証券の金額】 （ ）当初申込期間（2024年8月28日）  
クラスA - A C C 受益証券 5億アメリカ合衆国ドル（約  
805億3,500万円）を上限とする。  
（ ）継続申込期間（2024年8月29日から2025年10月31日まで）  
クラスA - A C C 受益証券 50億アメリカ合衆国ドル（約  
8,053億5,000万円）を上限とする。  
（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜  
上、2024年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場  
の仲値（1米ドル=161.07円）による。以下、別段の表示がない限り、  
米ドルの円価表示はすべてこれによる。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

フィデリティ・ワールド・ファンズ 世界割安成長株ファンド  
(Fidelity World Funds - Global Value Advance Equity Fund)

(注1) フィデリティ・ワールド・ファンズ 世界割安成長株ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるフィデリティ・ワールド・ファンズ(以下「ファンド」といい、また「FWF」と呼ぶことがある。)のサブ・ファンドである。サブ・ファンドの受益者は、約款の定めに従い他のサブ・ファンドに転換(スイッチング)することができる。

(注2) 日本におけるサブ・ファンドの愛称として、「テンバガー・ハンター(米ドル建て)」または「TENBAGGER HUNTER (US Dollar Denominated)」を使用することがあります。

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。現在、クラスA - ACC 受益証券の1種類のみである。

(以下「受益証券」または「ファンド証券」という。)

なお、クラスA - ACC 受益証券は、米ドル建のクラスで発行される(「クラスA - ACC 受益証券(米ドル建)」または「フィデリティ・ワールド・ファンズ 世界割安成長株ファンド(米ドル建)」ということがある。)

F I L ・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.) (以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は追加型である。

### （３）【発行(売出)価額の総額】

( ) 当初申込期間(2024年8月28日)

クラスA - ACC 受益証券 5億米ドル(約805億3,500万円)を上限とする。

( ) 継続申込期間(2024年8月29日から2025年10月31日まで)

クラスA - ACC 受益証券 50億米ドル(約8,053億5,000万円)を上限とする。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2024年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=161.07円)による。以下、別段の表示がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによる。

(注2) ファンドおよびサブ・ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンド証券は米ドル建のため、本書の金額表示は別段の記載がない限り基準通貨である米ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

### （４）【発行(売出)価格】

( ) 当初申込期間(2024年8月28日)

クラスA - ACC 受益証券 受益証券1口当たり10米ドル(約1,611円)

( ) 継続申込期間(2024年8月29日から2025年10月31日まで)

クラスA - ACC 受益証券 買付注文の受領後に計算される受益証券1口当たり純資産価格

### （５）【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、申込金額の3.3%(消費税等相当額抜き3.0%)を上限とする。

なお、申込手数料に関する照会先は、下記「(8) 申込取扱場所」に記載される日本における販売会社または販売取扱会社(下記に定義される。)である。

**( 6 ) 【申込単位】**

1,000米ドル以上10米ドル単位または100口以上 1 口単位

100米ドル以上0.01米ドル単位

申込単位は上記 または とする。ただし、販売取扱会社により異なる申込単位を用いる場合がある。販売取扱会社毎の申込単位に関する照会先は、下記「( 8 ) 申込取扱場所」に記載される日本における販売会社または販売取扱会社である。

**( 7 ) 【申込期間】**

( ) 当初申込期間 2024年 8 月28日（水曜日）

( ) 継続申込期間 2024年 8 月29日（木曜日）から2025年10月31日（金曜日）まで

ただし、12月25日（以下「クリスマス」という。）および1月1日（以下「元日」という。）を除く月曜日から金曜日までの各日（以下「評価日」という。）でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

その他、代行協会員が必要と認める場合には、日本において申込みを取り扱わないことがある。日本における申込取扱時間は、原則として、午後3時までとする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社によっては対応が異なる場合がある。

サブ・ファンドの日本における取扱日および取扱時間に関する照会先は、下記「( 8 ) 申込取扱場所」に記載される日本における販売会社または販売取扱会社である。

(注) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

フィデリティ証券株式会社 東京都港区六本木七丁目7番7号

(以下「フィデリティ証券」または「日本における販売会社」という。)

ホームページ (<https://www.fidelity.jp/fcp>)

**( 9 ) 【払込期日】**

投資者は、申込み注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）（通常、発注日の日本における翌営業日）から起算して日本における4営業日目までに申込金額および適用ある申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする。各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社により申込日の翌日から起算して4営業日以内の日（以下「払込期日」という。）に最終的に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイのファンド口座に基準通貨で払い込まれる。

**( 1 0 ) 【払込取扱場所】**

フィデリティ証券

東京都港区六本木七丁目7番7号

**( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】**

該当事項なし。

**( 1 2 ) 【その他】**

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社およびF I L ディストリビューターズ（FIL Distributors）（以下「総販売会社」という。）との間で、2002年8月23日付受益証券販売・買戻契約（随時改訂済）を締結した。

日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻し取扱会社（以下「販売取扱会社」という。なお、日本における販売会社が直接日本の投資者に販売する場合には、日本における販売会社を含むものとする。）を通じて間接に受けたファンド証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注) 販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および/または取次登録金融機関をいう。

管理会社は、フィデリティ証券との間で、フィデリティ証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指名する2002年8月23日付の契約(随時改訂済)を締結した。

(注)代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また、目論見書、決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う会社をいう。

#### (八) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、販売取扱会社によっては、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することができる場合がある。

申込金額は、原則として基準通貨である米ドルまたは円で支払うものとし、米ドルと円との換算は、別段の定めのない限り、当該申込みの約定日における東京外国為替市場に準拠したもので、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社の米ドルの預金口座への振込みにより米ドル貨で支払うこともできる。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に最終的に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ) エス・シー・エイのファンド口座にそれぞれ払い込まれる。

#### (二) 日本以外の地域における発行

ファンド証券の日本国外での募集は、予定されていない。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

フィデリティ・ワールド・ファンズ 世界割安成長株ファンド（Fidelity World Funds - Global Value Advance Equity Fund）（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるフィデリティ・ワールド・ファンズ（以下「ファンド」といい、また「FWF」と呼ぶことがある。）のサブ・ファンドである。

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の法律に基づき設定された投資信託で、2009年7月13日付欧州共同体閣僚理事会指令（2009/65/EC）（改正済）（以下「欧州共同体指令」という。）および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）であるフィデリティ・ファンズ2（Fidelity Funds 2）（以下「フィデリティ・ファンズ」ということがある。）の1ファンドであるフィデリティ・ファンズ2 - グローバル・バリュー・ファンド（Fidelity Funds 2 - Global Value Fund）（以下「マスター・ファンド」ということがある。）に投資することにより、マスター・ファンドと同一の投資目的を追求することである。ファンドは、指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（E）No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）に規定するオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての適格性を有している。したがって、サブ・ファンドは、マスター・ファンドへの投資を目的としたフィーダー・ファンドである。

管理会社は、随時、ファンドの英文目論見書を改訂して、他のサブ・ファンドを追加設定することができる。ファンドは、更に、各サブ・ファンドについて数種のクラス受益証券を発行することができる。ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

サブ・ファンドの表示通貨は米ドル貨である。

現在、サブ・ファンドは、クラスA - ACC受益証券（米ドル建）のクラスを設定している。

ファンドの特色

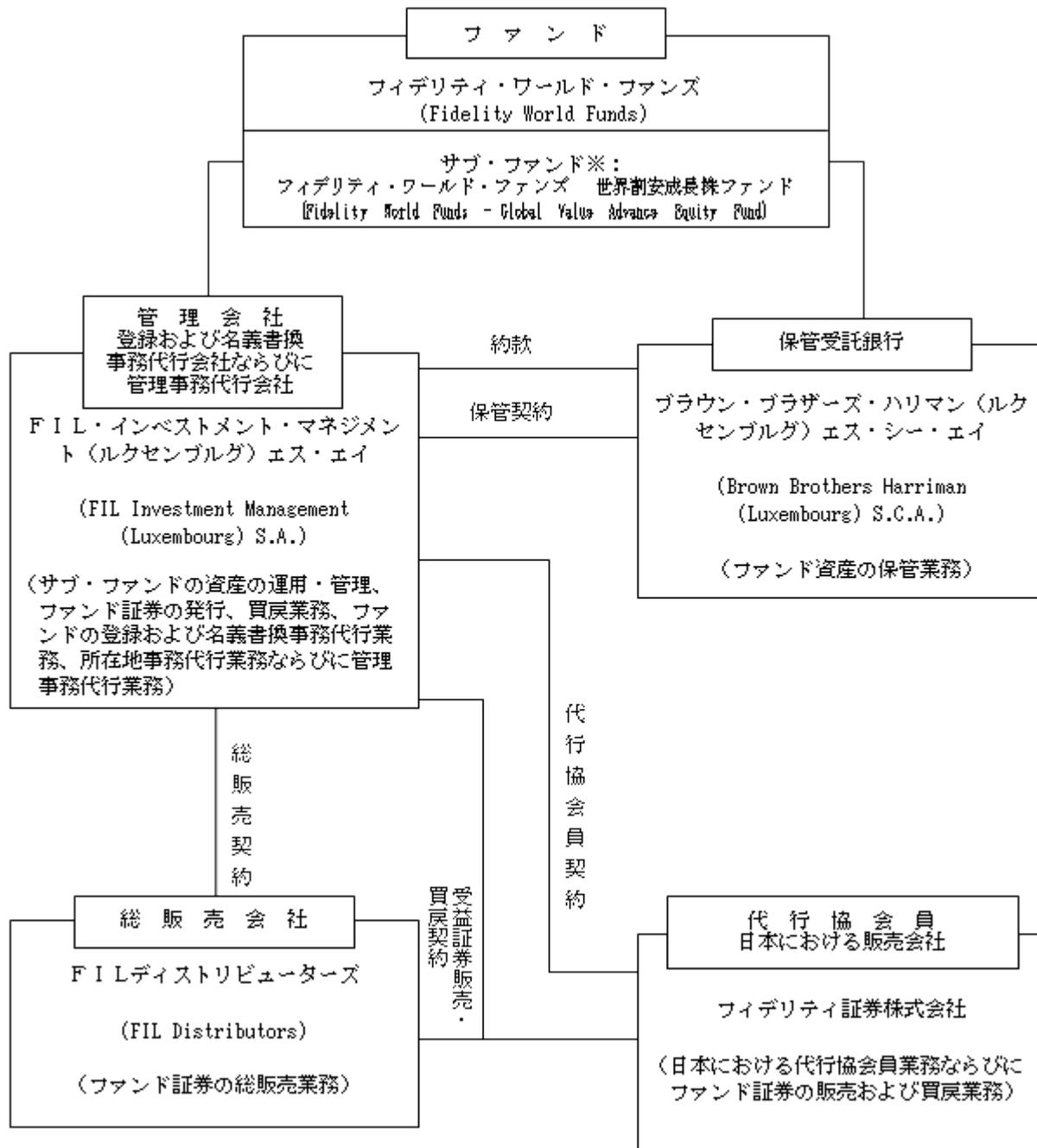
ファンドは、ルクセンブルグの民法および2010年法の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行の間の契約（約款）によって設定されたアンブレラ・ファンドであるオープン・エンド型の共有持分型投資信託である。ファンドは、2010年法のパート の規定により規制される投資信託（UCI）である。ファンドは、AIFMDに規定するAIFとしての適格性を有している。サブ・ファンドの受益証券は、需要に応じて、毎評価日に、その時の1口当たり純資産価格で販売され、また受益者の請求に応じて、毎評価日に、その時の1口当たり純資産価格で買い戻されるという仕組みになっている。

## ( 2 ) 【ファンドの沿革】

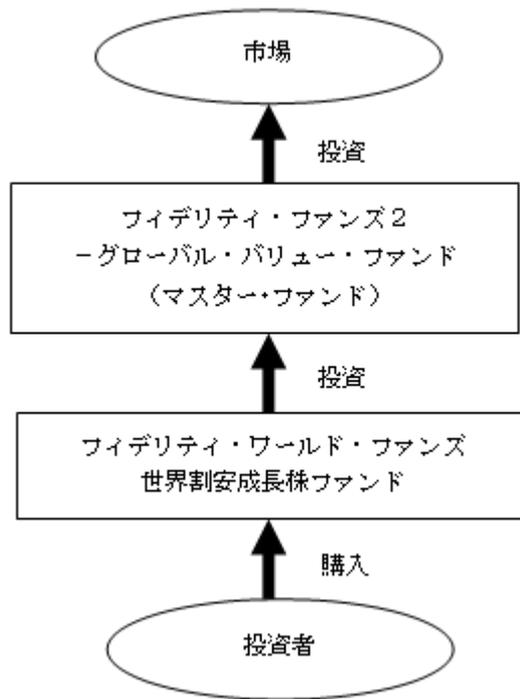
2002年 8 月14日	管理会社の設立
2002年 8 月23日	ファンド約款締結
2024年 7 月22日	ファンド修正約款締結 ( 同年 7 月30日効力発生 )
2024年 8 月29日	サブ・ファンドの当初払込日 ( 運用開始日 )

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## サブ・ファンドの運用形態



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
F I L ・インベストメント・マネジメント （ルクセンブルグ）エス・エイ (FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社 登録および名義書換事務 代行会社ならびに管理事務 代行会社	2002年8月23日付で保管受託銀行との間で約款（随時改訂済）を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻業務について規定している。管理会社は、2012年11月1日より、ファンドの登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社としても行為する。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	保管受託銀行	2014年8月26日付で管理会社との間で保管契約（注1）を締結（2002年8月23日付で締結された従前の契約と置き換えられている。）。ファンド資産の保管業務等について規定している。
フィデリティ証券株式会社 (以下「フィデリティ証券」という。)	代行協会員 日本における販売会社	2002年8月23日付で管理会社とフィデリティ証券との間で代行協会員契約（注2）を締結（随時改訂済）。日本における代行協会員業務について規定している。 2002年8月23日付で管理会社、総販売会社とフィデリティ証券会社東京支店との間で受益証券販売・買戻契約（注3）を締結（随時改訂済）。日本におけるファンド証券の販売・買戻業務、他の販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の販売・買戻請求の管理会社への取次業務について規定している。
F I L ディストリビューターズ (FIL Distributors)	総販売会社	2002年8月23日付で管理会社との間で総販売契約を締結（2023年6月21日付で改訂済）。受益証券の総販売業務について規定している。

- (注1) 保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行が、ファンド資産の保管業務、キャッシュ・モニタリング業務およびファンドの運用の監視業務を行うことを約する契約である。
- (注2) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注3) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で総販売会社を通じて管理会社から交付を受けるファンド証券を、日本における販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

## 管理会社の概要

### (イ) 設立準拠法

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法(改正済)(以下「1915年商事会社法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて2002年8月14日に設立された。1915年商事会社法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。

管理会社は、2010年法第15章のもとで、UCITSの管理会社としての資格を有している。また、2014年7月31日以降、管理会社は、AIFMDを法制化したオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日のルクセンブルグの法律(改正済)(以下「2013年法」という。)によりオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」という。)として認可されており、ルクセンブルグ法に基づき設定された契約型投資信託および投資法人に関して管理会社として行為している。かかる地位において、管理会社は、「AIFM規則」(2013年法およびAIFMDならびに適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関するAIFMDを補完する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)No.231/2013(以下「レベル規則」という。)等のAIFMDの施行施策により構成される。)の要件の遵守を確保する責任を負っており、特にファンドのポートフォリオ運用およびリスク管理を委託されている。管理会社は、AIFM規則の規定に従い、かかる規定の対象として、その職務を委託することができる。加えて、管理会社は、2013年法第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項および第6項ならびに専門的な債務リスクの可能性に関連した(AIFMDの)レベル規則第14条の規定の遵守を免除されている。2013年法第8条第7項a)号に従い、管理会社は、専門的過失に起因する潜在的な債務リスクを補填するために適切な自己資金を追加的に保有する。

### (ロ) 会社の目的

管理会社の目的は、以下のとおりである。

- ・ 指令2009/65/ECに規定する、ルクセンブルグ国内外の一または複数のUCITSならびにその他のルクセンブルグ国内外の投資信託に関して、2010年法別表に記載される管理運用業務の全部または一部(ポートフォリオ運用、管理および販売を含む。)を提供すること。

- ・ルクセンブルグ国内外の投資信託に対し、2013年法第5条第2項および別紙に基づき管理運用業務の全部または一部（ポートフォリオ運用、リスク管理、管理、販売および投資信託の資産に関する活動を含む。）を提供すること。
- ・ルクセンブルグ法に基づき設定された契約型投資信託および投資法人に関して管理会社として行為すること。

(八) 会社の沿革

管理会社は、2002年8月14日に設立された。管理会社の定款（以下「定款」という。）は、2020年7月14日付で最終改訂されている。

(二) 資本金の額

2024年6月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ（約8,617万円）で、2024年6月末日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ（172,330円）の額面で記名株式500株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2024年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝172.33円）による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

(ホ) 大株主の状況

（2024年6月末日現在）

名称	住所	保有株数	比率
F I L ホールディングス (ルクセンブルグ) エス ・ エイ	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1246、 アルバート・ボルシェット通り 2 a	株 500	% 100.00

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

a. 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグ法である。

また、ファンドは、2010年法、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CSSF」という。）の規則および通達等の大公規則に従っており、2013年法第1条第39項に規定するAIFとして認可されている。

b. 準拠法の内容

民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、投資法人の投資主と同様の権利を有するものではない。その権利は、受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

2010年法

2010年法により、ルクセンブルグは、欧州共同体指令を法制化した。この2010年法は、2010年12月24日にメモリアル・ア・ルクイ・デ・レジスラシオンに公告され、2011年1月1日から施行された。

2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パート UCITS
- パート その他の投資信託
- パート 外国の投資信託
- パート 管理会社
- パート UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）」とパートIIが適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

2013年法

- ・2013年法は、主にAIFMを規制するが、更に、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ビークル（AIF）に影響を与える多くの規定により構成されている。
- 2013年法は、AIFMDを法制化し、主に（ ）2010年法、（ ）専門投資信託（SIF）に関するルクセンブルグの法律および（ ）リスク・キャピタルに投資する投資法人（SICAR）に関するルクセンブルグの法律を改訂したもので、AIFMDに関するこれらの法律における「プロダクト」に関する要件を反映している。
- ・2013年法は、AIFを以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義している。
  - (a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
  - (b) 欧州共同体指令に基づき認可を必要としない投資信託（即ちUCITSとしての適格性を有しない投資信託）。
- ・2013年法はまた、AIFの販売に関する規定を含む。AIFMは、2013年法に基づき一旦認可された場合、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、AIFの投資証券または受益証券を欧州連合（以下「EU」という。）の他の加盟国において一定の投資家に販売することができる。

EU証券金融取引規制

欧州議会および理事会は、予測される証券金融取引およびトータル・リターン・スワップの活用に係るリスクへの対応のため、英文目論見書における透明性の向上を目的とした規制（以下「SFT規制」という。）を2015年11月25日付で採択し、2016年1月12日にその効力が発生した。ファンドは、証券金融取引およびトータル・リターン・スワップを締結することを認められていない。将来ファンドが証券金融取引を締結する場合には、英文目論見書が適宜更新される予定であり、証券金融取引および/またはトータル・リターン・スワップに関して予想される最大の活動状況を開示するものとする。また、管理会社は、英文目論見書または個別の文書を通じて、SFT規制に基づき提供すべきすべての情報を開示するものとする。

## （5）【開示制度の概要】

### a. ルクセンブルグにおける開示

CS SFに対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、CS SFへの登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、年次報告書および半期報告書ならびにその他の書類をCS SFに提出しなければならない。

更に、後記「（6） 監督官庁の概要、d. 財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、またCS SFに提出されなければならない。ファンドの承認された法定監査人は、デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ（Deloitte Audit Société à responsabilité limitée）のルクセンブルグ事務所である。更に、ファンドは、CS SF通達15/627に基づき、CS SFに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

受益者に対する開示

受益者は、監査済年次報告書および未監査半期報告書を、管理会社および保管受託銀行の事務所において、無料で入手可能である。

かかる年次報告書の写しは、受益者の登録住所宛に送付されるが、ファンドの貸借対照表、財務状況等が記載される半期報告書の写しは、請求することにより、管理会社、総販売会社、保管受託銀行および日本における代行協会員より入手可能である。

ファンドのサブ・ファンドまたは管理会社に関して公表されるべきその他のあらゆる財務情報（ファンドの過去の実績、ファンド証券の日々の1口当たり純資産価格、発行価格および買戻価格ならびにその価格決定の停止を含む。）については、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において無料で入手可能である。

なお、約款の全文（その変更を含む。）は、ルクセンブルグの商業・法人登記所において、閲覧することができ、またその写しを入手することができる。約款は、管理会社の登記上の事務所において閲覧することもでき、その写しは、請求に応じて郵送される。

あらゆる通知は、登録された受益者に対して受益者名簿に記載されている住所宛に郵送され、ルクセンブルグの法律に基づき必要な場合は、ルクセンブルグのいずれかの新聞、ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（以下「RESA」という。）および/または管理会社が随時決定する国における管理会社が随時決定する一般新聞において公告される。

A I F M Dに基づき、ファンドは、受益者に対してA I F Mに関する一定の情報を定期的に開示しなければならない。これには各ポートフォリオのリスク・プロフィールに関する開示が含まれ、A I F M Dレベル2に規定するとおり、（ ）ポートフォリオがさらされているまたはさらされる可能性のある最も関連性の高いリスクに対するポートフォリオの感応度を評価するために使用された手段、（ ）A I F Mが設定したリスク限度を超過しているまたは超過する可能性がある場合およびこれらのリスク限度を超過した場合には、その状況および講じられた改善措置の説明が概説されなければならない。A I F Mは、以下に定める方法で定期開示義務を遵守する意向である。

以下の情報は、A I F M規則の規定に従って、管理会社により受益者に対して定期的に開示される。

- a ) 流動性に欠ける性質に起因して特別な取扱いの対象となるファンドの資産がある場合、かかる資産の割合
- b ) ファンドの流動性を管理するための新たな取組みの概要
- c ) ファンド（および各サブ・ファンド）の現在のリスク特性およびかかるリスクを管理するために管理会社が用いるリスク管理システムの概要
- d ) ファンドが用いるレバレッジの総額
- e ) 利益相反を特定、防止、管理および監視するために管理会社が講じた措置が、合理的な確信をもって投資者の利益が害されるリスクの回避を確保するために十分ではない場合、投資者にとっての利益相反の一般的な性質または原因（投資者のために業務を行う前）
- f ) その他重大な利益相反
- g ) A I F M規則に基づく報酬に関する開示

以上の情報は、ファンドの定期報告サイクルで次に作成される予定の中間報告書または年次報告書のいずれかに記載される。

受益者は、該当する場合には、（ ）ポートフォリオまたはファンドのためにA I F Mが採用することができる最大のレバレッジレベル、（ ）ファンドのレバレッジに関する約定に基づく担保を再利用する権利、または（ ）ファンドのレバレッジに関する約定に基づき付与される保証の各変更に関する情報も提供される。

この情報は、かかる変更が発生した後、目論見書の改訂により、不合理な遅滞なく受益者に提供される。必要な場合には、かかる変更は事前に受益者に通知される。

ファンドがゲートまたはこれに類する取決めを有効にした場合または管理会社が償還の停止を決定した場合には、直ちに受益者に通知されることが予定されている。また、A I F Mがファンドのサブ・ファンドに関して採用している流動性管理システム・手続に重大な変更を加えた場合にも、受益者に通知される。

追加の情報は、ルクセンブルグの法令の規定に従い、請求に応じて管理会社の登記上の事務所に  
おいて入手することができる。かかる追加の情報には、苦情処理に関連する手続およびリサーチ費  
用の詳細が含まれる。

#### b. 日本における開示

##### 監督官庁に対する開示

##### ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を、  
日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、かか  
る書類を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引  
法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「E D I  
N E T」という。)等において閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめま  
たは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から  
請求があった場合には、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場  
合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。

管理会社は、財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの会計年度終了後6か月以内に有  
価証券報告書を、また、サブ・ファンドの半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・  
ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ財  
務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、かかる書類をE D I N E T等  
において閲覧することができる。

##### ( ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人  
に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従  
い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会  
社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理  
由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの各計算期間  
終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書(全体版)および運  
用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金  
融庁長官に提出しなければならない。

##### 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合  
等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面を  
もって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本  
の受益者に通知される。

前記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。サブ・ファ  
ンドの運用報告書(全体版)は、代行協会のホームページ

([https://www.fidelity.co.jp/s\\_japan/](https://www.fidelity.co.jp/s_japan/))に掲載されるが、受益者から交付請求があった場合に  
は、交付される。

#### (6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、C S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

##### a. 登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在する、規制対象であるすべての投資信託(投資信託の管理会社または投資  
法人の登記上の事務所がルクセンブルグに所在する場合は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに  
登録しなければならない。

2011年7月1日以降、U C I T Sの国であるE U加盟国の監督当局によって認可されたU C I T Sは、欧州共同体指令の要件を遵守する必要がある。かかるU C I T Sは、その設立国であるE U加盟国の監督当局によるC S S Fへの情報提供および所定の書類の提出ならびにルクセンブルグにおける代理人としての銀行の選任を経て、ルクセンブルグで販売することができる。

ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその投資信託証券を販売している、外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグからその投資信託証券を公募する前に、C S S Fの登録を受けていなければならない。また、これらの投資信託は、所在国であるE U加盟国の所轄官庁において、投資者の保護を確保するために法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服す必要がある。更に、これらの投資信託は、2010年法に定めるものと同様であるとC S S Fが判断する監督に服せしめるものとする。

ファンドは、2010年法のパート に基づき登録されている。ファンドの受益証券につき、E U加盟国において公衆に対する販売は行われぬ。その結果、パッケージ型投資金融商品を対象とした重要情報書類に関する規則No.1286 / 2014に基づき、パッケージ型投資金融商品を対象とした重要情報書類は発行されない。2010年法第88条第1項に従い、ファンドは、A I F M Dおよびその施行規則ならびにA I F M規則を施行するルクセンブルグの法令に規定される、A I Fとしての適格性を有している。

E UおよびE U以外のA I Fのルクセンブルグにおける専門投資家への販売は、A I F M規則に定められる適用規定およびA I F M規則を施行するルクセンブルグの法令に従ってなされるものとする。

#### b. 登録の拒絶または取消し

C S S Fが管理する投資ファンドのリストへの登録および維持は、投資ファンドの組織および運営ならびにその投資信託証券の分配、私募または販売に関するすべての法律、規則および協定の規定の遵守を条件とする。特に、ファンドの会計監査人が2010年法により課された義務を果たさない場合、C S S Fはリストへの登録を拒否することができる。

ファンドの役員またはファンドもしくはその管理会社の取締役がC S S Fにより要求される義務を履行するための倫理および専門的能力について十分な保証を提供しない場合にも、登録が拒否されることがある。さらに、所定の仕組みや入手可能な情報が投資家保護に関する十分な保障を投資家に提供していない場合は、登録が拒否される可能性がある。

登録が取り消された場合、ファンドがルクセンブルグのファンドであれば、ルクセンブルグ地方裁判所の決定により、ファンドは解散・清算される可能性がある。外国ファンドに対する制裁は、ルクセンブルグにおける登録の取消しと公募の終了である。

#### c. 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し目論見書、説明書類その他の文書を使用することが求められる場合、その使用前にC S S Fに提出されなければならない。ただし、2005年4月6日以降、一般に配布することを意図した広告(目論見書およびファンドが受益者に送付する通知を除く。)については、C S S Fの承認を受ける必要がなくなった。C S S Fは、書類が適用ある法律、規則、C S S F通達に適合すると認められた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に査証を付すことにより関連する目論見書を認証する。

#### d. 財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況およびその他の情報ならびに投資者およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、承認された法定監査人の監査を受けなければならない。

承認された法定監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人は、C S S Fが要求するすべての情報(投資信託の帳簿、記録を含む。)をC S S Fに提出しなければならない。

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ2 - グローバル・バリュー・ファンドに投資を行う。フィデリティ・ファンズ2 - グローバル・バリュー・ファンドの投資方針は、後記「別紙フィデリティ・ファンズ2 - グローバル・バリュー・ファンド 1 . 投資目的および投資方針」を参照のこと。

### （２）【投資対象】

サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ2 - グローバル・バリュー・ファンドに投資を行う。フィデリティ・ファンズ2 - グローバル・バリュー・ファンドの投資対象は、後記「別紙フィデリティ・ファンズ2 - グローバル・バリュー・ファンド 1 . 投資目的および投資方針」を参照のこと。

付随的に流動資産を保有することが適切と思われる場合、サブ・ファンドは、当該資産を、一時的に、満期までの残存期間が12か月未満の高格付の発行体により発行もしくは保証される短期金融商品または現金勘定もしくは預金勘定で維持することができる。

サブ・ファンドは、デリバティブ取引を行わない。

企業内容の調査・分析にあたって、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報を株式や債券の運用に活かしている。

株式の運用における運用哲学の基礎を、「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法においている。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行うことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法である。

### （３）【運用体制】

サブ・ファンドの投資先であるマスター・ファンドの運用体制は、以下のとおりである。



- ・ 運用部門では、マスター・ファンドの運用等を行う。
- ・ 運用リスク管理部門では、マスター・ファンドの各種投資リスクの評価等を行う。
- ・ パフォーマンス分析部門では、マスター・ファンドのパフォーマンス分析等を行う。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、マスター・ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行う。

#### < マスター・ファンドの運用体制に対する管理等 >

- ・ 運用部門では、ポートフォリオ・マネージャーが、マスター・ファンドの定款、目論見書および取締役会決議等に記載された運用の遵守条件をもとに投資戦略を策定し、自身の判断によってポートフォリオの内容を決定する。
- ・ マスター・ファンドの運用を行っている拠点の運用部門の担当責任者とマスター・ファンドのポートフォリオ・マネージャーがミーティング等を実施し、情報を共有することでポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっている。
- ・ マスター・ファンドの運用における投資行動のチェックは、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が担当し、モニタリングの結果をポートフォリオ・マネージャーにフィードバックする。
- ・ 運用リスク管理部門では、マスター・ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会\*、必要に応じて適宜関係部門に報告している。

- \* 管理会社では、マスター・ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置している。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、マスター・ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視している。

#### < 管理会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制等 >

管理会社は、保管受託銀行により提供される業務について、適用ある法令およびC S S Fの通達（2002年12月6日付C S S F通達02/81を含む。）に基づき、適切な監督を行い、また、年1回のファンドの監査および報告書の作成に関して、承認された法定監査人を支援している。

（注） 上記「運用体制」の内容は、今後変更となる場合がある。

## ( 4 ) 【 分配方針 】

サブ・ファンドのクラス A - A C C 受益証券について、分配金は支払われない。

## ( 5 ) 【 投資制限 】

サブ・ファンドは、その純資産の100%を上限として、フィデリティ・ファンズ2の単一のファンドに投資することができる。また、サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ2のファンドの投資証券の全部を保有することができる。

サブ・ファンドは、付随的に流動資産を保有することができる。

サブ・ファンドは、レバレッジ技術を利用しない。また、サブ・ファンドは、一時的措置による銀行からの借入れを除き金銭の借入れを行うことができない。この借入れには、受益証券の買戻しおよび有価証券の買付けに関する短期資金調達のための目的が含まれ、借入額の合計がサブ・ファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限る。ただし、この制限は、サブ・ファンドが外国為替取得目的でスワップ取引を行うことを妨げるものではない。

ファンドは、金銭の貸付けを行うことまたは第三者のために保証人となることができない。

管理会社は、サブ・ファンドのために、( a ) 管理会社、( b ) その関連会社、( c ) 管理会社もしくはその関連会社の取締役、または( d ) これらの主要株主(名義の如何を問わず、自己勘定で保有する主要株主)に対して、またはこれらの者から、サブ・ファンドの受益証券を除く有価証券の売却、購入または貸付けを行ったり、借入れを受けたりしてはならない。ただし、以上の制限の範囲内で、( ) 現在一般に入手可能な相場によって決定される価格または( ) 国際的に認知された証券市場もしくは国際的に認知された金融市場においてその時々競争力ある実勢価格・金利で行われる場合はこの限りでない。

また、以下の制限が管理会社の取締役会において、採択されている。

- ( ) 空売りされる有価証券の時価総額は、いつでも、サブ・ファンドの純資産総額を超えてはならない。
- ( ) 借入残高の総額がサブ・ファンドの純資産総額の10%を超えることとなる借入れは行ってはならない。ただし、合併等により、一時的にこの10%制限を超える場合にはこの限りではない。
- ( ) 管理会社により運用されている一切の投資信託の保有分を合算していずれか一発行会社の発行済株式の議決権総数の50%を超える株式を取得することはできない。  
(注) 上記の比率の計算は、買付時点基準、または市場価格基準のいずれでもよいこととする。
- ( ) サブ・ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等の流動性に欠ける資産に投資することはできない。  
(注) 上記の比率の計算は、買付時点基準、または市場価格基準のいずれでもよいこととする。
- ( ) 管理会社が管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。
- ( ) 管理会社は、デリバティブ取引またはその他の類似の取引に従事してはならない。

### 3 【投資リスク】

#### ( 1 ) リスク要因

サブ・ファンドは、マスター・ファンドを通じて有価証券等に投資を行うため、サブ・ファンドへの投資には、マスター・ファンドへの投資に付随するリスクも伴う。これらのリスクにより、投資元本を割り込むことがある。サブ・ファンドに生じた損益は受益者に帰属し、サブ・ファンドの元本が保証されているものではない。また、サブ・ファンドの外貨建クラスでは、外貨建では投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により円建で換算すると投資元本を割り込むことがある。

##### アクティブ運用リスク

マスター・ファンドの投資運用会社は、市場もしくは経済動向の分析、使用するソフトウェアモデルの選択もしくは設計、資産の配分またはその他の投資判断を誤る可能性がある。

過去に十分に機能したまたは特定の状況に対処する方法として受け入れられている投資運用慣行が効果的でないことが判明する可能性がある。

##### 中国リスク

中国本土の投資家の法的権利は不確実であり、政府介入は一般的かつ予測不可能であり、主要な取引および保管のシステムの中には実証されていないものもあり、あらゆる種類の投資は比較的価格変動が大きく、流動性リスクおよびカウンターパーティー・リスクが高い可能性がある。

中国本土において、ストックコネクト、中国銀行間債券市場またはその他の方法（それらの規制は未検証であり、変更される可能性がある。）によりマスター・ファンドが購入することがある証券に対するマスター・ファンドの権利を裁判所が保護するか否かは不確実である。これらのスキームの構造上、一部の構成主体には完全な説明責任が求められないため、マスター・ファンド等の投資家は、中国本土で法的措置を講じるには比較的不利な立場に置かれる。

さらに、中国の証券取引所または当局は、短期売買利益への課税または制限、適格銘柄の取消し、投資限度額（投資家レベルもしくは市場レベルでの最大取引量）の設定または変更その他取引の阻害、制限、規制または遅延を行い、マスター・ファンドが意図する戦略の実施を妨げ、または阻止することがある。

投資目的により中国A株および/または中国オンショア債券への投資が特に認められているマスター・ファンドは、F I L インベストメント・マネジメント（香港）リミテッドのQ F I 資格、ストックコネクト、中国銀行間債券市場（C I B M）ダイレクトスキーム、ボンドコネクトならびに/または現行の法律および規制に基づき、マスター・ファンドが利用可能なあらゆる許容手段を通じて当該投資を行うことができる。

オンショア人民元建ての中国国内証券への投資は、Q F I 資格または香港ストックコネクトを通じて行われ、日次投資限度額および合計投資限度額が適用される。

マスター・ファンドは、中国A株アクセス商品（株価連動債、パーティシペーション・ノート、クレジットリンク債または中国A株に投資する投資信託を含むが、これらに限定されない。）を通じて、中国A株に間接的に投資することができる。

Q F I 資格 マスター・ファンドの投資目的に別段の記載がない限り、マスター・ファンドは、Q F I プログラムに基づく適格外国機関投資家の認可を利用して、中国証券に70%未満を投資することができる。Q F I 認可による投資にはリスクが伴う。例えば、Q F I 資格が停止、縮小または取り消される可能性があり、これによりマスター・ファンドが適格証券に投資する能力が影響を受ける可能性またはマスター・ファンドに対し適格証券の処分を求められる可能性があり、これは、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがある。Q F I 規制は、投資に対して厳しい制限（投資制限、最低保有期間、および資本または利益の本国送金に関する規則を含む。）を課しており、これはマスター・ファンドが行う投資だけでなくマスター・ファンドの投資運用会社にも適用される。認可を受けたQ F I に法律上、金融上または政治上の圧力がかけられた場合、Q F I によってマスター・ファンドが保有する証券に対するマスター・ファンドの権利を裁判所が保護するか否かは不確実である。

上海および深圳 - 香港ストックコネクト スtockコネクトは、香港証券取引所（H K E C）、中国証券登記結算有限責任公司（チャイナクリア）、上海証券取引所および深圳証券取引所の共同プロ

ジェクトである。H K E C が運営する清算機関である香港中央結算有限公司 ( H K S C C ) は、ストックコネクト証券を利用する投資家のノミニーを務める。

ノミニーまたはカストディアンは、マスター・ファンドのために保有されている口座の資産は、実際にはノミニーまたはカストディアンの資産であると主張する可能性がある。裁判所がこの主張を支持した場合、ノミニーまたはカストディアンの債権者は、マスター・ファンドの資産からの支払を求める可能性がある。ノミニーとしてのH K S C C は、ストックコネクトを通じて保有されるストックコネクト証券の権原を保証せず、(マスター・ファンド等の) 実質的所有者を代理して所有に関する権原その他の権利を行使する義務を負わない。

したがって、当該証券の権原またはこれに関連する権利 ( コーポレート・アクションまたは株主総会への参加等 ) は保証されない。

フィデリティ・ファンズ 2 またはマスター・ファンドがH K S C C のパフォーマンスまたは支払不能により生じた損失を被った場合、S I C A V は、H K S C C に対し直接的な法的手段をとることはないが、これは、中国の法律ではH K S C C とS I C A V または預託機関の間に直接的な法的関係が認められないためである。

チャイナクリアが債務不履行に陥った場合、H K S C C の契約上の責任は、債権について関係者を支援することに限られる。失った資産を回復させようとマスター・ファンドが試みても、大幅な遅滞および多額の費用を伴うおそれがあり、成功しない場合がある。

中国銀行間債券市場 ( C I B M ) およびボンドコネクト これらの市場は、(マスター・ファンド等の) 外部投資家が中国の債券を購入する手段を提供する。C I B M は、取引量が少ないことがあるため、流動性リスクを生じさせ、マスター・ファンドは、投資機会を逃す可能性がある。ボンドコネクトは、C I B M の投資限度額および債券決済代行業者の必要性を排除するが、一部の債券は依然として取引量が少ない場合があり、いずれかの経路を通じて行われた投資は、価格変動が大きく、買呼値と売呼値の幅が広く、収益性の高い投資を行う能力が制限される可能性がある。マスター・ファンドは、C I B M およびボンドコネクトを通じて最大70%まで中国債券に投資することができる。

チャイネクスト市場および上海証券取引所科学技術創新市場 ( 科創板 ) 一部のマスター・ファンドは、深圳証券取引所 ( S Z S E ) のチャイネクスト市場および / または上海証券取引所 ( S S E ) の科創板上場している銘柄にエクスポージャーを有する可能性がある。比較的高い株価変動および流動性リスク チャイネクスト市場および / または科創板は通常、性質的に新興市場であり、事業規模が小さい。特に、チャイネクスト市場および / または科創板上場している企業は、値幅制限が大きく、投資家の参入障壁が高いため、他の市場と比較して流動性が限られている可能性がある。したがって、これらの市場に上場している企業は、S Z S E および / またはS S E の主板上場している企業よりも、株価の変動および流動性リスクが大きく、リスクおよび回転率も高い。

過大評価リスク チャイネクスト市場および / または科創板は、過大評価される可能性があり、かかる例外的な高評価は持続可能でない可能性がある。流通株式が少ないため、株価は市場操作の影響を受けやすい可能性がある。規制の違い チャイネクスト市場および科創板上場している企業に関する規則および規制は、S Z S E および / またはS S E の主板上場に比べ、収益性および株式資本に関して厳格ではない。上場廃止リスク チャイネクスト市場および / 科創板上場している企業は、より一般的にかつ早期に上場を廃止することがある。特に、チャイネクスト市場および科創板は、他の市場に比べて上場廃止の基準が厳しい。これにより、マスター・ファンドの投資先企業が上場廃止された場合、マスター・ファンドに悪影響が生じる可能性がある。集中リスク 科創板は、新設された市場であり、初期段階では上場企業数が限られることがある。科創板への投資が少数銘柄に集中し、マスター・ファンドの集中リスクを高める可能性がある。チャイネクスト市場および / または科創板への投資は、マスター・ファンドおよびその投資家に大きな損失をもたらす可能性がある。

点心債 一部のマスター・ファンドは、「点心」債 ( 中国本土外で発行される人民元建て債券 ) に投資することがある。「点心」債市場は、比較的小さな市場である。一部のグローバル債券市場と同様、価格変動および低流動性の影響を受けやすい可能性があり、発行体が債券発行により人民元 ( オフショア人民元 ) 資金を調達する能力を限定または制限する新たな規則が制定された場合および / ま

たは関連規制当局によりオフショア人民元市場の自由化が撤回または停止された場合、「点心」債市場の運営および新規発行が阻害され、マスター・ファンドの純資産価額が下落する可能性がある。

オンショア人民元およびオフショア人民元 中国本土において、政府は、オンショア人民元 (CNY：中国本土内に留まらなければならない、一般に外国人が所有することはできない。) およびオフショア人民元 (CNH：投資家が保有することができる。) の2つの別個の通貨を維持している。両者間の為替相場およびオフショア人民元を含む通貨交換が許可される範囲は、市場および政策上の考慮事項の組み合わせに基づき、政府によって管理されている。

信用格付 マスター・ファンドは、中国本土の現地信用格付機関が付与した信用格付を有する証券に投資する場合がある。ただし、かかる格付機関が使用する格付基準および格付方法は、大半の確立された国際的な信用格付機関が採用する格付基準および格付方法とは異なる場合がある。したがって、かかる格付システムは、国際的な信用格付機関によって格付された証券と比較するための同等の基準を提供しない可能性がある。

地方融資平台 (LGFV) が公共福祉投資またはインフラ計画の資金調達のために発行する城投債の城投債リスクには、地方融資平台の事業自体が財政難に陥るリスクが含まれる。

中国の税引当金 マスター・ファンドの管理会社は、中国証券に投資するマスター・ファンドの利益に対して適切な中国の税引当金を計上する権利を留保するが、これによりマスター・ファンドの評価に影響がある。

中国証券の特定の利益に課税されるか否か、またどのように課税されるかは不確実であり、中国の法律、規制および慣行が変更される可能性、また税金が遡及的に適用される可能性もあるため、マスター・ファンドの管理会社が行う納税引当金の計上は、中国証券の処分から生じる利益に対する最終的な中国納税義務を履行する上で過剰または不十分となる可能性がある。したがって、当該利益の課税方法の最終結果、引当金の水準、マスター・ファンドの受益証券の申込みおよび/または買戻しの時期によって、投資家が有利になることも不利になることもある。

中国本土または香港から通貨を持ち出すことと同様、オンショア人民元からオフショア人民元、オフショア人民元から他の通貨への換算が制限されるため、これは、事実上、流動性リスクに加え、一つの国家通貨内に通貨リスクを生み出す。

#### 取引相手方リスクおよび担保リスク

マスター・ファンドが取引を行う法主体 (預託機関を含む。) は、マスター・ファンドに対する債務を履行する意思がなくなったり、履行できなくなったりする可能性がある。

証券貸付の利用を通じるなどの取引相手方との契約は、流動性リスクおよびオペレーショナルリスク (いずれも損失を生じさせる可能性がある。) を伴うことがあり、マスター・ファンドが買戻請求に応じる能力、その他の支払債務を履行する能力または資産を投資する能力を制限する可能性がある。

以下のいずれかの状況において、マスター・ファンドは、その資金の一部または全部を失ったり、取引相手方が保有する証券または現金の回収が遅延したりする可能性があるが、これらの状況も損失を生じさせる可能性がある。

- ・ 預託機関、サブ・カストディアン、ブローカーまたはその他の取引相手方が破産または債務不履行に陥った場合。場合によっては、預託機関は、自身が任命したサブ・カストディアンの行為を是正したり、当該行為について責任を負うことができなくなったりすることがある。
- ・ 重大な自然災害もしくは人為的災害、テロ行為、社会不安、戦争またはその他の「不可抗力」事象が発生した場合。そのような場合には、通常、取引相手方は損失について責任を負わない。
- ・ ある法域において、担保契約 (業界標準の文言を使用しているものであったとしても) を執行することが困難または不可能である場合。

以下のいずれかの状況において、担保の価値は、取引の全額またはマスター・ファンドに支払うべき手数料もしくはリターンをカバーしないことがある。

- ・ 担保の価値が下がった場合。このリスクは、取引相手方による資産の返還に重大な遅延があった場合に最も大きくなるが、市場が不安定な時期には、担保関連取引の設定と決済との間、または担保

の必要性が算出されてからマスター・ファンドが担保を受領するまでの間の短い遅延においても生じることがある。

- ・担保が予想より少ない収益をもたらした場合。
- ・マスター・ファンドまたは取引相手方が担保の値付けを誤った場合。
- ・取引相手方の債務不履行をカバーするために使用される担保の清算に時間がかかった場合。

マスター・ファンドが投資する現金担保については、上記の状況によって、レバレッジ（およびその結果としてのボラティリティ）が生じたり、マスター・ファンドの投資目的に合致しない資産に対するエクスポージャーを持つこととなったりする可能性がある。

#### 為替リスク

マスター・ファンドが基準通貨以外の通貨建である資産を保有している場合、為替レートの変動により、投資収益が（場合によっては大幅に）減少したり、投資損失が（場合によっては大幅に）増加したりする可能性がある。

為替レートは、予測できないほど急速に変化することがあり、マスター・ファンドが損失を回避するために時間内に所定の通貨へのエクスポージャーを解消することが困難なことがある。

為替レートの変動は、輸出入のバランス、経済および政治の動向、政府の介入、ならびに投資者の投機といった要因の影響を受ける可能性がある。

更に、投資主が申込みまたは買戻しをする通貨がマスター・ファンドの基準通貨と異なる場合、為替リスクを経験することがある。基準通貨とクラス投資証券の通貨との間の為替レートの変動は、投資収益を（場合によっては大幅に）減少させたり、投資損失を（場合によっては大幅に）増加させたりする可能性がある。

通貨の積極的な売買、金利の変更、資本移動の制限または通貨の連動性の逸脱などの中央銀行による介入は、相対的な通貨価値の急激または長期的な変動を引き起こす可能性がある。

#### デリバティブリスク

デリバティブの価格は変動しやすい。原資産の価格の小さな変動は、デリバティブの価格に大きな変動をもたらす、マスター・ファンドをデリバティブ自体の費用を上回る損失にさらす可能性がある。

マスター・ファンドは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ管理目的およびその他の投資目的など、様々な理由でデリバティブを利用することがある。デリバティブは、伝統的な証券とは異なる投資手法やリスク分析を必要とする特殊な商品である。

デリバティブは、それら自身のリスクを負うだけでなく、原資産（通常は、修正および大幅に増幅された形態）のリスクにさらされる。デリバティブの主なリスクには、次のようなものがある。

- ・一部のデリバティブ（特にクレジット・デフォルト・スワップおよび債務担保証券）の値付けおよびボラティリティは、それらの参照指標の値付けまたはボラティリティと（時には大幅にかつ予想外に）乖離することがある。
- ・困難な市況においては、一部のデリバティブにより生じる市場エクスポージャーまたは財務上の損失を制限または相殺するような注文を行うことが不可能または実行不可能であることがある。
- ・デリバティブには、マスター・ファンドが通常であれば負担しない費用が含まれる。
- ・デリバティブが一定の市況でどのように作用するかを予測することは困難である。このリスクは、より新規性の高いまたはより複雑な種類のデリバティブではより大きくなる。
- ・税務、会計または証券に関する法律または基準の変更により、デリバティブの価格が下落したり、マスター・ファンドがデリバティブ・ポジションを不利な状況下で解消せざるを得なくなったりする可能性がある。
- ・一部のデリバティブ（特に先物、オプション、トータル・リターン・スワップおよび差額決済取引）は、証拠金の借入れを伴うことがあり、その場合、マスター・ファンドは、マージンコールに応じるために証券を現金化するか、または長期保有により損益の縮小が見込まれるポジションに損失を計上するかを選択を迫られる可能性がある。

上場デリバティブまたはその原資産の取引は、停止または制限の対象となる可能性がある。また、振替決済システムを通じた上場デリバティブの決済が、予定されていた時期または予定どおりに行われないリスクもある。

店頭デリバティブ ( 非決済型 ) は、本質的にはマスター ・ ファンドと一または複数の取引相手方との間の私的な契約であるため、市場で取引される証券に比べてそれほど強く規制されない。また、取引相手方リスクや流動性リスクも大きく、値付けもより主観的である。取引相手方が、マスター ・ ファンドが使用を予定していたデリバティブの提供を中止する場合、マスター ・ ファンドは他に同等のデリバティブを見つけることができないことがあり、収益の機会を逃したり、予想外のリスクまたは損失 ( 相殺デリバティブを購入できなかったデリバティブ ・ ポジションからの損失を含む。 ) にさらされたりすることがある。

フィデリティ ・ ファンズが店頭デリバティブ取引を広範な取引相手方に割り当てることは一般的に非現実的であるため、いずれかの取引相手方の財務健全性の低下は、重大な損失を引き起こす可能性がある。反対に、いずれかのマスター ・ ファンドに財務上の弱点が生じたり、債務を履行できなかったりする場合、取引相手方がフィデリティ ・ ファンズとの取引に消極的になり、フィデリティ ・ ファンズが効率的および競争的に運用できなくなる可能性がある。

店頭デリバティブ ( 決済型 ) は、取引プラットフォームで決済されるため、流動性リスクは上場デリバティブと同様である。ただし、店頭デリバティブ ( 非決済型 ) と同様の取引相手方リスクを依然として抱えている。

#### 新興市場リスク

新興市場は、先進国市場ほどには確立されておらず、より不安定である。新興市場は、より高いリスク ( 特に、市場リスク、信用リスク、低流動性証券リスク、法的リスク、保管リスク、評価リスクおよび為替リスク ) を伴い、先進国市場では異常な市況に伴い発生するリスクを経験する可能性が高くなる。

この高いリスクレベルの理由には、以下のものが含まれる。

- ・ 政治、経済または社会の不安定性
- ・ 特定の産業、商品または取引相手に大きく依存している経済
- ・ 制御されていないインフレ
- ・ 高いもしくは急に変わりやすい関税またはその他の保護貿易主義の形態
- ・ 割当て、規則、法律、金銭の返還制限またはその他の外部投資者 ( マスター ・ ファンドなど ) に不利益を与える慣行
- ・ 紛争解決もしくは償還請求のための公正もしくは機能的な仕組みを提供するための、またはその他先進国市場で理解されている投資者の権利を認めるための、法律の変更または法律もしくは規則の不執行
- ・ 過剰な手数料もしくは取引費用またはあからさまな資産の差押え
- ・ 過度な課税、または標準的でない、十分に定義されていない、頻繁に変更されるもしくは急に施行される税法および慣行
- ・ 発行体または取引相手方の債務不履行をカバーするのに不十分な引当金
- ・ 証券および発行体に関する不完全な、誤解を招くまたは不正確な情報
- ・ 標準的でないもしくは標準以下の会計、監査または財務報告の慣行
- ・ 規模が小さく取引量が少ない市場で、その結果、流動性リスクや市場価格の操作に対して脆弱となり得る市場
- ・ 恣意的な遅延および市場閉鎖
- ・ ピーク時の取引量に対応できない発展途上の市場インフラ
- ・ 欺罔、腐敗および誤謬

一部の国では、証券市場の効率性および流動性が損なわれ、価格のボラティリティや市場の混乱が悪化することがある。

新興市場がルクセンブルグとは異なる時間帯にある限り、マスター ・ ファンドが取引をしていない時間帯に発生する価格変動にマスター ・ ファンドが適時に対応できないことがある。

リスクとの関係では、新興市場のカテゴリーには、アジア、アフリカ、南米および東欧のほとんどの国や、経済的には成功しているが、最高レベルの投資者保護を提供していないことがある中国、ロシアおよびインドなど、発展途上の市場が含まれる。

#### 株式リスク

株式は急速に価値を失う可能性があり、通常、債券や短期金融商品よりも高い(しばしば著しく高い)市場リスクを伴う可能性がある。

企業が破産や同様の倒産手続を経ると、その株式はその価値のほとんどまたはすべてを失うことがある。

株式の価格は、需要と供給および企業の将来の収益性に対する市場の期待に応じて変化し、これは消費者の需要、製品の刷新、競合他社の行動、ならびに企業が環境、社会およびガバナンス(ESG)の要因への対処をどのように選択するかまたは選択するかどうかなどの要因に左右される。

ESG活動の例には、異常気象の影響の緩和、環境への影響の低減、労働条件の改善、職場での差別解消の促進および強固で透明性の高いガバナンスの確立が含まれる。

#### ヘッジリスク

特定のリスクを軽減または除去しようとする試みは、意図したとおりに機能しないことがあり、機能する限りにおいても、一般に、損失リスクとともに収益の可能性を排除する。

マスター・ファンドは、ポートフォリオ内で、また、指定された投資証券クラスについては、クラスの為替エクスポージャーをヘッジするため、ヘッジを利用することがある。ヘッジには費用がかかり、投資パフォーマンスが低下する。したがって、マスター・ファンドレベルと投資証券クラスレベルの両方でヘッジを伴う投資証券クラスには、二つのレベルのヘッジがあり、そのうちのいくつかは利益をもたらさないことがある。例えば、マスター・ファンドレベルでは、マスター・ファンドはシンガポール・ドル建の資産をユーロにヘッジすることがあり、このマスター・ファンドのシンガポール・ドルでヘッジされた投資証券クラスは、かかるヘッジの逆になる。

投資証券クラスの為替ヘッジに関するリスク(取引相手方リスクなど)は、他の投資証券クラスの投資者に影響を及ぼす可能性がある。悪影響が波及するリスクを経験する可能性のある投資証券クラスを持つマスター・ファンドの一覧については、[fidelityinternational.com](http://fidelityinternational.com)を参照のこと。

#### 投資ファンドリスク

他の投資ファンドと同様、マスター・ファンドへの投資には、投資家が直接市場に投資する場合には直面しない一定のリスクが伴う。

- ・他の投資家の行動、特に突然の多額の現金流出により、マスター・ファンドの秩序ある運用が妨げられ、純資産価額が下落する可能性がある。
- ・投資家は、現金がマスター・ファンドにある間、どのように投資するか指示することまたは影響を与えることができない。
- ・マスター・ファンドが独自の評価推定値(公正価値)を証券に使用する場合、評価の誤りは純資産価額に影響を与える可能性がある。
- ・防衛的な動きとして非現金資産を現金または短期金融市場商品に移行する場合、マスター・ファンドは、非現金資産のプラスのパフォーマンスを失うこととなる。
- ・マスター・ファンドは、パフォーマンスを改善することがある特定の証券および投資手法の使用を制限する様々な投資法令および規制に服する。投資要件を課す法域への登録をマスター・ファンドが決定した場合、この決定は、マスター・ファンドの投資対象の柔軟性および範囲をさらに制限することとなる可能性がある。
- ・世界的な規制の変化および金融サービスに対する規制当局の監視の強化により、フィデリティ・ファンズ2の機会の制限またはそのコストの増加をもたらす可能性のある新たな規制その他の変化につながる可能性がある。
- ・マスター・ファンドの受益証券は一般に取引されていないため、一般的に受益証券を清算する唯一の方法は買戻しであるが、マスター・ファンドは所定の理由のいずれかに該当する場合、買戻しを停止する可能性がある。

- ・マスター・ファンドによる投資対象の売買は、特定の投資家の税金効率にとって最適でないことがある。
- ・異なる種類の投資証券を他の種類の投資証券からコストおよびリスクの面において完全に分離することが非現実的または不可能であることがあり、これは、マスター・ファンドのある種類の投資証券の債権者が他の種類の投資証券の資産を差し押さえ、債務を清算しようとするリスクを含む。
- ・フィデリティ・ファンズ2がF I L(ルクセンブルグ)エス・エイの関連会社とビジネスを行い、これらの関連会社(および他のサービスプロバイダーの関連会社)がフィデリティ・ファンズ2に代わって相互的にビジネスを行う場合、利益相反が発生することがあり、これらを低減するためには、これらすべての取引を独立当事者間取引として行うとともに、すべての事業体および事業体に関連する個人について、内部情報から利益を得ることまたは特惠を示すことを禁止する厳格な公正取引政策の対象としなければならない。
- ・マスター・ファンドが他のU C I T SまたはU C Iに投資する場合、(投資収益をさらに低下させる)第2層での手数料が発生する可能性があり、U C I T S/U C Iへの投資を解消しようとする際、流動性リスクに直面する可能性があり、また、上記のすべてのリスクの対象となり、受益者も間接的にそれらの影響を受ける可能性がある。
- ・(防衛的投資の場合等)マスター・ファンドが投資配分を超えて現金または現金同等物に投資する場合、マスター・ファンドは目標を追求せず、積極的な市場の動きに完全には参加しないことがある。

マスター・ファンドが別のU C I T SまたはU C Iに投資する場合、これらのリスクはマスター・ファンドに適用され、受益者に間接的に適用される。

#### 流動性リスク

どの証券も、評価することまたは希望の時間および価格で販売することが一時的に難しくなる可能性がある。

流動性リスクは、マスター・ファンドの価値および償還代金の支払能力または払戻能力(例えば、合意された期限までに合意された買戻代金を払い戻すこと)に影響を与える可能性がある。

#### 市場リスク

多くの証券の価格および収益率は頻繁に変化し(場合によっては大幅な変動を伴い)、様々な要因に基づき下落する可能性がある。

これらの要因の例は、以下のとおりである。

- ・政治・経済ニュース
- ・政府政策
- ・技術・ビジネス慣行の変化
- ・人口統計、文化および人口の変化
- ・自然災害または人的災害
- ・天候および気候パターン
- ・科学的・調査的発見
- ・エネルギー、商品および天然資源のコストと利用可能性

市場リスクの影響は、即時的または漸進的、短期的または長期的、狭小または広範囲であり得る。

#### オペレーショナルリスク

どの国においても、特に新興市場においては、マスター・ファンドは、不正行為、汚職、サイバー犯罪、不安定性、テロリズムおよびその他の不規則な出来事に加え、エラー、サービスの中断またはその他の失敗によって損失を被る可能性がある。

オペレーショナルリスクは、評価、価格設定、会計、税務報告、財務報告、保管および取引等に影響を与えるエラーの影響をマスター・ファンドが受けることがある。オペレーショナルリスクは、長期間にわたって検出されないことがあり、検出されたとしても、責任者から迅速または適切な補償を回収することが実現できないことがある。

#### 不動産リスク

不動産投資信託（REIT）は、不動産の現物または関連事業に直接投資するものであり、平均以上の価格変動を有する傾向があり、担保関連のリスクまたは地域もしくは個別不動産の価値を下げる要因によって損害を受ける可能性がある。

具体的には、不動産の保有または関連する事業もしくは証券（担保持分を含む。）への投資は、自然災害、物理的劣化、景気悪化、過剰建設、区画変更、増税、人口またはライフスタイルの動向、管理の失敗、テナント誘致または代金回収の困難、環境汚染その他の投資の市場価値やキャッシュ・フローに影響を与える要因（REITが所得に対するパススルー課税による免税の資格を得られないことを含む。）によって損害を受ける可能性がある。

エクイティREITは、不動産に係る要因によって最も直接的に影響を受けるのに対し、モーゲージREITは、金利リスクおよび信用リスク（担保権者の信用力低下等）の影響をより受けやすい。

多くのREITは、実質的に小規模企業であるため、中小型株リスクを伴う。高度にレバレッジされたものもあり、それにより価格変動は増大する。不動産関連証券の価値は、必ずしも裏付資産の価値に追随するものではない。

#### 中小型株リスク

中小規模の資本の会社の株式は、規模の大きい会社の株式よりも価格変動が大きく、流動性が低い可能性がある。

中小規模の資本の会社は、多くの場合、財源が少なく、事業経歴が浅く、事業分野が多様でなく、その結果、長期的または恒久的な営業不振のリスクが高くなる可能性がある。新規株式公開（IPO）は、非常に価格変動が大きい場合があり、取引歴がなく、公開情報が相対的に不足しているために評価が難しいことがある。

## （２） リスクに対する管理体制

リスク管理の手段として、マスター・ファンドの運用を行っている拠点の運用部門の担当責任者が、マスター・ファンドのポートフォリオ・マネージャーとミーティングを実施し、さまざまなリスク要因について協議している。マスター・ファンドの運用を行うポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、投資タイミングの決定等についてすべての権限を保有しているが、このミーティングでは、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされる。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっている。

また、法令または投資制限等のサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの遵守状況については、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門がチェックを行っている。

運用リスク管理部門では、流動性リスクを含むマスター・ファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告している。

#### リスク管理プロセス

管理会社は、サブ・ファンドに関するリスクの特定、モニタリングおよび測定を可能にするリスク管理プロセスを採用している。リスク管理プロセスの一環として、管理会社は、すべての資産クラスとサブ・ファンドにわたってサステナビリティ・リスクを考慮している。当該リスク管理プロセスは、請求に応じて管理会社の登記上の事務所において閲覧することができる。

## &lt; 参考情報 &gt;

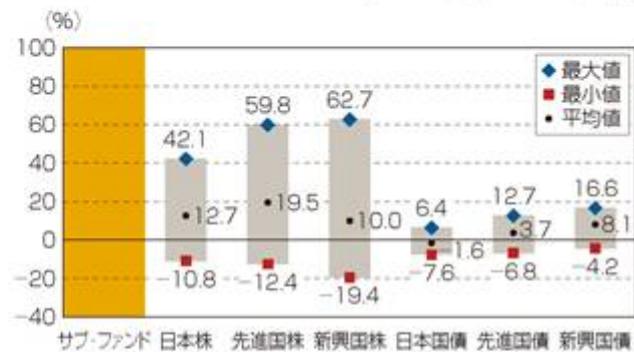
グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用ください。

## サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり 純資産価格および年間騰落率の推移

サブ・ファンドは、2024年8月29日から運用を開始するため、該当事項はありません。

## サブ・ファンドと他の代表的な資産クラス との年間騰落率の比較

(2019年5月～2024年6月)



※サブ・ファンドは2024年8月29日から運用を開始するため、上記グラフでは代表的な資産クラスのみ表示しています。  
 ※すべての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※上記は2019年5月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を代表的な資産クラスについて表示したものです。

## &lt; 各資産クラスの指数 &gt;

日本株 … 東証株価指数 (TOPIX) (配当込)  
 先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数 (配当込) (米ドルベース)  
 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)  
 日本国債 … FTSE日本国債インデックス (米ドルベース)  
 先進国債 … FTSE世界先進国債インデックス (米ドルベース)  
 新興国債 … FTSE新興国市場国債インデックス (米ドルベース)  
 ※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込金額の5.25%を上限とする申込手数料が課せられる。

なお、サブ・ファンドは、マスター・ファンドの投資証券取得に際して、申込手数料を支払う必要がない。

ただし、マスター・ファンドへの投資に関連するその他の手数料が適用されることがある。

日本国内における申込手数料

申込金額の3.3% (消費税等相当額抜き3.0%) を上限とする申込手数料が課せられる。

なお、申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続等の対価として収受される。

### (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

### (3)【管理報酬等】

サブ・ファンドは、報酬および費用を負担しない(銀行手数料を除く。)。報酬および費用は、管理会社により負担され、以下が含まれるが、これらに限定されない。

) サブ・ファンドの資産および収益等に課せられる一切の税金。

) 保管受託銀行が負担した合理的な立替費用および実費(電話、テレックス、電報および郵便費用を含むが、これらに限定されない。)、ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管料。

) 登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社への報酬および費用。

) フィデリティ証券は、管理会社から、半年毎に、日本において販売した受益証券に関する当該半年間のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.03%の代行協会員報酬を受領する。

) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。

) 約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むファンドに関するその他一切の書類を作成し、ファンドに関し管轄権を有する一切の関係当局(各地の証券業協会を含む。)へ提出する費用ならびにあらゆる管轄地域において募集または販売のためファンド証券の認可または登録のためのその他の費用、上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者(実質上の受益者を含む。)の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、会計、記帳および純資産価額計算に要する費用、受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用、弁護士および監査人の報酬、(ファンドの証券が上場される場合)証券取引所への上場費用および上場されたファンドの証券のかかる証券取引所での上場維持費用、以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、管理会社が別段の決定をしない限り、受益証券の販売会社またはディーラーがその業務活動において使用する部数の上記書類または報告書の印刷費用を含むファンドの証券の募集または販売に関して直接生じたその他一切の費用を含む。

) ファンドおよび新規に設定されるサブ・ファンドの当初設定および募集関連費用。

なお、マスター・ファンドの管理報酬等がサブ・ファンドの投資先であるマスター・ファンドの資産より控除され、したがって、サブ・ファンドの受益証券の投資者が間接的に負担することとなる。マスター・ファンドの管理報酬等については、後記「別紙」を参照のこと。

上記の手数料等の合計額については、投資者がサブ・ファンドの受益証券を保有する期間等に応じて異なるので、表示することができない。

## 留意事項

ファンドによるマスター・ファンドへの投資は、これに係る手数料または費用を管理会社が負担するため、通常、受益者に対しかかる手数料または費用を二重に課すことはない。サブ・ファンドが現金およびその他の流動資産のごく一部を保有しうることおよび特定クラスが特定の外国為替取引費用を負担しうることを考慮すれば、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格は必ずしも、マスター・ファンドのクラスの1口当たり純資産価格と同程度に変動するものではない。

### (4) 【その他の手数料等】

該当事項なし。

### (5) 【課税上の取扱い】

#### 日本

2024年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

マスター・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、マスター・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるマスター・ファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となる。) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。 ) に定める上場株式等をいう。以下同じ。 ) の譲渡損失 (繰越損失を含む。 ) との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるマスター・ファンドの分配金 (表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。 ) については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ (一定の公共法人等または金融機関等を除く。 ) 、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される (2038年1月1日以後は15%の税率となる。 ) 。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合 (他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。 ) は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益 (譲渡価額から取得価額等を控除した金額 (邦貨換算額) をいう。以下同じ。 ) に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となる。 ) の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、マスター・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

マスター・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、マスター・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるマスター・ファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となる。) の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失 (繰越損失を含む。) との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるマスター・ファンドの分配金 (表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。) については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ (一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される (2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合 (他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。) は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となる。) の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、マスター・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

マスター・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にN I S A (少額投資非課税制度) の適用対象となる。

マスター・ファンドは、N I S Aの対象ではない。

## ルクセンブルグ

ファンドは、その課税上の地位に関してルクセンブルグの法律に従う。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法規の下で、ファンドは、日々発生し、四半期毎に納税する、ファンドの純資産に対する年率0.05%の税金を課せられる。ただし、ファンドは、ルクセンブルグで設立された変動資本を有する投資信託であるため、その資産のうちフィデリティ・ファンズに投資された資産部分については、この税金を課せられない。

現行法の下で、ファンドまたは受益者（ルクセンブルグに居住地、登記された事務所または恒久的施設を有する者または会社を除く。）は、所得またはキャピタル・ゲインに対するルクセンブルグのいかなる税金の課税も受けず、源泉徴収税または相続税の課税も受けない。

ファンドの受益証券の購入、申込み、取得、保有、転換、売却、買戻しまたは処分が各受益者に及ぼす影響は、当該受益者が服する法域の関係法に依存する。投資者および投資予定者は、このことに関して、および関係する為替管理その他の法規に関して、専門家の助言を求めるべきである。ファンドおよび受益者に関係する税法および税慣行ならびに税率は、変更される可能性がある。

## 外国口座税務コンプライアンス法 ( F A T C A )

2010年3月に追加雇用対策法（以下「雇用対策法」という。）が米国における法律として制定された。雇用対策法にはいわゆる外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」という。）の規定が含まれている。F A T C Aの規定の目的は、米国租税の回避に対する保障措置として、米国外の金融機関に対し、米国納税者のうち米国外に資産を（直接的または状況によって間接的に）保有する者を識別し、これに関して適切な報告を行うことを課すことである。

2014年3月28日、ルクセンブルグは、すべてのルクセンブルグ国籍の金融機関に対してF A T C Aを実施するため米国との政府間協定（以下「I G A」という。）に調印した。「金融機関」とは、I G Aに規定される保管機関、預託機関、投資事業体または特定保険会社をいう。I G AはF A T C A法として取り込まれ、これによりルクセンブルグの金融機関は、直接税庁であるルクセンブルグ税務当局に自社に資産を（直接的または状況によって間接的に）保有する米国納税者の詳細を報告することを義務付けられており、ルクセンブルグは自動的に米国と情報交換を行うことが可能である。2014年7月1日より効力を発生したI G Aにはルクセンブルグの金融機関であるファンドも該当し、同日以降のI G Aに規定された米国人、米国籍のコントローリング・パーソンを有する受動的・非金融外国主体（Passive NFFE）または不参加金融機関である新規の受益者および債務保有者（存在する場合）の有無について、申込みを通じて必須の証拠を（多くの場合、自己証明書を取得することで）得ることが要求される。ファンドは、保有する記録に基づき、既存（すなわち、2014年6月30日現在）の受益者（および債務保有者（存在する場合））のうちI G Aに規定された米国人、米国籍のコントローリング・パーソンを有する受動的・非金融外国主体または不参加金融機関を識別することを義務付けられていた。

更に、ファンドは、I G Aを施行するルクセンブルグ法に基づき、I G Aに規定された米国人または米国籍のコントローリング・パーソンを有する受動的・非金融外国主体になったと考えられる受益者（または債務保有者（存在する場合））が存在すれば、その者に関してI G Aに基づき要求されることがある情報を、ルクセンブルグ税務当局に対して開示することを義務付けられている。各受益者（または債務保有者（存在する場合））は、F A T C Aに規定された状況が変化した場合、ファンドに対して直ちに通知しなければならない。投資家は、I G A、またはより広範囲には米国F A T C Aの規制によって課されることがある潜在的な義務に関して、自身の税務アドバイザーに相談する必要がある。

I G Aの要項に基づき、ルクセンブルグの金融機関であるファンドは、ルクセンブルグ法の著しい不遵守があるとみなされない限り、米国租税の追加徴収の対象とはならない。

## 5【運用状況】

サブ・ファンドは、2024年8月29日から運用を開始する。

### （1）【投資状況】

該当事項なし。

### （2）【投資資産】

該当事項なし。

### （3）【運用実績】

該当事項なし。

### （4）【販売及び買戻しの実績】

該当事項なし。

## 第 2 【 管理及び運営 】

### 1 【 申込 ( 販売 ) 手続等 】

#### ( 1 ) 海外における申込手続等

記入済申込書および決済資金が、販売会社または管理会社により、その営業日の適用ある取引締切時間までに受領された場合、通常、当該クラスの受益証券の当該申込受領後に計算される受益証券 1 口当たり純資産価格に適用ある申込手数料を加えて処理される。純資産価格は、マスター・ファンドの投資証券の 1 口当たり純資産価格が計算される各評価日に計算される。

販売会社および管理会社は、ルクセンブルグの法律およびその他の適用あるマネー・ロンダリングに関する法律を遵守しなければならない。投資者は、その申込みが受領される前に、追加的な身分証明を求められる場合がある。通常は、管理会社および / または販売会社は、登録された受益者以外の者から受領またはそれらの者に対して支払を行うことはない。

標準的な取引締切時間は、以下の表のとおりであるが、一定の例外がある。

取引締切時間	
イギリス時間 ( 通常中央欧州時間 )	日本時間
午前 8 時 ( 午前 9 時 )	午後 3 時

受益者は、通常、購入または買付けの後、受益証券の転換、売却または買戻しまで、3 営業日を上限として待たなければならない。

購入価格は、評価日における当該クラスの基準通貨による受益証券の 1 口当たり純資産価格と適用ある申込手数料の合計額である。申込手数料は、適用ある受益証券 1 口当たり純資産価格の 5.25% を上限とし、当該受益証券の販売を代理する者に支払われる。受益証券口数は、円建ての場合には 1 口単位までに、米ドル建てまたはユーロ建ての場合には小数第二位までに切り上げまたは切り捨てされる。

各クラスの受益証券の最も直近の受益証券 1 口当たり純資産価格の詳細は、販売会社または管理会社から入手することができる。

管理会社の裁量により、評価日または上記の締切時間は変更されることがあり、また、追加的な評価日および異なる締切時間が指定されることもある。管理会社は、受益者に対して、評価日または締切時間の変更を通知する。管理会社が受益証券 1 口当たり純資産価格の決定を停止または延期した場合には、その翌評価日における評価が利用される。

原則として、注文は、販売会社が受領した日に管理会社に転送される。ただし、その注文が、注文が実行される営業所により随時に設定される締切時間までに販売会社により受領された場合に限られる。販売会社は、価格変更により利益を受けるために、注文を保留することが許されていない。

管理会社は、その裁量により、受益証券の買付申込みを拒否することができる。

#### マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止のための手続

金融業セクターに関する 1993 年 4 月 5 日ルクセンブルグ法 ( 改正済 )、マネー・ロンダリングおよびテロリストによる資金調達への対抗策に関する 2004 年 11 月 12 日ルクセンブルグ法 ( 改正済、以下「AML 法」という。)、マネー・ロンダリングおよびテロリストによる資金調達に対抗する法的枠組みを強化する 2010 年 10 月 27 日法、規制の枠組みの法的拘束力のある強化を実施する 2012 年 12 月 14 日付金融監督委員会 ( C S S F ) 規則 12 - 02 号 ( 改正済、以下「規則 12 - 02 号」という。)、ならびにルクセンブルグの監督当局による関連通達に従い、管理会社には、マネー・ロンダリングおよびテロリストによる資金調達を目的とした投資信託の利用を防止する措置を取る義務が課されている。

この文脈において、管理会社および / または関連する販売会社により、投資者および該当する場合には実質所有者の身元確認の手続が確立されてきた。すなわち、投資者の申込書には、随時定められた身元確認書類を添付する必要がある。また、投資者は、関連法令上の継続的な顧客デューディリ

ジェンスの要件に従い、追加または更新された身元確認書類の提供を随時要求される可能性がある。かかる情報には収入源および職業が含まれる場合がある。書面を提出しない場合、投資の遅延または売却手取金の支払い留保につながる可能性がある。

また、AML法第3条の2及び規則12-02号第3条に基づき、関連するリスクを適切に管理・軽減するため、仲介業者の設立国・地域、規制状況、公的懲戒記録および評判、AML/CTFプログラムならびに顧客デューデリジェンス・プロセスのレビューを含む仲介業者に関するレビュー・評価により構成されるデューデリジェンス強化策が実施される。

AML法第3条第7項及び第4条第1項に従い、ファンドは、その資産について予防措置を適用することも要求されている。ファンドは、リスクベース・アプローチを用いて、その商品およびサービスの提供によって、犯罪収益が金融システムに持ち込まれ、構成されまたは統合される事態に対する潜在的な脆弱性の程度を評価する。

## (2) 日本における申込手続等

日本においては、2024年8月29日から2025年10月31日までの申込期間中の評価日であつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に、申込取扱場所である日本における販売会社においてファンド証券の申込みの取扱いが行われる。評価日に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」および他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、販売取扱会社によっては、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することができる場合がある。販売の単位は、1,000米ドル以上10米ドル単位もしくは100口以上1口単位、または100米ドル以上0.01米ドル単位である。ただし、販売取扱会社により異なる申込単位を用いる場合がある。販売取扱会社毎の申込単位に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。販売取扱会社により受領された買付申込みのすべては、日本における販売会社により、ルクセンブルグの登録および名義書換事務代行会社に詳細を取り次ぐため、総販売会社に送付される。日本における約定日は原則として日本における販売会社または販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日(通常、発注日の日本における翌営業日)であり、約定日から起算して日本における4営業日目までに受渡しを行うものとする。日本における販売会社または販売取扱会社においては、口座毎に申込注文金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出することがある(ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途取り決める場合は除く。)。一方、管理会社においては、日本における販売会社または販売取扱会社からの申込注文金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計を算出することがある。

管理会社は、その裁量により、受益証券の買付申込みを拒否することができる。

また、管理会社は、「米国人」によるファンド証券の所有を阻止することができる。

代行協会員が必要と認める場合には、日本において申込みを取り扱わないことがある。日本における申込取扱時間は、原則として、午後3時までとする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社によっては対応が異なる場合がある。サブ・ファンドの日本における申込取扱日および取扱時間に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

ファンド証券1口当たりの販売価格は、申込受領後に計算される受益証券1口当たり純資産価格である。口座約款または累積投資約款に従い受渡しを行う。

申込手数料は、申込金額の3.3%(消費税等相当額抜き3.0%)を上限とする。ただし、累積投資約款に基づく再投資については、申込手数料は課されない。

なお、申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

販売取扱会社は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託し口座約款を締結した投資者に対し、代金の受領と引換えに取引報告書を交付する。代金は、原則として基準通貨である米ドルまたは円で支払うことができる。米ドルと円との換算は、別段の定めのない限り、当該申込みの約定日における東京外国為替市場に準拠したもので、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社の米ドルの預金口座への振込みにより米ドルで支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「(1) 海外における申込手続等」の記載は、適宜、日本における申込手続等にも適用されることがある。

## 2【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し手続等

管理会社は、A I F M規則の要件に基づく流動性管理方針を導入した。

受益者は、販売会社または管理会社を通じて、その営業日に、その受益証券の買戻しを請求することができる。買戻し請求には買い戻されるべき受益証券の口数または額（当該クラスの基準通貨による。）が明記されなければならない。最低買戻額は、最低追加投資額に対応する。

販売会社は、受益者のために、管理会社に買戻し請求が送付されるようにアレンジする。

管理会社は、マスター・ファンドの投資証券の買戻しが停止されている場合、受益者の受益証券買戻し請求権を停止することができる。

更に、サブ・ファンドの発行済受益証券総口数の10%を超える買戻し請求がある評価日に受領された場合、管理会社は、その10%を超える部分の買戻し請求について、その買戻し請求が受領された次の評価日まで延期することを決定することができる。

かかる延期により取り扱われなかった買戻し請求は、当初の買戻し請求が完了されるまで、翌評価日に受領されたその後の買戻し請求よりも優先して扱われる。

管理会社は、また、マスター・ファンドの投資証券の買戻しが制限されている場合、ある評価日における買戻しを制限し、当該評価日から3営業日以内に買戻し代金の支払をなすために必要な期間内にその裏付資産の換価ができない限り、買戻し請求を減額することができる。

買戻し価格は、買戻し請求受領後の評価日において決定される受益証券1口当たり純資産価格（当該クラスの基準通貨による。）となる。ただし、買戻し請求が適用ある締切時間までに受領された場合に限る。

買戻し価格は、買戻し日に適用ある（即ち、買戻し請求日に適用される）1口当たり純資産価格により、買付価格より高くなる場合もあれば低くなる場合もある。

買戻し請求により、ある受益者により保有される受益証券の残高がサブ・ファンドまたはクラスについての最低投資レベルを下回ることとなる場合には、その保有するすべての受益証券の買戻し請求として取り扱われることがある。

### (2) 日本における買戻し手続等

受益者は、販売取扱会社を通じて、評価日であつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に、その受益証券の買戻しを請求することができる。買戻し請求には買い戻されるべき受益証券の口数または額（当該クラスの基準通貨による。）が明記されなければならない。買戻し単位は、1,000米ドル以上10米ドル単位もしくは100口以上1口単位、または0.01口以上0.01口単位とする。ただし、販売取扱会社により異なる買戻し単位を用いる場合がある。買戻し単位に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

代行協会員が必要と認める場合には、日本において買戻し請求を取り扱わないことがある。日本における買戻し請求の取扱時間は、原則として、午後3時までとする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社によっては対応が異なる場合がある。サブ・ファンドの日本における買戻し請求取扱日および取扱時間に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

販売取扱会社は、受益者のために、管理会社に買戻し請求が送付されるようにアレンジする。

日本における約定日は原則として販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日（通常、買戻し日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して日本における4営業日目に、受渡しを行うものとする。

管理会社は、マスター・ファンドの投資証券の買戻しが停止されている場合、受益者の受益証券買戻し請求権を停止することができる。

更に、サブ・ファンドの発行済受益証券総口数の10%を超える買戻し請求がある評価日に受領された場合、管理会社は、その10%を超える部分の買戻し請求について、その買戻し請求が受領された次の評価日まで延期することを決定することができる。

かかる延期により取り扱われなかった買戻し請求は、当初の買戻し請求が完了されるまで、翌評価日に受領されたその後の買戻し請求よりも優先して扱われる。

管理会社は、また、マスター・ファンドの投資証券の買戻しが制限されている場合、ある評価日における買戻しを制限し、当該評価日から3営業日以内に買戻代金の支払をなすために必要な期間内にその裏付資産の換価ができない限り、買戻請求を減額することができる。

買戻価格は、買戻請求受領後の評価日に決定される受益証券1口当たり純資産価格（当該クラスの基準通貨による。）となる。ただし、買戻請求が適用ある締切時間までに受領された場合に限る。

買戻価格は、買戻日に適用ある（即ち、買戻請求日に適用される）1口当たり純資産価格により、買付価格より高くなる場合もあれば低くなる場合もある。

買戻請求により、ある受益者により保有される受益証券の残高がサブ・ファンドまたはクラスについての最低投資レベルを下回ることとなる場合には、その保有するすべての受益証券の買戻請求として取り扱われることがある。

買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、原則として基準通貨である米ドルまたは円で支払うものとする。米ドルと円との換算は、別段の定めのない限り、当該買戻しの約定日における東京外国為替市場に準拠したもので、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

前記「(1) 海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

### 3 【ファンド証券の譲渡】

受益者は、いつでも、第三者にファンド証券を譲渡することができる。かかる譲渡を受益者名簿上明らかにするためには、譲渡人および譲受人の双方が譲渡書に署名するものとする。

### 4 【資産管理等の概要】

#### ( 1 ) 【資産の評価】

受益証券 1 口当たり純資産価格の計算

管理会社は、A I F M規則の要件に基づく評価方針を導入した。

各クラスの受益証券の 1 口当たり純資産価格は、毎評価日に、日本円または管理会社により決定されるその他の通貨で、当該クラスの受益証券に適正に割当てることができるファンドの資産額から負債額 ( 管理会社が必要または妥当であると判断する引当金を含む。 ) を差し引いた金額を受益証券 1 口当たり純資産価格の決定時における発行済の当該クラスの受益証券の総口数により除することにより、管理会社によって決定される。投資収益、支払利息、手数料およびその他の債務 ( 管理報酬を含む。 ) は可能な限り日割りで算出されるものとする。発行価格および買戻価格の計算の目的で、かかる受益証券 1 口当たり純資産価格は、ファンドの販売文書に記載される他の通貨に転換される。

複数のサブ・ファンドが存在する場合、ファンドの計算において、管理会社は、サブ・ファンドを下記のように設定する。

- a ) 特定のクラスの受益証券の発行により受領される手取金は、ファンドの帳簿上、当該クラスの受益証券のために設定されたファンドのサブ・ファンドに計上され、場合により、当該金額は、発行されるクラスの受益証券に帰属する当該サブ・ファンドの純資産の比率を増大させる。また、当該クラスに帰属する資産、負債、収入および支出は、約款の規定に従いファンドの当該サブ・ファンドに計上される。
- b ) 資産が別の資産から派生する場合、かかる派生資産は、ファンドの帳簿上、その派生源である資産が帰属するファンドのサブ・ファンドに計上され、資産の再評価毎に、価額の増減は、当該サブ・ファンドに帰属する。
- c ) ファンドが、ファンドの特定サブ・ファンドの資産に関してまたはファンドの特定サブ・ファンドの資産に関連してとられた行動に関して負債を負う場合、かかる負債は、当該サブ・ファンドに割り当てられる。
- d ) ファンドの資産または負債がファンドの特定サブ・ファンドに帰属すると判断できない場合、当該資産または負債は、各クラスの受益証券の純資産額に応じて按分してすべてのサブ・ファンドに割り当てられる。
- e ) 特定クラスに帰属する費用が支払われる場合および / または特定のクラスの受益証券について他の受益証券より高額な分配が行われる場合、当該クラスの受益証券の純資産額は、当該費用分および / または特定クラスの受益証券の所持人に対して支払われる分配金が他のクラスの受益証券の所持人に対する分配金を上回る分だけ減額され ( これにより、当該クラスの受益証券に帰属するファンドまたはサブ・ファンド ( 場合による。 ) の純資産総額の比率は減少する。 )、他の受益証券のクラスに帰属する純資産額は、同額のままとする ( これにより、当該他の受益証券のクラスに帰属するファンドまたはサブ・ファンド ( 場合による。 ) の純資産総額の比率は増大する。 )。
- f ) 特定クラスに帰属する資産 ( 存在する場合 ) が当該クラスのみにも帰属することを停止した場合および / または当該資産から発生した収益もしくは資産がファンドの同一サブ・ファンドに関連して発行された受益証券の各種クラスに帰属することとなる場合、ファンドのサブ・ファンド中の当該受益証券のクラスの持分は、当該繰入額に応じて増加する。
- g ) 受益証券が発行または買い戻される場合、当該クラスの受益証券に帰属する共通のポートフォリオ中の持分は、当該発行または買い戻しにつきファンドが受領または支払う ( 場合による。 ) 金額分だけ増額または減額される。

ファンドは、既存のファンドのサブ・ファンドに関連して追加されたクラスの受益証券をいつでも発行することができる。サブ・ファンドにおけるかかる追加されたクラスの受益証券の持分は、当初、ファンドが受領しサブ・ファンドに投資される発行総額を既存のサブ・ファンドの価額に応じて按分して決定される。

ファンド資産の評価は次のようにして行う。

(a) 投資信託の投資証券または受益証券は、それらの直近の純資産価格に基づき評価される。

(b) 現金およびその他の流動資産は、その額面金額および当該日終了時までの経過利息の合計額により評価される。

(c) 管理会社により随時決定されるサブ・ファンドの通貨以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値で当該通貨に換算される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

日本においては、ファンド証券の1口当たり純資産価格を代行協会員、日本における販売会社および販売取扱会社に問い合わせることができる。

受益証券1口当たり純資産価格の決定の停止

管理会社は、次の場合において、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止し、サブ・ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- ( ) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- ( ) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が要求されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。
- ( ) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。
- ( ) サブ・ファンドの組入証券の重要な部分を表章する投資信託の投資証券または受益証券の価格を決定することが不可能な場合。

管理会社は、マスター・ファンドの1口当たり純資産価格の決定が停止された場合、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止し、したがって受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

## ( 2 ) 【 保管 】

ファンド証券の券面または確認書は、受益者の責任において保管される。日本において投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社を名義人とする確認書を、日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券についての取引残高報告書が定期的に交付される。

## ( 3 ) 【 信託期間 】 ( 存続期間 )

ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は、無期限である。

## ( 4 ) 【 計算期間 】

ファンドの決算日は、毎年4月30日である。複数のサブ・ファンドがある場合、ファンドの会計記録は、各サブ・ファンドの表示通貨建て個別に維持される。年次会計書類は円建て表示される連結会計書類とともにサブ・ファンドの表示通貨で表示される。ファンドの財務書類は、ルクセンブルグで一般に認められた会計基準に基づき作成される。

## ( 5 ) 【 その他 】

ファンドおよびサブ・ファンドの解散等

ファンドおよびそのサブ・ファンドは、存続期間を無期限として設定されている。受益者、その相続人およびその他の実質所有者はファンドまたはサブ・ファンドの解散または分割を請求することができない。ファンドは、管理会社および保管受託銀行の相互の合意により、いつでも解散される。ファンドの解散通知は、RESEAおよび2つの新聞(うち1つはルクセンブルグの新聞)に公告される。ファンドの受益証券は、管理会社および保管受託銀行のかかる決定の日の後は発行することができない。受益証券の買戻しは、受益者間の平等取扱いが確保できる状況においては、継続される。管理会社は、ファンドの資産を、受益者の最良の利益に適うように換価し、かつ保管受託銀行は、管理会社の指示のもとに、清算費用および支出を控除した上、受益証券の各クラスに対応する純清算手取金を、各クラスの権利の比率に応じて、各クラスの受益証券の保有者に対して、管理会社の指示に従い、分配する。

清算終了までに権利のある者に分配することのできなかつた清算手取金は、適用ある時効期間が満了するまでの間、ルクセンブルグの供託機関に預託される。

ファンドが複数のサブ・ファンドにより構成される場合、管理会社は、同様に、ファンドを終了させることなくファンドのサブ・ファンドを解散することを決定できる。その場合、管理会社は、かかるサブ・ファンドの各クラスの受益証券の保有者に対して、そのサブ・ファンドの各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格全額を払い戻す。当該サブ・ファンドを解散するかかる決定は、当該サブ・ファンドの受益者に書面により通知され、また、当該サブ・ファンドのファンド証券がルクセンブルグ証券取引所に上場されている場合には、ルクセンブルグの新聞において公告される。清算終了時に権利を付与された者に分配できない払戻手取金の残金は、適用ある時効期間が満了するまで、供託機関に預託される。

(注) サブ・ファンドのクラスについても、管理会社の取締役会の決議により、サブ・ファンドの解散と同様の手続により終了することができる。

管理会社の決定により、二またはそれ以上のサブ・ファンドが統合し、対応する単一または複数の受益証券のクラスが対応する他のファンドのサブ・ファンドの単一または複数のクラスの受益証券に転換される。かかる場合、異なる受益証券クラスの権利は、それぞれの受益証券1口当たり純資産価格の比率により決定される。かかる合併の通知は、投資者が、統合後のサブ・ファンドに参加することを欲しない場合に買戻請求をすることを可能とするため、少なくともその1か月前になされることを要する。サブ・ファンドの統合は、フィデリティ・ファンズのファンドが合併する場合に生じることがある。

約款の修正

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができる。修正は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に預託された旨の記載がルクセンブルグの R E S A に公告された日または当該変更約款に記載されたその他の日に発効する。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方の当事者が他方当事者に90日前に書面で通知を行うことにより終了することができる。ただし、不可抗力の場合を除き、後任の保管受託銀行が退任する保管受託銀行に代わり有効に任命されることを条件とする。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、他の契約当事者に対し、3か月前の書面による終了通知がなされるまで有効とする。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈され、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、他方当事者に対する書面による通知後3か月で終了する。

同契約は、バミューダ法に準拠し、同法により解釈され、同法に基づき変更することができる。

## 5 【受益者の権利等】

### ( 1 ) 【受益者の権利等】

受益者がファンドに対し受益権を直接行使するためには、受益者名簿においてファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の受益者名簿における登録名義人でないため、ファンドに対し直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、自らの取決めに従い、かつ本人の責任において、権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

#### 分配請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、その保有する受益証券口数に応じて、ファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

#### 買戻請求権

受益者は、いつでも、受益証券の買戻しを販売会社を通じて管理会社に請求することができる。

#### 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散される場合、受益者は、ファンドのために行為する管理会社に対し、その保有する受益証券口数に応じて、残余財産の分配を請求する権利を有する。

( 注 ) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

### ( 2 ) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

### ( 3 ) 【本邦における代理人】

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

である。

**（４）【裁判管轄等】**

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

サブ・ファンドの運用は、2024年8月29日から開始する予定であり、サブ・ファンドは、現在何ら資産を保有していない。第1期の監査済財務書類は、2025年4月30日に終了する期間について作成される。ファンドの会計監査は、デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテが行う。なお、デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテは、公認会計士法（昭和23年法律第103号、その後の改正を含みます。）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等である。

#### 1【財務諸表】

該当事項なし。

## 2【ファンドの現況】

該当事項なし。

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりである。

取扱機関 F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ボルシェット通り 2 a

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

### (2) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

### (3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

2024年6月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ（約8,617万円）で、2024年6月末日現在全額払込済である。また、1株1,000ユーロ（172,330円）の額面で記名株式500株を発行済である。

直近5年間に於いて資本金の額の増減はない。

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任および/または更迭される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出することができ、秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。

取締役会の招集通知は、遅くとも開催日の24時間前に取締役全員に送付されるものとする。かかる通知は、書簡、速達便、クーリエ、ファックス、テレックス、電子メールもしくはケーブルまたはかかる通知を証明することのできるその他の通信手段によって、書面により取締役に送付されるものとする。かかる通知は、書簡、ファックス、テレックス、電子メールもしくはケーブルまたはかかる同意を証明することのできるその他の通信手段により各取締役の書面による同意が得られた場合には、放棄することができ、取締役会において出席または代理委任状による代理人の代理出席した取締役に よって放棄されたとみなされる。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催される個別の取締役会については、個別にかかる通知をする必要はない。

取締役は、書面により、または書簡、ファックス、テレックス、電子メールもしくはケーブル、もしくはかかる委任状を証明することのできるその他の通信手段により、他の取締役を代理人として指名することができる。取締役は、電話、ビデオまたは類似の通信手段を使って取締役会に出席することができる。取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議しまたは行為することができる。決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われる。欠席または代理委任状による代理人が代理出席していない取締役は、書面により、または書簡、ファックス、テレックス、電子メールもしくはケーブル、もしくはかかる議決権行使を証明することのできるその他の通信手段によって、議決権を行使できる。

取締役会は、あらゆる状況において、いつ何時でも、取締役全員の書面による同意を得ることにより、持回りによる決議を行うことができ、このようにすべての取締役により可決され署名された書面決議は、適式に招集および開催された取締役会において可決された場合と同様に有効とされ、効力を発生する。かかる署名は、同一の書面または同一の決議の複数の写しに記載することができ、書簡、ファックス、テレックス、電子メールもしくはケーブルにより書面でまたはかかる署名および送信者の身元を証明することのできるその他の通信手段により証明されることができる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、以下のとおりである。

- ・ 指令2009 / 65 / E Cに規定する、ルクセンブルグ国内外の一または複数のU C I T Sならびにその他のルクセンブルグ国内外の投資信託に関して、2010年法別表 に記載される管理運用業務の全部または一部 ( ポートフォリオ運用、管理および販売を含む。 ) を提供すること。
- ・ ルクセンブルグ国内外の投資信託に対し、2013年法第 5 条第 2 項および別紙 に基づく管理運用業務の全部または一部 ( ポートフォリオ運用、リスク管理、管理、販売および投資信託の資産に関する活動を含む。 ) を提供すること。
- ・ ルクセンブルグ法に基づき設定された契約型投資信託および投資法人に関して管理会社として行為すること。

管理会社は、A I F M規則によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。また、かかる地位において、管理会社は、A I F M規則の要件の遵守を確保する責任を負っており、特にファンドのポートフォリオ運用およびリスク管理を委託されている。管理会社は、A I F M規則の規定に従い、かかる規定の対象として、その職務を委託することができる。加えて、管理会社は、2013年法第 8 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項および第 6 項ならびに専門的な債務リスクの可能性に関連した ( A I F M D の ) レベル 規則第14条の規定の遵守を免除されている。2013年法第 8 条第 7 項 a ) 号に従い、管理会社は、専門的過失に起因する潜在的な債務リスクを補填するために適切な自己資金を追加的に保有する。

管理会社は、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイに委託している。管理会社は、ファンドの登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社としても行為する。

2024年 6 月28日現在、管理会社は、3本の契約型投資信託 ( 2本のルクセンブルグ籍オープン・エンド型アンブレラ型投資信託および1本のアイルランド籍オープン・エンド型アンブレラ型投資信託 ) および11本の会社型投資信託 ( 3本のルクセンブルグ籍オープン・エンド型アンブレラ型変動資本型投資法人、3本のルクセンブルグ籍プライベート・アセット・ファンド ( 株式有限責任会社型パートナーシップ ) および5本のアイルランド籍オープン・エンド型アンブレラ型変動資本型投資法人 ) を管理している。

その純資産額は、178,970,090,144米ドルである。

管理会社はファンドの受益者が公平に扱われることを確保する。同一のサブ・ファンド内の同一のクラスに係る各受益証券は、同一の権利と義務を伴う。そのため、同一のサブ・ファンド内の同一のクラスの受益証券を保有する受益者は、すべて平等に扱われることが確保されている。管理会社 ( またはその委託先のいずれか ) は、ある投資家に対して、他の投資家にとって全体として著しく不利となる結果を招くと管理会社が正当に判断する有利な待遇を付与する契約を締結することはない。

### 3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2024年6月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝172.33円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## （１）【貸借対照表】

## F I L ・ インベストメント ・ マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

## 貸借対照表

2023年12月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2023年		2022年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
<b>資産</b>					
<b>固定資産</b>					
無形資産					
有償取得のれん	3, 2.2	773,730	133,336	1,031,640	177,782
<b>流動資産</b>					
債権					
- 1年以内に期限の到来する 売上債権	2.3 4	13,960,241	2,405,768	12,741,536	2,195,748
- 1年以内に期限の到来する 関連会社からの未収金	2.4, 5	9,528,433	1,642,034	8,711,626	1,501,274
- 1年以内に期限の到来する その他の債権		464,490	80,045	-	-
投資証券等					
その他の投資証券等	2.5, 6	37,995,125	6,547,699	56,215,409	9,687,601
銀行預金および手許金		1,436,293	247,516	1,691,369	291,473
		<u>63,384,582</u>	<u>10,923,065</u>	<u>79,359,940</u>	<u>13,676,098</u>
前払費用	2.6	87,696	15,112	88,198	15,199
<b>資産合計</b>		<u>64,246,008</u>	<u>11,071,514</u>	<u>80,479,778</u>	<u>13,869,080</u>
<b>資本、準備金および負債</b>					
<b>資本および準備金</b>					
払込資本	7	500,000	86,165	500,000	86,165
資本剰余金勘定	8	6,000,000	1,033,980	26,000,000	4,480,580
<b>準備金</b>					
- 法定準備金	9, 10	50,000	8,616	50,000	8,616
- 公正価値準備金を含むその他の準備金	10				
- その他の配当不能準備金	11	1,072,720	184,861	654,125	112,725
繰越損益	10	28,251,525	4,868,585	20,961,689	3,612,327
当期損益		6,816,159	1,174,628	7,708,431	1,328,393
		<u>42,690,404</u>	<u>7,356,837</u>	<u>55,874,245</u>	<u>9,628,808</u>
引当金	2.7				
その他の引当金	12	1,120,205	193,044	1,319,924	227,462
買掛金	2.8				
- 1年以内に支払期限の到来する 買掛金	13	7,307,171	1,259,244	7,963,239	1,372,304
- 1年以内に支払期限の到来する 関連会社に対する未払金	2.4, 5	11,773,267	2,028,887	13,580,431	2,340,315
その他の買掛金					
- 税務当局	14	139,121	23,974	660,962	113,903
- 社会保障当局		1,215,840	209,525	943,337	162,565
- 1年以内に支払期限の到来する その他の買掛金		-	-	137,640	23,719
		<u>20,435,399</u>	<u>3,521,632</u>	<u>23,285,609</u>	<u>4,012,808</u>
<b>資本、準備金および負債合計</b>		<u>64,246,008</u>	<u>11,071,514</u>	<u>80,479,778</u>	<u>13,869,080</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ( 2 ) 【 損益計算書 】

## F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

## 損益計算書

2023年12月31日に終了した事業年度

( ユーロで表示 )

	注記	2023年		2022年	
		( ユーロ )	( 千円 )	( ユーロ )	( 千円 )
純売上高	2.9,15	115,542,000	19,911,352	111,773,939	19,262,002
その他の営業収益		-	-	212,049	36,542
その他の外部費用	16	(95,858,451)	(16,519,286)	(92,516,481)	(15,943,365)
人件費	17				
- 賃金 ・ 給料		(9,860,203)	(1,699,208)	(7,242,580)	(1,248,113)
- 社会保障費					
. 年金関連		(584,255)	(100,684)	(322,553)	(55,585)
. その他の社会保障費		(1,161,063)	(200,085)	(948,598)	(163,471)
- その他の人件費		(154,320)	(26,593)	(158,680)	(27,345)
		(11,759,841)	(2,026,573)	(8,672,411)	(1,494,516)
評価調整					
- 創業費、有形固定資産および 無形固定資産にかかる評価調整	3	(257,910)	(44,445)	(257,910)	(44,445)
その他の受取利息および類似する収益					
- その他の利息および類似する収益		633,395	109,152	44,944	7,745
支払利息および類似する費用					
- その他の利息および類似する費用		(3,047)	(525)	(388,846)	(67,009)
損益に対する課税	18	(1,479,987)	(255,046)	(2,486,853)	(428,559)
税引後損益		6,816,159	1,174,628	7,708,431	1,328,393
上記項目に含まれないその他の税		-	-	-	-
当期損益		6,816,159	1,174,628	7,708,431	1,328,393

添付の注記は当財務書類の一部である。

## F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

## 財務書類に対する注記

2023年12月31日現在

## 注1 - 一般情報

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、存続期間を限定せずルクセンブルグの法律に従って株式会社（Société Anonyme）として2002年8月14日に設立され、その登記上の事務所はルクセンブルグ市に設置されている。

当社の当初の目的は、フィデリティ・ワールド・ファンズとして知られる投資信託の組成、管理事務および管理運用であり、またその分割されない共有持分を証明する証明書または確認書の発行であった。取締役会は、その後新たなファンドの設定を承認し、当社は、日興 フィデリティ・グローバル・セレクション（2002年12月13日設定）の管理運用も行っていった。

2011年6月22日、当社の臨時株主総会において、当社の定款の改訂（2011年7月1日発効）が承認された。主要な変更は、当社の目的を「投資信託に関する2010年12月17日法（2010年法）第101条第2項の意味する範囲における管理運用を行うことであり、契約型投資信託の設定、運営、管理および販売を含むがこれらに限られない。」に修正することであった。この変更により、2011年7月1日にフィデリティ・アクティブ・ストラテジー S I C A V、ならびに2012年6月1日にフィデリティ・ファンズ S I C A V に関して当社が U C I T S に基づく管理会社になることが可能となった。

オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「A I F M」という。）に関する2014年7月22日付指令に基づく当社の承認後、F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、2014年7月22日付でフィデリティ・インターナショナル・リアル・エステート・ファンドの管理責任を負った。2016年10月1日、フィデリティ・インターナショナル・リアル・エステート・ファンド - U Kリアル・エステート・ファンドは、フィデリティ U Kリアル・エステート・ファンドに移管され、その時点で当該ファンドの A I F M としての責任は、F I L インベストメント・サービスズ（英国）リミテッドに移った。当社は、引き続きユーロ圏リアル・エステート・ファンドの管理会社として存続している。

当社は、2022年4月13日に、当社の最終持株会社である F I L リミテッドから、アイルランド籍の管理会社で、フィデリティ・インターナショナルの一連のアイルランドのファンドを担当する F I L ファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「F F M I L」という。）の株式の100%を、27.4百万ユーロで取得した。F F M I L の資産、負債および活動は、その後、当社に吸収され、被合併会社の会計上の処理を目的として、クロスボーダーの簡易合併により、2022年6月1日に、2022年1月1日を効力発生日として、新規のアイルランド支店に移管された。したがって、それ以降、当社はフィデリティ・インターナショナルの以下の一連のアイルランドのファンドを担当している。

名称	法的形態
フィデリティ・インスティテューショナル・リクイデティ・ ファンド・ピーエルシー	U C I T S
フィデリティ・インスティテューショナル・ ヴァリアブル・キャピタル・カンパニー・ファンド・ピーエルシー	U C I T S
フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンド	U C I T S
フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンド	U C I T S
フィデリティ U C I T S I C A V	U C I T S
フィデリティ U C I T S I C A V	U C I T S
フィデリティ・クオリファイイング・インベスター・ファンズ・ピーエルシー	A I F

当社は、2018年10月1日以降、直接の親会社である F I L ホールディングス (ルクセンブルグ) エス ・ エイおよび F I L (ルクセンブルグ) エス ・ エイと共に付加価値税グループの一部である。

当社は、当社が間接的の子会社としてその一部である最大の組織を形成する F I L リミテッドの連結財務書類に含まれている。当該会社の登記上の事務所は、バミューダ、HM 19、ハミルトン、ペンブローク、クロー・レーン42番地、ペンブローク・ホールに所在する。

更に、当社は、当社が直接的の子会社としてその一部である最小の組織を形成する F I L ホールディングス (ルクセンブルグ) エス ・ エイの連結財務書類に含まれている。当該会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ボルシェット通り 2 a に所在する。当該住所においてその連結財務書類は入手可能である。

## 注2 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、継続会計基準により、取得原価主義に基づきルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。会計方針および評価は、2002年12月19日法 (改正済) によって定められている以外は、取締役会によって決定され適用される。

財務書類の作成は、一定の会計上の見積りの使用を必要とし、会計方針の適用の際に経営陣が判断を下すことを必要とする。仮定における変更は、変更が行われる期間の財務書類に重大な影響を及ぼす場合がある。経営陣は、仮定が適切であり、従って、財務書類が財政状態および結果を公正に提示していると判断する。

経営陣は、次期事業年度の資産および負債の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を作成する。これらの見積りおよび仮定は、継続的に評価され、過去の経験および現状合理的と考えられる将来の事象の予想を含むその他の要因に基づく。

当社の重要な会計方針は、以下のように要約される。

### 2.1 外貨換算

当社の機能通貨および報告通貨は、ユーロ ( E U R ) である。外貨建取引は、当初、当該取引日現在の実勢為替レートで計上される。

外国通貨建金融資産 (負債を除く。 ) は、貸借対照表日の実勢為替レートで再換算される。換算による未実現為替損失は、当期の純損益に計上される。為替利益は、実現主義に基づき損益計算書に計上される。

### 2.2 無形資産

無形資産は、取得費用を含む購入価格で評価される。無形資産は、見積耐用年数にわたり、定額法によって5年間で償却される。

取得時に発生するのれんは、取得した純資産の公正価値に対する取得対価の公正価値の超過金額を表している。のれんは資産計上され、便益を得ると予想される期間である5年間で償却される。取締役会は、各事業年度ののれんの帳簿価額を評価し、減損が生じて帳簿価額を回収できないかどうかを判断する。帳簿価額が回収可能価額を超過すると判断された場合には、超過額は損益勘定に振り替えられる。

### 2.3 債権

債権は、額面価額で評価され、回収が危ぶまれる場合に評価調整を課せられる。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合には、継続されない。

### 2.4 関連会社からの未収金 / 関連会社に対する未払金

貸借対照表における金額は、 F I L リミテッド ・ グループの方針に基づき純額で決済されている範囲において、取引相手方別に純額で表示されている。

### 2.5 その他の投資証券等

その他の投資証券等は、購入価格 (付帯する費用を含む。 ) または年次財務書類が作成される通貨で表示される時価のいずれか低い価格で評価される。評価調整は、時価が購入価格より低い場合に計上される。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合には、継続されない。

時価は、証券取引所に上場されているかまたはその他の規制ある市場で取引されている譲渡性証券に関しては、評価日における入手可能な最終の取引値に相当する。

### 2.6 前払費用

当該資産項目には、当期事業年度に発生したが次期事業年度中に関連する費用が含まれている。

## 2.7 引当金

債務引当金は、明らかに定義される性質を有し、貸借対照表日現在発生することが予想されるかまたは発生することが確実であるが、その金額または発生日時が不確かな性質を有する損失または債務を補填することを意図するものである。

## 2.8 買掛金

買掛金は、その返済価額で計上される。返済金額が受領金額より大きい場合、差額は資産として表示され、線形法に基づき債務の期間にわたり償却される。

## 2.9 純売上高

純売上高は、フィデリティのルクセンブルグに所在するファンドの監督、管理運用および管理事務から得られる金額（売上高に直結する払戻し、付加価値税およびその他の税金を控除後）で構成される。

## 注3 - 無形資産

当事業年度中の変動は以下のとおりである。

	有償取得のれん
	ユーロ
2023年1月1日現在の帳簿価額総額	1,289,550
当期追加	-
2023年12月31日現在の帳簿価額総額	1,289,550
2023年1月1日現在の累積評価調整	(257,910)
当期割当て	(257,910)
2023年12月31日現在の累積評価調整	(515,820)
2023年12月31日現在の帳簿価額純額	773,730
2022年12月31日現在の帳簿価額純額	1,031,640

当社は、2022年4月13日に、F I Lファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「F F M I L」という。）の株式の100%を、27.4百万ユーロで取得した。F F M I Lの純資産は、その後、クロスボーダーの簡易合併により、会計上の目的で遡及的効力発生日を2022年1月1日として2022年6月1日に当社に吸収され、のれんは1.3百万ユーロとなった。のれんは定額法によって5年間で償却される。

## 注4 - 売上債権

売上債権は、主に当社が管理運用するファンドのために支払った発生済みの管理報酬および関連する再請求可能費用に関するファンドからの未収金により構成される。

## 注5 - 関連会社からの未収金 / 関連会社に対する未払金

関連会社からの未収金は、主に投資信託の管理事務、管理運用および監督に関する F I L リミテッドおよび F I L ファンド ・ マネジメント ・ リミテッドからの未収金により構成されている。

関連会社に対する未払金は、主にファンド証券の販売に関連して F I L ディストリビューターズに対し支払うべき未払金、副投資顧問業務に関連して F I L インベストメント ・ インターナショナルに対し支払うべき未払金およびアイルランド支店に提供されるサービスについて F I L トランザクション ・ サービス ・ リミテッドに対し支払うべき未払金により構成されている。

## 注6 - その他の投資証券等

当社は、2023年および2022年に、現金残高の一部を、機会をとらえて一時的にモルガン ・ スタンレー ・ リクイデティ ・ ファンド ・ ピーエルシー ・ ユーロ ・ リクイデティ ・ ファンド ・ インスティテューショナル ・ アキュミュレーション ・ シェアーズ ・ ファンドおよびブラックロック ・ アイシーエス ・ ユーロ ・ リクイデティ ・ ファンドに投資した。

## 注7 - 払込資本

当社の授權かつ発行済株式資本は、1株当たり1,000ユーロの全額払込済の普通株式500株に分けられた500,000ユーロである。

	株数	ユーロ
2022年12月31日および2023年12月31日現在	500	500,000

## 注8 - 資本剰余金勘定

当社の資本剰余金勘定は、以下のとおりである。

	ユーロ
2023年1月1日現在	26,000,000
資本の払戻し	(20,000,000)
2023年12月31日現在	6,000,000

当社は、2023年9月1日に、当社の直接の親会社である F I L ホールディングス (ルクセンブルグ) エス ・ エイに対して20.0百万ユーロの資本剰余金を払い戻した。

## 注9 - 法定準備金

ルクセンブルグの会社法に準拠して、当社は各事業年度の純利益の最低5%を、株主に分配することができない法定準備金に振替えることを要求されている。この義務は、法定準備金の残高が発行済株式資本の10%に達すると必要でなくなる。

## 注10 - 準備金および損益項目の期中増減

2023年12月31日に終了した事業年度の増減は、以下のとおりであった。

	法定準備金	その他の準備金	繰越利益	当期利益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2022年12月31日現在	50,000	654,125	20,961,689	7,708,431
期中増減：				
- 前期利益の割当て	-	-	7,708,431	(7,708,431)
- その他の増減：資産税（富裕税）	-	418,595	(418,595)	-
- 当期利益	-	-	-	6,816,159
2023年12月31日現在	50,000	1,072,720	28,251,525	6,816,159

純利益の割当ては、2023年6月30日開催の年次総会において承認され、資産税（富裕税）引当金への割当ては、2023年12月21日付の株主決議によって承認された。

## 注11 - その他の配当不能準備金

当社は、ルクセンブルグの資産税（富裕税）法第8 a項に従い、その資産税（富裕税）債務を減少させた。当社は、資産税の減少金額の5倍に相当する金額を分配不能の準備金に割り当てた。この準備金は、割当て後5年間分配することができない。

## 注12 - その他の引当金

その他の引当金は、スタッフ向けの奨励制度に関連している。

## 注13 - 買掛金

買掛金は、主に支払利息により構成される。

## 注14 - 税務当局

当社は、ルクセンブルグおよびアイルランドにおいて適用される税法に服する。ルクセンブルグの税務当局は、法人税および資産税（富裕税）に関する2015年までの事業年度に関する査定を発行している。

## 注15 - 純売上高

純売上高は、以下のものにより構成されている。

	2023年	2022年
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	62,640,729	57,151,068
払戻し	(4,287,051)	(2,204,360)
管理事務報酬	57,188,322	56,827,231
	115,542,000	111,773,939

すべての売上高は、ルクセンブルグおよびアイルランドで行われた活動によるものである。

## 注16 - その他の外部費用

その他の外部費用には、以下のものが含まれる。

	2023年	2022年
	ユーロ	ユーロ
投資助言報酬	42,864,910	36,515,751
トレーラー・フィー	2,416,786	4,330,697
販売報酬	16,915,052	13,065,250
専門家報酬	8,023,208	6,970,649
所在地事務報酬および管理事務報酬	13,191,660	17,214,366
ファンド経費	314,076	305,117
保管報酬	10,274,676	10,080,112
その他	1,858,083	4,034,539
	95,858,451	92,516,481

## 注17 - 従業員および監督部門に関する詳細

## 17.1 スタッフ

当社は、当事業年度に平均96名の正社員を雇用しており、以下のとおりカテゴリー毎に分類される。

	2023年	2022年
管理職	-	-
従業員	96	70
	96	70

当社の管理職は、F I Lリミテッド・グループに属するその他の会社によって雇用されており、関連費用は当社に対して請求され、注16「その他の外部費用」中において「所在地事務報酬および管理事務報酬」として開示されている。

## 17.2 経営陣および監督部門のメンバーに付与される報酬ならびに元メンバーの退職年金に関する契約債務

当事業年度において、77,630ユーロ（2022年：39,321ユーロ）が非業務執行取締役役に支払われた。当社が直接支払を行ったか、または当社に請求書が送付されたか（その他の外部費用として開示されている。）にかかわらず、日々の運営責任に関して支払われた給料以外に、当社またはF I Lリミテッド・グループのその他の会社によって雇用された経営陣または監督メンバーに付与された報酬はない。当社にはまた、2022年および2023年12月31日現在、かかる部門の元メンバーの退職年金に関する契約債務はない。

## 17.3 経営陣および監督部門のメンバーに付与される前払金およびローン

2022年12月31日および2023年12月31日に終了した事業年度中において、かかるメンバーに付与された前払金およびローンはない。

## 注18 - 収益税

当社は、2015年7月1日より効力を発生した連結税務制度に基づき、F I Lホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイと連結税務を形成した。これにより、各社のルクセンブルグ所得税債務は連結される予定である。その結果、当事業年度の1,738,535ユーロ（2022年：2,486,853ユーロ）の負債は、「1年以内に期限の到来する関連会社からの未収金」に含まれる。

経済協力開発機構 ( O E C D ) は、2021年12月に、大規模多国籍企業が最低レベルの税金を支払うことを確保することを目的とした第2の柱モデルルールを公表した。ルクセンブルクでは、2023年に法案第8292号の下で第2の柱に関する法律が制定され、2024年1月1日に施行された。当社は、第2の柱に関する規定が施行される最初の会計期間における第2の柱に関する法律に対するエクスポージャーを評価中であるが、経営陣は、当社および支店の税負担に重大な影響はないと見積もっている。報告日現在、第2の柱に関する法律は施行されていなかったため、当期において、当社および支店に係る税務上のエクスポージャーはない。当社は、第2の柱にかかる所得税に関連する繰延税金資産および繰延税金負債の認識および情報の開示について、例外規定を適用している。

#### 注19 - 後発事象

当社は、2024年2月26日に、F H L U X に対し利益剰余金から5百万ユーロの配当を支払った。

[次へ](#)

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance sheet as at 31 December 2023

	Note(s)	2023 EUR	2022 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
Intangible assets			
Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration	3, 2.2	773,730	1,031,640
Current assets			
Debtors			
Trade debtors	2.3		
- becoming due and payable within one year	4	13,960,241	12,741,536
Amounts owed by affiliated undertakings	2.4, 5	9,528,433	8,711,626
- becoming due and payable within one year			
Other debtors		464,490	-
- becoming due and payable within one year			
Investments			
Other investments	2.5, 6	37,995,125	56,215,409
Cash at bank and in hand		1,436,293	1,691,369
		<u>63,384,582</u>	<u>79,359,940</u>
Prepayments	2.6	87,696	88,198
<b>Total Assets</b>		<b>64,246,008</b>	<b>80,479,778</b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

## Balance sheet as at 31 December 2023

	Note(s)	2023 EUR	2022 EUR
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
Capital and reserves			
Subscribed capital	7	500,000	500,000
Share premium account	8	6,000,000	26,000,000
Reserves			
Legal reserve	9, 10	50,000	50,000
Other reserves, including the fair value reserve	10		
- other non available reserves	11	1,072,720	654,125
Profit or loss brought forward	10	28,251,525	20,961,689
Profit or loss for the period / financial year		6,816,159	7,708,431
		<u>42,690,404</u>	<u>55,874,245</u>
Provisions			
Other provisions	12	1,120,205	1,319,924
Creditors			
Trade creditors			
- becoming due and payable within one year	13	7,307,171	7,963,239
Amounts owed to affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year	2.4, 5	11,773,267	13,580,431
Other creditors			
Tax authorities	14	139,121	660,962
Social security authorities		1,215,840	943,337
Other creditors			
- becoming due and payable within one year		-	137,640
		<u>20,435,399</u>	<u>23,285,609</u>
<b>Total Capital, Reserves and Liabilities</b>		<b>64,246,008</b>	<b>80,479,778</b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

## Profit and loss account for the year ended 31 December 2023

	Note(s)	2023 EUR	2022 EUR
Net turnover	2.9, 15	115,542,000	111,773,939
Other operating income		-	212,049
Other external expenses	16	(95,858,451)	(92,516,481)
Staff costs	17		
- Wages and salaries		(9,860,203)	(7,242,580)
- Social security costs			
i. relating to pensions		(584,255)	(322,553)
ii. other social security costs		(1,161,063)	(948,598)
- Other staff costs		(154,320)	(158,680)
		<u>(11,759,841)</u>	<u>(8,672,411)</u>
Value adjustments			
- In respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	3	(257,910)	(257,910)
Other interest receivable and similar income			
- Other interest and similar income		633,395	44,944
Interest payable and similar expenses			
- Other interest and similar expenses		(3,047)	(388,846)
Tax on profit or loss	18	(1,479,987)	(2,486,853)
Profit or loss after taxation		6,816,159	7,708,431
Other taxes not shown under previous items		-	-
<b>Profit or loss for the financial year</b>		<u><u>6,816,159</u></u>	<u><u>7,708,431</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

## Notes to the annual accounts as at 31 December 2023

### Note 1 - General information

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) was incorporated on 14 August 2002 as a Société Anonyme under the laws of Luxembourg for an unlimited period with its registered office established in Luxembourg city.

The original purpose of the Company was the creation, administration and management of a mutual investment fund known as Fidelity World Funds FCP and the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests therein. The Board of Directors has since then approved the launch of further FCPs, and consequently the Company also managed the Fidelity Nikko Global Selection FCP (launched 13 December 2002).

On 22 June 2011 an Extraordinary Meeting of the Company's shareholders approved amendments to the Company's Articles of Association with effect from 1 July 2011. The principal change was to amend the purpose of the Company to “management within the meaning of Article 101(2) of the Law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment (the “2010 Law”), including but not limited to the creation, administration, management, and marketing of undertakings for collective investment”. This change permitted the Company to become the UCITS IV management company for the Fidelity Active Strategy SICAV on 1 July 2011 and for the Fidelity Funds SICAV on 1 June 2012.

Following the Company's approval under the Alternative Investment Fund Managers (“AIFM”) Directive on 22 July 2014, FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. took responsibility for the management of the Fidelity International Real Estate Fund with effect from 22 July 2014. On 1 October 2016 the Fidelity International Real Estate Fund - UK Real Estate Fund was contributed into the Fidelity UK Real Estate Fund, at which point responsibility as AIFM for that fund passed to FIL Investment Services (UK) Limited. The Company remains the management company for the Eurozone Real Estate Funds.

The Company acquired 100% of the share capital of FIL Funds Management (Ireland) Limited (“FFMIL”), an Irish domiciled management company responsible for Fidelity International's Irish fund range, from FIL Limited, the Company's ultimate holding company, on 13 April 2022 for €27.4m. The assets, liabilities and activities of FFMIL were subsequently absorbed by the Company and transferred to a new Irish branch under a simplified cross border merger on 1 June 2022, with an effective date of 1 January 2022 for the purpose of accounting for the merged company. Since that date the Company has therefore been responsible for Fidelity International's Irish fund range consisting of:

Name	Legal form
Fidelity Institutional Liquidity Fund plc	UCITS
Fidelity Institutional Variable Capital Company Fund plc	UCITS
Fidelity Common Contractual Fund	UCITS
Fidelity Common Contractual Fund II	UCITS
Fidelity UCITS ICAV	UCITS
Fidelity UCITS II ICAV	UCITS
Fidelity Qualifying Investor Funds plc	AIF

During the year, the Company launched three new funds:

Name	Legal form	Domiciliation
Fidelity European Real Estate Climate Impact Fund SCA SICAV-SIF	AIF	Luxembourg
Fidelity European Direct Lending Fund SCSp	AIF	Luxembourg
Fidelity Funds 2 SICAV	UCITS	Luxembourg

The Company has since 1 October 2018 been part of a VAT group with its immediate parent, FIL Holdings (Luxembourg) S.A., and FIL (Luxembourg) S.A..

The Company is included in the consolidated accounts of FIL Limited forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as an indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located at Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, Hamilton, HM 19, Bermuda.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of FIL Holdings (Luxembourg) S.A. forming the smallest body of undertakings of which the Company forms part as a direct subsidiary undertaking. The registered office of that company is located at 2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, where its consolidated accounts are available.

#### Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts have been prepared on a going concern basis and in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention. Accounting policies and valuation are, besides the ones laid down by the Law of 19 December 2002 as amended, determined and applied by the Board of Directors.

The preparation of annual accounts requires the use of certain accounting estimates, and requires management to apply judgement in applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which the change is made. Management believes that the assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

Management makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. These estimates and assumptions are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events which are believed to be reasonable under the circumstances.

The principal accounting policies of the Company are summarised below.

## 2.1 Foreign currency translation

The functional and reporting currency of the Company is the Euro ( " EUR " ). Transactions denominated in foreign currencies are initially recorded at the rates of exchange prevailing at the dates of the transactions.

Monetary assets except liabilities denominated in foreign currencies are retranslated at the rates prevailing on the balance sheet date and unrealised losses arising on exchange are included in the net profit or loss for the year. Exchange gains are recorded in the profit and loss account on realisation.

## 2.2 Intangible assets

Intangible assets are valued at purchase price together with any incidental expenses of acquisition. They are depreciated over their estimated useful economic lives on a straight-line basis over 5 years.

Goodwill arising on acquisitions represents the excess of the fair value of consideration given over the fair value of the net assets acquired. It is capitalised and amortised over a period of 5 years, being the period expected to benefit. The Board of Directors evaluates the carrying value of goodwill in each financial year to determine if there has been an impairment in value, which would result in the inability to recover the carrying amount. When it is determined that the carrying value exceeds the recoverable amount, the excess is written off to the profit and loss account.

## 2.3 Debtors

Debtors are valued at their nominal value, subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

## 2.4 Amounts owed by / to affiliated undertakings

The amounts on the balance sheet are shown net by counterparty to the extent that they are settled net under FIL Limited group policy.

## 2.5 Other investments

Other investments are valued at the lower of purchase price, including expenses incidental thereto, and market value expressed in the currency in which the annual accounts are prepared. A value adjustment is recorded where the market value is lower than the purchase price. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

The market value corresponds to the latest available quote on the valuation day for transferable securities listed on a stock exchange or traded on another regulated market.

## 2.6 Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

## 2.7 Provisions

Provisions for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

## 2.8 Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value. When the amount repayable on account is greater than the amount received, the difference is shown as an asset and is written off over the period of the debt based on a linear method.

## 2.9 Net turnover

Net turnover consists of amounts derived from the oversight, management and administration of Fidelity's Luxembourg domiciled funds, after deductions of rebates, value added tax and other taxes directly linked to the turnover.

### Note 3 - Intangible assets

The movements during the year are as follows:

	Goodwill acquired for consideration EUR
Gross book value as at 1 January 2023	1,289,550
Additions for the year	-
<u>Gross book value as at 31 December 2023</u>	<u>1,289,550</u>
Accumulated value adjustments as at 1 January 2023	(257,910)
Allocations for the year	(257,910)
<u>Accumulated value adjustments as at 31 December 2023</u>	<u>(515,820)</u>
<u>Net book value as at 31 December 2023</u>	<u>773,730</u>
<u>Net book value as at 31 December 2022</u>	<u>1,031,640</u>

On 13 April 2022 the Company acquired 100% of the share capital of FIL Fund Management (Ireland) Limited ( "FFMIL" ) for €27.4m. The net assets of FFMIL were subsequently absorbed by the Company on 1 June 2022 in a simplified cross border merger, with a retrospective effective date for accounting purposes of 1 January 2022, resulting in goodwill of €1.3m. The goodwill is being amortised on a straight line basis over five years.

#### Note 4 - Trade debtors

Trade debtors consist principally of amounts due from the funds managed by the Company relating to accrued management fees and relevant rechargeable expenses paid on behalf of the fund by the Company.

#### Note 5 - Amounts owed by / to affiliated undertakings

Amounts owed by affiliated undertakings consists mainly of amounts due from FIL Limited and FIL Fund Management Limited relating to the administration, management and oversight of investment funds.

Amounts owed to affiliated undertakings consists mainly of amounts due to FIL Distributors relating to distribution of the funds, FIL Investments Internation relating to sub-advisory services, and to FIL Transaction Services Limited for services rendered to the Irish branch.

#### Note 6 - Other investments

The Company has taken the opportunity in 2023 and 2022 to invest part of its cash balances in the Morgan Stanley Liquidity Fund PLC – Euro Liquidity Fund Institutional Accumulation Shares fund on a renewable basis and in the BlackRock ICS Euro Liquidity Fund.

#### Note 7 - Subscribed capital

The authorised and issued share capital of the Company amounts to €500,000 divided into 500 ordinary shares of €1,000 each, fully paid up:

	Number	EUR
As at 31 December 2022 and 31 December 2023	500	500,000

#### Note 8 - Share premium account

The Company's share premium account is as follows:

	EUR
As at 1 January 2023	26,000,000
Return of capital	(20,000,000)
As at 31 December 2023	6,000,000

On 1 September 2023 the Company returned €20.0m of share premium to FIL Holdings (Luxembourg) S.A., its immediate parent.

#### Note 9 - Legal reserve

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its net profit for each financial year to a legal reserve which is not available for distribution to the shareholders. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the subscribed capital.

## Note 10 - Movements for the year on reserves and profit and loss items

The movements for the year ended 31 December 2023 were as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward	Profit for the period
	EUR	EUR	EUR	EUR
As at 31 December 2022	50,000	654,125	20,961,689	7,708,431
Movements for the period:				
- Allocation of previous year's profit	-	-	7,708,431	(7,708,431)
- Other movements: net wealth tax	-	418,595	(418,595)	-
- Profit for the year	-	-	-	6,816,159
As at 31 December 2023	50,000	1,072,720	28,251,525	6,816,159

The allocation of net profit was approved at the Annual General Meeting held on 30 June 2023, and the allocation to net wealth tax reserve was approved by Shareholder resolution on 21 December 2023.

## Note 11 - Other non available reserves

The Company has reduced its Net Wealth Tax liability in accordance with Paragraph 8a of the Luxembourg Net Wealth Tax law. The Company allocated under non-distributable reserves an amount corresponding to five times the amount of the reduction of Net Wealth Tax. This reserve is unavailable for distribution for five years after its allocation.

## Note 12 - Other provisions

Other provisions relates principally to staff incentive schemes.

## Note 13 - Trade creditors

Trade creditors consists principally of rebates payable.

## Note 14 - Tax authorities

The Company is subject to tax law applicable in Luxembourg and in Ireland. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2015 for corporate taxes and Net Wealth Tax.

## Note 15 - Net turnover

Net turnover consists of:

	2023	2022
	EUR	EUR
Management fees	62,640,729	57,151,068
Rebates	(4,287,051)	(2,204,360)
Administration fees	57,188,322	56,827,231
	115,542,000	111,773,939

All turnover is derived from activities performed in Luxembourg and Ireland.

## Note 16 - Other external expenses

Other external expenses include:

	2023	2022
	EUR	EUR
Sub-advisory fees	42,864,910	36,515,751
Trailer fees	2,416,786	4,330,697
Distribution fees	16,915,052	13,065,250
Professional fees	8,023,208	6,970,649
Domiciliation and administration fees	13,191,660	17,214,366
Fund expenses	314,076	305,117
Custody fees	10,274,676	10,080,112
Other	1,858,083	4,034,539
	95,858,451	92,516,481

## Note 17 - Details related to employees and to supervisory bodies

## 17.1 Staff

The Company employed an average of 96 full time persons during the year broken down by category as follows:

	2023	2022
Managers	-	-
Employees	96	70
	96	70

The Company's managers are employed by other companies in the FIL Limited group and relevant costs charged to the Company and disclosed in Note 16 in Other external expenses under the heading "Domiciliation and administration fees".

## 17.2 Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies

During the year €77,630 has been paid to non-executive directors (2022: €39,321). No remuneration has been granted to management or supervisory members employed by the Company or by other FIL Limited group companies other than salaries paid for their day to day operational responsibilities, whether directly by the Company or invoiced to the Company (disclosed under Other external expenses). The Company also has no commitment in respect of retirement pensions for former members of those bodies as at 31 December 2023 and 2022.

## 17.3 Advances and loans granted to the members of the management and supervisory bodies

During the years ended 31 December 2023 and 31 December 2022, no advances and loans have been granted to those members.

#### Note 18 - Tax on profit

The Company has entered into a tax unity with FIL Holdings (Luxembourg) S.A. under the tax unity regime with effect from 1 July 2015, under which both companies will consolidate their respective Luxembourg income tax liabilities. As a result, the current year liability of €1,738,535 (2022: € 2,486,853) is included in “Amounts owed to affiliated undertakings becoming due and payable within one year” .

In December 2021, the Organisation for Economic Cooperation and Development published its Pillar Two model rules designed to ensure large multinational enterprises pay a minimum level of tax. Pillar Two legislation was enacted in Luxembourg during 2023 under Bill of Law 8292 which came into effect from 1 January 2024. The Company is in the process of assessing its exposure to the Pillar Two legislation for the first accounting period for which it becomes effective, although management estimates that no material impact on the tax charge of the Company and Branch is expected. Since the Pillar Two legislation was not effective at the reporting date, the Company and Branch has no related current tax exposure. The Company applies the exception to recognising and disclosing information about deferred tax assets and liabilities related to Pillar Two income taxes.

#### Note 19 - Subsequent event

On 26 February 2024 the Company paid a dividend out of retained earnings of €5.0m to FHLUX.

#### 4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、サブ・ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするかを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(サブ・ファンドの受益証券を除く。)の売買もしくは貸付けを行ってはならず、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、( )公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または( )適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、臨時株主総会の決議が必要である。なお、管理会社の定款は、2020年7月14日付で最終改訂されている。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、ルクセンブルグの法令の規定の下でA I Fを管理運用する関連権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

##### (3) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.）（「保管受託銀行」）

資本金の額

ルクセンブルグで一般に認められた会計基準に基づき、2023年12月末日現在、1,209万米ドル（約19億4,734万円）（資本剰余金、利益剰余金およびその他の準備金を除く。）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、1989年ルクセンブルグの法律に基づき設立され、貯蓄銀行業務、外国為替業務、名義書換代行業務、企業貸金調達業務、証券業務、投資信託保管業務、通常財産管理業務を含む一般商業銀行業務を行っている。

- (2) F I L ディストリビューターズ（FIL Distributors）（「総販売会社」）

資本金の額

2024年6月末日現在、12,500米ドル（約201万円）

事業の内容

F I L ディストリビューターズは、1980年3月24日に設立され、フィデリティのファンドのアメリカ合衆国以外の地域（日本を除く。）での総販売業務を行っている。

（注）「フィデリティ」とは、F I L リミテッド（FIL Limited）およびその各関連会社をいう。

- (3) フィデリティ証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

資本金の額

2024年6月末日現在、126億5,750万円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

## 2【関係業務の概要】

### (1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイ (「保管受託銀行」)

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行う。

保管受託銀行が、他の銀行および金融機関を、受益者のために管理会社の資産を保管するよう任命した場合、資産の再利用の可能性は保管契約において規定される。保管受託銀行の責務は、原則としてその受託業務を委託することによって影響を受けるものではなく、保管受託銀行は、管理会社またはその受益者に対し、金融商品の保管を受託した当該保管受託銀行または第三者によって保管されている金融商品の損失に関して責任を負うものとする。保管受託銀行は、2010年法に基づく義務の適切な履行を過失によりまたは故意の不履行による直接の結果としてファンドが被る損失または債務に關し、ファンドに対して責任を負うものとする。

### (2) F I L ディストリビューターズ (「総販売会社」)

受益証券の総販売業務を行う。

管理会社、総販売会社またはその委託先は、いずれかの副販売会社とその販売業務に関連して随時報酬返還契約を締結することがある。ただし、かかる報酬の支払は、当該業務の質を高めることを意図したものであり、ファンドおよび受益者の最善の利益のために行動するという管理会社の義務の遵守を妨げるものではない。かかる返還報酬は管理会社、総販売会社または該当する委託先によって自らの報酬から支払われる。かかる契約に関する詳細な情報は要請があれば入手可能である。

### (3) フィデリティ証券株式会社 (「代行協会員」および「日本における販売会社」)

日本における代行協会員業務ならびに日本における受益証券の販売および買戻業務を行う。

## 3【資本関係】

管理会社の最終的な親会社である F I L リミテッドは、F I L ディストリビューターズおよびフィデリティ証券株式会社の最終的な親会社である。

管理会社と上記の関係会社の間において、その他の資本関係はない。

## 第3【投資信託制度の概要】

（2024年7月付）

## 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	U C I に関する2002年12月20日法（改正済）
2007年法	S I F に関する2007年2月13日（改正済）
2010年法	U C I に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	A I F M に関する2013年7月12日法
2016年法	R A I F に関する2016年7月23日法（改正済）
A I F	A I F M D 第4条第1項(a)に規定するU C I（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資信託 (a) 多数の投資者の利益のため、定義された投資方針に従い投資することを目的として、多数の投資者から資金を調達し、かつ、 (b) U C I T S 指令第5条に基づく認可を必要としないもの ルクセンブルグにおいて、これは2013年法第1条第39項の意味の範囲内における意味でのオルタナティブ投資信託を意味する。
A I F M	単数または複数のA I F の運用が業務であるオルタナティブ投資信託の法人であるオルタナティブ投資信託運用者
A I F M D	A I F M に関する欧州議会および理事会の2011年6月8日付指令2011 / 61 / E U（改正済）
C E S R	欧州証券規制当局委員会（2011年以降はE S M A が継承）
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体（2009年以降はE U が継承）
E E C	欧州経済共同体（1993年以降はE C が継承）
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U 加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルグの官報であるメモリアルA
パート ファンド	（U C I T S 指令をルクセンブルグ法とする）2010年法パート に基づくU C I T S のファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づくU C I
R A I F	リザーブド・オルタナティブ投資ファンド
R C S	ルクセンブルグ大公国の商業および会社登録機関
R E S A	ルクセンブルグ大公国の中心的電子プラットフォーム
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
S I F	専門投資信託
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 指令	U C I T S に関する法律・規則・行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令2009 / 65 / E C

## ．ルクセンブルグの投資信託と分析

契約型投資信託は、1959年にルクセンブルグで始まり、2024年4月30日現在、合計1,165の規制UCI（2010年法パートに基づくUCITSおよびUCIならびにSIFを含む。）が純資産価額合計9,691億8,500万ユーロのFCPの形態で存在していた。

会社型投資信託は、1959年から1960年頃に始まり、その代表例として、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）がある。オープン・エンド型の会社型投資信託は、1967年から1968年に始まった。その最初のファンドは、ユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2024年4月30日現在、1,842の規制UCIがSICAVの形態で、186の規制UCIがSICAR（*société d'investissement en capital à risque*）の形態で形成されており、その純資産価額は4兆3,320億2,600万ユーロであった。

2024年4月30日現在、ルクセンブルグのファンドの運用資産総額は、5兆4,215億3,800万ユーロに達した。

上記の数値については、CSSFのウェブサイト上の最新の統計を参照のこと  
（<https://www.cssf.lu/fr/Document/principales-statistiques-concernant-les-opc-avril-2024/>）。

## ．ルクセンブルグの投資信託の監督

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関により行われている。当初監督を行っていたのは、銀行・信用取引・証券発行を規制する1965年6月19日付大公令に基づき、その後は投資信託の監督に関する1972年12月22日付大公令に基づき管轄権を有する銀行監督官であった。

その後、監督当局の役割は、1983年5月20日法により、1998年4月22日法に基づきルクセンブルグ中央銀行（以下「BCL」という。）になったルクセンブルグ金融庁（以下「IML」という。）（同法第30条に基づき銀行監督官の後任となった。）に委託された。

1999年1月1日以降、監督権限は、BCLから分離され新設された公的機関である1998年12月23日法により創設されたCSSFにより行使されている。CSSFは、ルクセンブルグ証券取引所ならびに同取引所における証券の公募および上場の監督に関して証券取引所監督官に委託された監督権限とあわせて、銀行・金融部門において行為しているその他の機関・UCIの監督に関してかつてBCLに委託されていたすべての監督権限を行使している。

## ．ルクセンブルグの投資信託制度の形態

### 1. 概要

#### 1.1. 概略

1988年4月1日まで、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、UCIに関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って組成されていた。

（注）ルクセンブルグのファンドの制度は、現在のルクセンブルグのファンドの制度の概要の適切な部分に考慮されているEU法に特に基づいているが、とりわけ投資信託の範囲を超える部分については、必ずしもすべてのEU法の内容が現在のルクセンブルグのファンドの制度の概要に反映されているわけではない。

#### 1.2. UCITS / UCI

1983年8月25日法は、UCITSに関する指令85/611/EECの規定をルクセンブルグ法に取り入れ、ルクセンブルグの投資信託制度のその他の変更を取り入れたUCIに関する1988年3月30日法（その後の改正を含む。）（以下「1988年3月30日法」という。）に置き換えられた。

2002年法により、ルクセンブルグは指令85/611/EECを改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/ECを導入した。2002年法は2002年12月31日付メモリアルで公表され、2003年1月1日に施行された。

2002年法の経過規定によると、2002年法は、2004年2月13日まで効力を有していた1988年3月30日法に直ちに置き換えられたわけではなく、UCITSに適用される経過規定により2007年2月13日まで効力を有していた。

2010年法により、ルクセンブルグは預託機関の機能、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付指令2014/91/EUにより改正されたUCITS指令を導入した（以下「UCITS 指令」という。）。

2010年法は、2010年12月24日付メモリアルで公表された。2010年法は、2011年1月1日に発効したが、2012年7月1日から2002年法に完全に置き換えられた。

2010年法は、2013年7月15日付メモリアルで公表され、同日に発効した2013年法により改正された。同法は、預託機関の機能、報酬方針および制裁に関する欧州議会および理事会の2014年7月23日付指令2014/91/EU（以下「UCITS」という。）をルクセンブルグ法に導入した2016年5月10日法（2016年5月12日付メモリアルで公表、2016年6月1日発効）により改正された。

最近では、2010年法は越境販売に関する指令（EU）2019/1160を置き換える2021年7月21日法、2021年12月9日付メモリアル第845号で公表されたカバードボンドの発行に関する2021年12月8日付法により改正された。

さらに、2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の管理会社および2023年の予算案に関連する2022年12月23日法により、重要事項説明書の利用に関する2009/65/EC指令を改正する欧州議会および理事会の2021年12月15日付指令（EU）2021/2261を置き換える2022年メモリアルA第82号で公表された2022年2月25日法により改正された。

2010年法の最新の改正は、ルクセンブルグの投資信託に関するツールボックスの改善と最新化を目的として、2023年7月24日付メモリアル第442号で公表された2023年7月21日法（以下「2023年法」という。）の導入により行われた。

（注）2023年7月21日法はフランス語で公表されている。2007年法、2010年法および2016年法に対する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

### 1.3. S I F

証券が公衆に販売されないUCIに関する1991年7月19日法（以下「1999年法」という。）は、機関投資家に限定されていたUCIを規制していたルクセンブルグ法の下で導入された。

2007年2月13日から、2007年法が1991年法を廃止し、1991年法に置き換わり、証券が公衆に販売されないUCIがSIFに置き換わった。

2007年法は、2013年法により改正された。改正された2007年法は、2013年7月15日付メモリアルで公表され、同日に発効した。さらに、2017年法は、2019年4月11日付メモリアル第238号で公表されたグレート・ブリテン連合王国および北アイルランドのEUからの離脱が起こった場合に金融部門に関して行われる措置についての2019年4月8日法により改正された。2007年法の最新の改正は、2023年法の導入により行われた。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性を有している。SIFは、いずれのプロモーターもCSSFによる承認を必要とされないことから明らかなどあり、健全性の監督が緩やかであるとともに、会社形態および投資規則の点でもより柔軟である。適格投資家には、機関投資家およびプロ投資家のみならず、洗練された個人投資家も含まれる。

### 1.4. R A I F

2016年法は、2013年法および2010年法の双方を改正し、AIFの新しい形態であるRAIFを導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内における認可されたAIFMにより運用されるものとし、その受益証券は「情報に精通した」投資家向けのものである。結果的に、RAIFは、CSSFの事前の認可も継続的に行われる（直接的な）健全性の監督のいずれも必要としない。RAIFは、CSSFの監督を必要とせずに、SIFおよびSICAR制度の法的・税務的特徴を組み合わせたものである。

さらに、2016年法は、2019年7月18日付メモリアル第514号で公表され、EuVECA、EuSEF、MMF、ELTIFおよびSTS証券化規則の適切な適用規則を定めた2019年7月16日法により改正された。2016年法の最新の改正は、2023年法の導入により行われた。

## 2. 2010年法

### 2.1. 一般規定とその範囲

#### 2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート	UCITS（以下「パート」という。）
パート	その他のUCI（以下「パート」という。）
パート	外国のUCI（以下「パート」という。）
パート	管理会社（以下「パート」という。）
パート	UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パート」という。）

上記から、2010年法は、パート が適用されるUCITSとパート が適用される「その他のUCI」を別物として取り扱っている。パート ファンドは、2013年法上のAIFとしての適格性を有しているが、その一方でUCITSは、2013年法の範囲からは除外されている。

- 2.1.2. E U加盟国内に登録され、パート ファンドとしての適格性を有するすべてのファンドは、その投資口または受益証券を他の加盟国において自由に販売することができる。
- 2.1.3. 2010年法第2条第2項は、2010年法第3条に従い、パート ファンドとみなされるものを以下のとおり規定している。
- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または2010年法第41条第1項に規定するその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
  - その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資ファンドの資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）
- 2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項に規定するU C I T Sの定義に該当するものの、パート ファンドとしての適格性を有しないファンドを列挙している。
- クローズド・エンド型のU C I T S
  - E Uまたはその一部の地域において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
  - 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売し得るU C I T S
  - 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針により、その投資方針および借入方針の観点から不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S
- 2.1.5. 上記の最後の条項に記載されているファンドの種類は、2003年1月22日付C S S F通達03/88（2002年法に関連して発行されたものであるが、2010年法についても有効である。）により、以下のように定義されている。
- a) 譲渡性のある証券および/または2002年法第41条第1項（現在の2010年法第41条第1項）に規定するその他の流動性のある金融資産以外にその純資産の20%以上の投資を許可する投資方針の投資信託
  - b) その純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針の投資信託（ハイリスク・キャピタルへの投資とは、最近設立されたまたは成長途中の企業の証券への投資を意味するものとされる。）
  - c) その純資産の25%以上の額に相当する投資目的での永久的な借入を許可する投資方針の投資信託（以下「レバレッジ・ファンド」という。）
  - d) その投資方針および借入方針により、1つのコンパートメントが2002年法パート （現在は2010年法パート ）に該当しない複数のコンパートメントを有する投資信託
- 2.1.6. 2010年法は、とりわけU C I T Sの投資方針・規制に特別要件を規定しているが、法的に可能な投資信託の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドと同様である。
- 投資信託の形態は、以下のとおりである。
- 1) 契約型投資信託（*fonds commun de placement*（F C P）、コモン・ファンド）
  - 2) 投資法人（以下のいずれかに該当するもの）
    - S I C A V
    - S I C A F
- 上記の投資信託の形態は、2010年法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って形成されている。
- 監督は、現在C S S Fにより行われている。

## 2.2. 各形態の投資信託の主要な特性の概要

以下に詳しく記載されている特徴に加えて、2010年法の条文が要件を規定または大公規則もしくはC S S F規則による追加要件の導入の可能性を規定している。

（注）2023年6月現在、2010年法第174条（正式には、2002年法第129条）に記載されている申込税の適用条件および基準を決定する2003年4月14日付大公規則を除き、上記のような大公規則またはC S S F規則は成立していない。

### 2.2.1. 契約型投資信託（F C P）

この形態のファンドの構造は、F C P自体、管理会社および預託機関の3つの構成要素から成り立っている。

#### ファンドの概要

F C Pは法人格を有していないが、自身の投資により利益および残余財産の分配に平等に参加する権利を有する投資家の複合投資により構成されており、譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割不可能な集合体として2010年法第41条第1項に定義されている。F C Pは法人として形成されていないため、個々の投資家は投資主ではなく、その権利は投資家と管理会社の契約関係の定義に基づいた契約上のものであり、この関係は一般の契約法（具体的には、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条が含まれるが、これらに限らない。）および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより、自身と管理会社との間に確立される契約関係に合意する。かかる関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。投資を行ったことで、投資家はF C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領する権利を有し、受益者と呼ばれる。

受益証券の発行の仕組みは、以下のとおりである。

- ファンドの受益証券は、約款に詳しく規定されるように、通常、発行日の純資産価格で継続的に発行される。
- 管理会社は、預託機関の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式もしくは記名式の証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。
- 受益証券は、いつでも買戻請求をすることができるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は、約款の規定に従う。

主な要件は、以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は、最低125万ユーロと定められている。この最低額はF C Pとしての認可取得後、6か月以内に達成されなければならない。この最低額は、C S S F規則により最大250万ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの管理および運用を約款の枠組みに従って執行する。U C I T Sは、2010年法第15条に従って管理会社により運用され、パート が適用される「その他のU C I」は、2010年法第16条に従って管理会社により運用される。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドについては少なくとも1か月に2回、パート が適用されるすべての「その他のU C I」については少なくとも1か月に1回は計算されなければならない。ただし、C S S Fは、計算頻度の低下が受益者の利益を害することがなく、適切で正当な申請により、パート が適用される「その他のU C I」に対しても計算頻度の低下を許可することができるという条件でU C I T Sが計算頻度を月1回に減らすことを認めることができる。
- 約款には、以下の事項が規定される。
  - ( a ) F C Pの名称および存続期間、管理会社および預託機関の名称
  - ( b ) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
  - ( c ) 分配方針
  - ( d ) 管理会社がF C Pに対して請求することができる権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
  - ( e ) 公告に関する規定
  - ( f ) F C Pの事業年度の期間
  - ( g ) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
  - ( h ) 約款変更手続
  - ( i ) 受益証券発行手続
  - ( j ) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 2010年法パート に基づくF C Pについては、管理会社は、状況的に必要であり、受益者の利益を考慮して停止が正当化された例外的な場合に、一時的に受益証券の買戻しを停止することができる。受益証券の純資産価格の計算ならびに発行および買戻しの停止が概して受益者の利益になる場合、特にF C Pの活動および運営に関する法律、規則または契約の規定が遵守されていない場合、C S S Fはこれらの停止を命じることができる。

#### 2.2.1.1. 投資制限

F C Pに適用される投資制限について、2010年法では、パート ファンドに該当するファンドに適用される制限と、その他のU C Iに適用される制限との明確な区別を定めている。

A) パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。主な規則および制限は以下のとおりである。

- ( 1 ) U C I T Sは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えない範囲で投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。
- ( 2 ) U C I T Sは、U C I T S指令に従い認可されたU C I T Sまたは同指令第1条第2項)に規定する範囲のその他のU C Iの受益証券に(所在国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
  - かかるその他のU C Iが、C S S FがE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたもので、監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。

- 特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が U C I T S 指令の要件と同等である場合、かかるその他の U C I の受益者に対する保護水準が、U C I T S の受益者に提供されるものと同等であること。
  - かかる U C I の業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
  - ( 合計で ) 取得が予定されている U C I T S またはその他の U C I の資産の 10% 超が、その設立文書に従い、その他の U C I T S または U C I の受益証券に投資されないこと。
- 他の U C I に関しては、2018 年 1 月 5 日の C S S F プレスリリース 18 / 02 で公表されているように、C S S F が U C I T S において適格な商品であるために遵守すべき追加の基準を定めている。したがって、そのような他の U C I は、以下の要件を充足しなければならない。
- ( ) U C I T S 指令第 1 条第 2 項 ( a ) に従い、流動性の低い資産 ( 商品、不動産等 ) への投資を禁止する。
  - ( ) U C I T S 指令第 50 条第 1 項 ( e ) ( ) に従い、U C I T S 指令の要件と同等の、譲渡可能な証券および短期金融商品の資産分離、借入、貸付および空売りに関する規則に拘束されること。ただし、これらの制限を実務上単純に遵守するに止まるだけでは不十分である。
  - ( ) U C I T S 指令の第 50 条第 1 項 ( e ) ( ) に従い、合計で U C I の資産の 10% 以上を他の U C I T S または他の U C I の受益証券に投資することができないものとする制限を、ファンド規則または設立文書に含めること。ただし、これらの制限を実務上単純に遵守するに止まるだけでは不十分である。
- ( 3 ) U C I T S は、信用機関の要求払いの預金または 12 か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合は E U 法の規定と同等と C S S F が判断する健全性規則に従っているものでなければならない。
- ( 4 ) U C I T S は、上記 ( 1 ) に規定する規制市場で取引される金融デリバティブ商品 ( 現金決済商品と同等のものを含む。 ) および / または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品 ( 以下「店頭デリバティブ」という。 ) に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- U C I T S が投資することができる商品の裏付けとなるものは、( 1 ) から ( 5 ) に規定する商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、U C I T S の設立文書に規定する投資目的に従い投資されなければならない。
  - 店頭デリバティブ取引の相手方は、健全性監督に服し、C S S F が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
  - 店頭デリバティブは、信頼でき、かつ認証され得る日次ベースでの価格に従うものとし、随時、U C I T S の主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- C S S F は、デリバティブ商品を利用する U C I T S に適用される条件および限度について、リスク管理ならびにリスク管理手順の内容および様式に関する 2011 年 5 月 30 日付 C S S F 通達 11 / 512 ( 随時改正済 ) を発行している。C S S F 通達 11 / 512 は、特に 2010 年 7 月 28 日付および 2011 年 4 月 14 日付の C E S R / E S M A のガイドラインならびに 2010 年 12 月 22 日付 C S S F 規則 No. 10 - 4 によって、リスク管理に関連する法的枠組みにもたらされた主な変更を定めている。C S S F 通達 11 / 512 は、高度な U C I T S とそうでない U C I T S との従前の区別と、それに伴うデリバティブ商品の利用における区別を克服するものである。管理会社は、全体的なエクスポージャーの適切な算出方法を選択するため、デリバティブ商品の取扱いを含め、投資方針および投資戦略に基づき、各 U C I T S のリスク特性を評価する。
- ( 5 ) U C I T S は、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制市場で取引されていないもので、2010 年法第 1 条 ( すなわち上記 ( 1 ) ) に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E U もしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
  - 上記 ( 1 ) に規定する規制市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
  - E U 法が規定する基準に従い健全性監督に服している発行体または少なくとも E U 法が規定するのと同じ程度厳格であると C S S F が判断する健全性規則に服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
  - C S S F が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記 3 つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも 1,000 万ユーロの資本および準備金を有し、指令 2013 / 34 / E U に従い年次財務書類を公表する会社または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企

業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

( 6 ) U C I T S は、貴金属や貴金属を表章する証書を取得することができない。

( 7 ) 投資法人として組成されている U C I T S は、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

( 8 ) U C I T S は、2010年法第41条第2項第2段落に従って、付随的に流動資産を保有することができるほか、C S S F の管理上の慣行に従って現金同等物を保有することもできる。

( 注 ) このような付随的流動資産の保有は、U C I T S の純資産の20%までに制限されている。20%の制限は、例外的に不利な市況のためにそのような状況が必要とされ、かつ、その違反が投資家の利益を考慮して正当化される場合には、厳格に必要とされる期間に限り一時的に不遵守が許容される。

( 9 ) ( a ) U C I T S は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク特性全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T S はまた、店頭デリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T S は、C S S F が規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S F に定期的に報告しなければならない。

( b ) U C I T S は、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S F が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。これらの運用がデリバティブ商品の利用に関するものである場合には、これらの条件および限度は2010年法の規定に従う。

いかなる場合においても、これらの運用によりU C I T S がその約款または目論見書に定められた投資目的から逸脱することがあってはならない。

( c ) U C I T S は、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、あり得る市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

U C I T S は、その投資方針の一部として、下記( 10 ) ( e ) に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、下記( 10 ) に規定する投資上限額を総額で超過してはならない。U C I T S が指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は( 10 )、( 12 ) および( 13 ) に規定する上限額に関して合計する必要はない。

譲渡性のある証券またはデリバティブを内包する金融商品の場合、本項の要件への適合については、後者を勘案しなければならない。

( 10 ) ( a ) U C I T S は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

U C I T S は、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T S の取引の相手方に対する店頭デリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記( 3 ) に規定する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

( b ) U C I T S がその資産の5%を超えて投資する発行体について、U C I T S が保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、健全性監督に服する金融機関への預金および当該機関との店頭デリバティブ取引には適用されない。

上記( a ) に規定する個別の制限にかかわらず、U C I T S は、その純資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、および/または
- 当該機関について行われた店頭デリバティブ取引から生じるエクスポージャー

( c ) 上記( a ) 第1文に規定する制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

( d ) 上記( a ) 第1文に規定する制限は、カバードボンドの発行およびカバードボンドの公的監督に関する2019年11月27日付指令( E U ) 2019 / 2162第3条第1項に定義されるカバードボンドおよびその登録事務所が加盟国内に所在する信用機関により2022年7月8日より前に発行され、法律によりその債券の2022年7月8日より前の保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、2022年7月8日より前に発行された債券の発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間

中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に規定する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本項(10)(d)第1段落で言及されている債券のカテゴリーの一覧を、本項(10)に記載されている基準に適合する債券を発行するため、同項に記載されている法律および監督上の取り決めに従って、承認されている銘柄のカテゴリーとともにESMAに送付する。

(e) 上記(c)および(d)に規定する譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に規定する40%の制限の計算に含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に規定する制限は、合計することができず、したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令2013/34/EUまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%までを投資することができる。

(11) 下記(15)に規定する制限に反することなく、(10)に規定する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたく場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分に分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体のみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その地方自治体、非加盟国または一もしくは複数の加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に規定する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、いずれか一の銘柄がその総額の30%を超えてはならない。

(b) (a)に規定するUCITSは、その設立文書において、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a)に規定するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に規定するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、2010年法第181条に規定する複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は、(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券にUCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他の U C I T S および / または他の U C I にその資産の相当部分を投資する U C I T S は、目論見書において、当該 U C I T S ならびに投資を予定している投資先 U C I T S および / または U C I の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該 U C I T S ならびに投資先 U C I T S および / または U C I の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

( 14 ) ( a ) 目論見書は、U C I T S が投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こり得る結果について、明確に記載しなければならない。

( b ) U C I T S が、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記 ( 1 ) ないし ( 8 ) に規定するカテゴリーの資産に投資し、または ( 11 ) に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

( c ) U C I T S の純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該 U C I T S の特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

( d ) 投資家の要請があった場合、管理会社は、U C I T S のリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

( 15 ) ( a ) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使し得るような議決権付株式を取得してはならない。

( b ) さらに、U C I T S は、以下を超えるものを取得してはならない。

( ) 同一発行体の議決権のない株式の10%

( ) 同一発行体の債務証券の10%

( ) ( 2010年法第2条第2項の意味における ) 同一 U C I T S またはその他の U C I の受益証券の25%

( ) 一発行体の短期金融商品の10%

上記 ( ) 、 ( ) および ( ) の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

( c ) 上記 ( a ) および ( b ) は、以下については適用されない。

1 ) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

2 ) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

3 ) 一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

4 ) 非加盟国で設立された会社の資本における株式で、U C I T S がその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有が U C I T S による当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、非加盟国の会社が、上記 ( 10 ) 、 ( 13 ) ならびに ( 15 ) ( a ) および ( b ) に規定する制限に適合する場合にのみ適用される。( 10 ) および ( 13 ) の制限を超過した場合は、( 16 ) が準用される。

5 ) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が所在する国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

( 16 ) ( a ) U C I T S は、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保にあたっては、新しく認可された U C I T S には、認可を受けた日から 6 か月間は ( 10 ) 、 ( 11 ) 、 ( 12 ) および ( 13 ) は適用されない。

( b ) 上記 ( a ) の制限が U C I T S のコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T S は、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

( c ) 発行体が複数のコンパートメントを有する法人であり、一のコンパートメントの資産が当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運営および清算に関連して請求権が発生している債権者のために排他的に留保されている場合、各コンパートメントは、( 10 ) 、 ( 11 ) および ( 13 ) に定めるリスク分散規則の適用上、別個の発行体とみなされる。

( 17 ) ( a ) 投資法人または F C P のために行う行為する管理会社もしくは預託機関は、借入れをしてはならない。ただし、U C I T S は、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(注) 本項は、2010年法第50条(17)(a)の文言を反映している。なお、2010年法に関する改訂C S S FのF A Qは、C S S Fがローンを行うUC I T Sの適格投資対象とみなしていないことを明記している。

(b)(a)にかかわらず、

1) 一時的な借入であれば資産の10%まで借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合において、これらの借入金および(1)にいう借入金の合計は、いかなる場合においても、その資産の15%を超えてはならない。

(18)(a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは預託機関は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b)(a)は、当該投資法人、管理会社または預託機関が、(2)、(4)および(5)に規定する譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であつて一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは預託機関は、(2)、(4)および(5)に規定する譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) UC I T Sのコンパートメントは、UC I T SまたはそのようなUC I T Sのコンパートメント(以下「マスター」という。)のフィーダーファンド(以下「フィーダー」という。)として機能することができ、それ自体はフィーダーファンドでもなければ、フィーダーファンドの受益証券を保有することもない。このような場合、フィーダーはその資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、資産の15%を超えて以下の一または複数の対象に投資することはできない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従った付随的流動資産
- 2010年法第41条第1項(g)ならびに第42条第2項および第3項の規定に基づき、ヘッジ目的でのみ使用することができる金融デリバティブ商品
- フィーダーが投資法人である場合、その事業に直接的に重要である動産および不動産

フィーダーに該当するUC I T Sのコンパートメントがマスターの受益証券に投資する場合、フィーダーはマスターから申込手数料、買戻手数料、後払販売手数料または転換手数料を請求されない。

コンパートメントがフィーダーに該当する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資によって支払うべきすべての報酬および費用の払戻しならびにフィーダーおよびマスター両方の手数料総額の説明が目論見書で開示されるものとする。UC I T Sは、フィーダーおよびマスター両方の手数料総額に関する明細をその年次報告書に含めるものとする。

UC I T Sのコンパートメントが他のUC I T Sのマスターファンドに該当する場合、フィーダーであるUC I T Sはマスターからフィーダーはマスターから申込手数料、買戻手数料、後払販売手数料または転換手数料を請求されない。

(21) UC Iのいずれのコンパートメントも、約款または設立文書および目論見書に定める条件に従う限りにおいて、以下の条件に基づき、同一のUC Iの一または複数のコンパートメント(以下「対象ファンド」という。)が発行する証券の引受け、取得および/または保有を行うことができる。

- 対象ファンドは、その見返りに対象ファンドが投資するコンパートメントに投資しないこと
- 他の対象ファンドの受益証券への投資が合計で対象ファンドの資産の10%を越えないこと
- 投資期間中、対象ファンドの譲渡性のある証券に係る議決権が停止されていること
- いかなる場合においても、これらの証券がUC Iによって保有されている限り、2010年法によって課された純資産の最低基準を検証する際に、その価値がUC Iの純資産の計算において考慮されないこと
- 対象ファンドに投資したUC Iのコンパートメントのレベルのものと、対象ファンドのレベルのものとの間で、運用手数料、申込手数料および/または償還手数料について重複がないこと

2002年法に加えて、以下の法的文書もUC I T Sの文脈において一般的に考慮されるべきである。

UC Iに適用される投資規則の違反に起因するN A Vの計算の誤りおよび結果の訂正があつた場合の投資家保護に関する2002年11月27日付C S S F通達02 / 77 (2021年2月18日改正済)。2025年1月1日付で同通達は廃止され、C S S F通達24 / 856に置き換えられる。

一定の定義の明確化に関する指令85 / 611 / E E CおよびUC I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U指令2007 / 16 / C Eを、ルクセンブルグにおいて実施する2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則(以下「2008年大公規則」という。)

2008年大公規則を参照し、その条文を明確化する2008年2月19日に発行されたC S S F通達08 / 339 (2008年11月26日付C S S F通達08 / 380により改正済)

C S S F 通達08 / 339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ2008年大公規則の規定に従って、特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するにあたり、U C I T S がこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

特に証券貸付取引を構成するU C I T S が（また、原則としてU C I についても）利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示す2008年6月4日に発行され、C S S F 通達11 / 512（同通達もC S S F 通達18 / 698により改正済）により改正されたC S S F 通達08 / 356

C S S F 通達08 / 356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。同通達は、U C I T S（U C I）のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸付取引によってU C I T S（U C I）のポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

2008年11月26日、C S S F は、C S S F 08 / 380を発行した。これは、U C I T S による投資適格資産に関するC E S Rのガイドラインを規定し、C S S F 08 / 339を通じて欧州委員会が公表したU C I T S による投資適格資産に関するC E S Rの文書ガイドライン-2007年3月、参照番号：C E S R / 07 - 044を取り消し、これに代わるものである。

このC S S F 通達08 / 380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とした技法と手段に関連するU C I T S による投資対象資産に関するC E S Rの文書ガイドラインの唯一の修正に注意を促す。これは、指令85 / 611 / E E C 第21条の規定に従うという要件が、特に、U C I T S がレポ取引または証券貸借を利用することを許可されている場合、U C I T S の全体的なエクスポージャーを計算するために、これらの業務を考慮しなければならないことを意味するものであることを示している。

2011年7月1日付欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10 - 049（改定済）

設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関するU C I T S 指令を実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 43 / E U に代わる2010年12月22日付C S S F 規則No.10 - 04

ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についてのU C I T S 指令を実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 44 / E U に代わる2010年12月22日付C S S F 規則No.10 - 05（改定済）

C S S F 規則No.10 - 4の公表後のリスク管理における主な規制変更の提示ならびにE S M Aの明確化、リスク管理規則に関するC S S F からの更なる明確化およびC S S F に伝達されるべきリスク管理プロセスの内容および形式の定義に関する2011年5月30日付C S S F 通達11 / 512。C S S F 通達11 / 512は、C S S F 通達18 / 698によって修正済である。

未発売コンパートメント、再始動待機コンパートメントおよび清算中コンパートメントに関する2012年7月9日付C S S F 通達12 / 540

集団投資のためのオープン・エンド型事業に重大な変更があった場合の投資家保護に関する2014年7月22日付C S S F 通達14 / 591

2014年9月30日に発行されたC S S F 通達14 / 592は、E T Fおよびその他のU C I T S 銘柄に関する改定E S M Aガイドライン2014 / 937（C S S F 通達13 / 559を通じて実施されている、2012年に発行されたそれぞれのE S M Aガイドライン（E S M A / 2012 / 832）に代わる）に言及している。

このC S S F 通達14 / 592は、主に指数連動型U C I T S、レバレッジU C I T S、逆レバレッジU C I T S、証券貸借、レポ取引およびリバースレポ取引などの担保を利用するU C I T S に関するものである。この点においては、規則（E U）2015 / 2365も考慮に入れる必要がある。

欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するC E S Rガイドライン（C E S R / 10 - 049）の見直しに関するE S M Aの見解に関する2014年12月2日付C S S F 通達14 / 598

税務情報の自動交換と税務問題におけるマネーロンダリング対策の進展に関する2015年3月27日付C S S F 通達15 / 609

C S S F に係る新たな月次報告に関する2015年12月3日付C S S F 通達15 / 627

休眠口座または無利用口座に関する2015年12月28日付C S S F 通達15 / 631

U C I に関連する2010年法のパート の対象となるU C I T S 預託機関として行為する信用機関および、適切である場合には、その管理会社によって代表されるすべてのU C I T S に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F 通達16 / 644。C S S F 通達16 / 644は、2018年8月23日付C S S F 通達18 / 697によって改正済である。

ルクセンブルグの法律に準拠した投資ファンド運用者の認可と組織に関する2018年8月23日付C S S F 通達18 / 698

2018年10月4日付証券 ( E S M A ) および銀行 ( E B A ) の各セクターにおける苦情処理に関するガイドラインの採用に関する2019年4月30日付 C S S F 通達19 / 718

非 A B C P 証券化の S T S 基準および A B C P 証券化の S T S 基準に関する E B A ガイドラインの実施に関する2019年5月15日付 C S S F 通達19 / 719

オープン ・ エンド型 U C I の流動性リスク管理に関する I O S C O 勧告に関する2019年12月20日付 C S S F 通達19 / 733

C O V I D - 19 パンデミックにおける金融犯罪と A M L / C F T の影響に関する2020年4月10日付 C S S F 通達20 / 740

2004年11月12日付マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策に関する法律 ( 改正済 ) と、租税犯罪を前提とする A M L / C F T 法の一部条項の詳細を規定する2010年2月1日付大公規則の適用に関する C S S F 通達17 / 650を補完する、2020年7月3日付 C S S F 通達20 / 744

U C I T S および特定の種類の A I F における成果報酬に関するガイドラインに関する2020年12月18日付 C S S F 通達20 / 764

S F T R 第4条および第12条に基づく報告に関する E S M A ガイドラインに関する2021年4月13日付 C S S F 通達21 / 770

M i F I D コンプライアンス機能要件の一部の点に関する E S M A ガイドライン ( E S M A 35 - 36 - 1952 ) の採用に関する2021年7月30日付 C S S F 通達21 / 779

C S S F の A M L / C F T 外部報告書の集団投資セクター ・ ガイドラインに関する2021年12月22日付 C S S F 通達21 / 788

投資運用会社が毎年提出する自己評価質問票に関する実務上のルールに関する2021年12月22日付 C S S F 通達21 / 789 ( C S S F 通達23 / 839により改正済 )

ルクセンブルグの企業が集団投資について毎年提出する自己評価質問票に関する実務ルールに関する2021年12月22日付 C S S F 通達21 / 790

理事会規則 ( E U ) 2019 / 1156に基づく販売文書に関する欧州証券市場監督局のガイドライン ( E S M A 34 - 45 - 1272 ) および集団投資事業の国境を越えた流通の促進に関する2019年6月20日付欧州議会のガイドラインの適用ならびに規則 ( E U ) No 345 / 2013、規則 ( E U ) No 346 / 2013および規則 ( E U ) No 1286 / 2014 ( C B D F 規則 ) の改正に関する2022年1月31日付 C S S F 通達22 / 795

アウトソーシングの取決めにに関する改正 E B A ガイドラインに関する2022年4月22日付 C S S F 通達22 / 805

アウトソーシングの取決めにに関する2022年4月22日付 C S S F 通達22 / 806

この通達の主な目的は、アウトソーシングの取決めにに関する E B A ガイドライン ( E B A / G L / 2019 / 02 ) の要件を実施し、アウトソーシングの取決めにについて透明性があり、均質かつ調和のとれた国家的枠組みを定めることである。

ルクセンブルグの企業が行う集団投資および投資運用会社による販売前および国境を越えた販売のための届出およびその取消しの手続に関する2022年5月12日付 C S S F 通達22 / 810

U C I 管理事務代行会に関する2022年5月16日付 C S S F 通達22 / 811

デューディリジェンスの強化および適切な場合には対抗措置が課されるリスクの高い法域 ( 1 ) および F A T F の監視強化の対象となる法域 ( 2 ) に関する F A T F 声明に関する2022年10月27日付 C S S F 通達22 / 822。 C S S F 通達22 / 822は、デューディリジェンスが強化され、適切な場合には対抗措置が課される高リスクの法域、および F A T F の監視強化の対象となる法域が列挙されている、2024年2月26日に公表された別表により完成される。

マネー ・ マーケット ・ ファンド規制第28条に基づくストレステスト ・ シナリオに関する E S M A ガイドラインに関する2023年3月24日付 C S S F 通達23 / 831

C S S F への要請および報告のための通信手段に関する2023年5月16日付 C S S F 通達23 / 833

M i F I D 適合性要件の一部の点に関する E S M A ガイドラインに関する2023年5月16日付 C S S F 通達23 / 835

A I F M への報告義務に関する2023年11月2日付 C S S F 通達23 / 844

E M I R ( 欧州市場インフラ規制 ) に基づく報告に関する欧州証券市場監督局のガイドラインの適用に関する2023年12月1日付 C S S F 通達23 / 846

N A V の計算過誤の場合の投資家保護、投資規則の違反および U C I レベルにおけるその他の誤りに関する、2024年1月1日付 C S S F 通達02 / 77を廃止する2024年3月29日付 C S S F 通達24 / 856

( 注 1 ) 上記の C S S F 通達および2008年大公規則は、2010年法の下でも引き続き適用される。

(注2) 法的行為でなくとも、2010年法に関するC S S FのF A Qは考慮されなければならない。2023年4月3日、C S S Fは、F A Qの更新版を公開した。2010年法に関するC S S FのF A Qの最新の改正は、ファンドの販売促進に対するM i F I D規則の適用に関するもので、2024年4月3日に行われた。

ルクセンブルグの運用会社およびS I C A Vは、上記の投資制限および制限の適切な実施に関連して、自らのポジションのリスクおよびポートフォリオ全体のリスク・プロファイルへの寄与度を随時監視および測定し、ならびに店頭デリバティブの価値の正確かつ独立した評価を行うことができるリスク管理プロセスを採用する。このようなリスク管理プロセスは、2011年5月30日に発行されたC S S F通達11 / 512 ( C S S F通達18 / 698により改正済) に規定された要件に準拠しなければならない。同通達では、リスク管理の主な規制変更を示し、リスク管理ルールに関するC S S Fからのさらなる明確化を提供し、C S S Fに伝達されるべきリスク管理プロセスの内容と形式を定義している。この通達に従い、すべてのU C I T Sの目論見書には、遅くとも2011年12月31日時点で以下の情報を記載しなければならない。

- コミットメント手法、相対V a R手法または絶対V a R手法を区別した、全体的なエクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジの水準およびレバレッジの水準が上昇する可能性 ( V a R手法を用いるU C I T Sの場合)
- 相対V a R手法を用いるU C I T Sについては、参照ポートフォリオに関する情報

さらに、C S S F通達14 / 592 を通じて実施されたE T Fおよびその他のU C I T S銘柄に関するE S M Aガイドライン2014 / 937の改訂版は、この文脈の中で考慮されるべきである。このガイドラインの目的は、指数連動型U C I T SおよびU C I T S E T Fに関して伝達すべき情報についての指針を定めるとともに、店頭金融デリバティブ取引を行う際にU C I T Sが採用すべき具体的なルールや効率的なポートフォリオ管理手法を定めることにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドに該当するF C Pに適用される投資制限について、2010年法パート にはU C Iの投資・借入ルールに関する規定はない。パート ファンドに該当しないF C Pに適用される制限は、C S S F規則によって、2010年法第91条第1項に従い決定され得る。

(注) このC S S F規則は、未発出である。

ただし、パート ファンドに適用される投資制限は、1991年1月21日のI M L通達91 / 75 ( C S S F通達05 / 177、18 / 697および22 / 811により改正済) および代替投資戦略を追求するU C Iに関するC S S F通達02 / 80で規定されている。

#### 2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドを運用する管理会社には、2010年法第15章が適用される。

パート ファンドのみを運用する管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドに該当するF C Pの運用は、ルクセンブルグに登録事務所を有する運用会社が行い、2010年法第16章または第15章のいずれかに定める条件を満たすものとする。

##### 2.2.1.2.1. 2010年法第16章

同法第125条の1、第125条の2および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、2010年法第125条の1の適用を受ける管理会社と2010年法第125条の2による管理会社とを区別している。

###### (1) 2010年法第125条の1の適用を受ける管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってホームページで閲覧可能な公式のリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後のみ実行可能である。

この(1)の認可を受けた管理会社は、2010年法第125条の2の適用を妨げることなく、以下の活動のみを行うことができる。

(a) A I F M Dに規定するA I F以外の投資ピークルの管理を確保すること

(b) A I F M Dに規定するA I Fに該当する一もしくは複数の契約型投資信託またはA I F M Dに規定するA I Fに該当する一もしくは複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。この場合において、管理会社は、2010年法第88条の2第2項a)の規定により、該当する契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人を代理する外部A I F Mを選任しなければならない。

( c ) 運用資産が2013年法第 3 条第 2 項に規定する基準のいずれかを超えない—または複数の A I F の運用を確保すること。この場合、管理会社は、以下のことを行わなければならない。

- 管理下にある A I F を C S S F に対し明らかにすること
- 管理下にある A I F の投資戦略に関する情報を C S S F に提供すること
- C S S F がシステミック ・ リスクを効果的に監視できるようにするため、定期的に C S S F に対し、取引している主要な商品、管理下にある A I F の主要なエクスポージャーや最も重要な集中投資対象に関する情報を提供すること

上記の基準の条件が満たされなくなり、かつ2010年法第88条の 2 第 2 項 ( a ) に規定する外部 A I F M を管理会社が選任していない場合、または管理会社が2013年法の適用を選択した場合、管理会社は、2013年法第 2 章に規定する手続に従って、30 暦日以内に C S S F に認可を申請しなければならない。

いかなる状況においても、A I F M D に規定する A I F 以外の投資ピークルがそれらに関する特定のセクター法によって規制されている場合を除き、管理会社が、上記 ( b ) または ( c ) に規定されたサービスを併せて行うことなく、上記 ( a ) に規定するサービスのみを行う権限を与えられることはない。

管理会社の自己資産の管理は、補助的な性質のものに限定される。

管理会社は、U C I の運用以外の活動に従事してはならず、付随的な行為である自らの資産の運用のみ行うことができる。ただし、当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従う U C I でなければならない。

管理会社の中央管理事務所および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかを管理会社を代理して遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a ) 管理会社は、C S S F に対し適切な方法で通知しなければならない。
- b ) かかる権限の付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が運用されることを妨げてはならない。
- c ) かかる委託が投資運用に関するものである場合、かかる権限の付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ健全性監督に服している事業体のみ付与される。
- d ) かかる権限の付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが健全性監督の対象である国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e ) ( c ) または ( d ) の条件が満たされない場合、委託は C S S F の事前承認後にのみ有効となる。
- f ) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本項 ( 1 ) 第 4 項 ( b ) にいう活動を行う ( 1 ) に該当する管理会社は、その活動をより効率的に行うために、管理会社が任命した外部 A I F M 自身が当該業務を行わない限りにおいて、その管理およびマーケティングの一または複数の機能を代行する権限を第三者に委任することができる。その場合、以下の前提条件を充足する必要がある。

- a ) C S S F は、管理会社から適切な方法で通知を受けなければならない。
- b ) かかる委託によって管理会社に対する監督の実効性が妨げられてはならない。特に、管理会社が投資者の最善の利益のために行動すること、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が投資者の最善の利益のために運用されることを妨げてはならない。

C S S F は、以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a ) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。本条の規定の適用を受ける管理会社の自己資本は、125,000ユーロの基準または、該当する場合には、C S S F 規則が定める最低基準を下回ってはならない。ただし、下回る場合、C S S F は、その状況が正当であれば、管理会社がその状況を是正し、またはその活動を停止するための一定期間を認めることができる。

( 注 ) 現在、かかる規則は存在しない。

- b ) 上記 a ) に規定する自己資本は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる自己資本は、流動資産または短期間で現金への換金が容易に可能な資産に投資されなければならない。投機的ポジションを含んではならない。

- c ) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価およびその義務の遂行に必要な専門家としての経験を備えていることを証明しなければならない。これは以下の者に適用される。

) 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員ならびに、二層式取締役会の場合には、監査委員会の構成員および、会社を実質的に経営する者と異なる場合には、経営委員会の構成員

) その他の種類の会社については、法律および設立関連書類により管理会社を代表する機関の構成員

- d) 管理会社の参照株主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。C S S Fは、管理会社が株主に関して特に自らの資金に関する要件について、適用のある法律が課す健全性要件を遵守しており、または遵守することを約するスポンサーシップ・レターを要求することができる。
- e) 申請書に管理会社の組織、ガバナンスおよび社内手続きが記載されなければならない。
- 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

認可の付与により、管理会社の経営陣、経営委員会および監査委員会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に規定する活動を中止する場合
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
- e) 2010年法が定めるその他の認可の撤回事由に該当する場合

管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。

運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

2010年法第111条は、本条の適用を受ける管理会社にも適用される。

#### (2) 2010年法第125条の2の適用を受ける管理会社

2010年法第125条の2の規定に基づき認可された管理会社であって、選任された管理会社として、2010年法第88条の2第2項(a)に規定する外部のA I F Mを選任せずにA I F M Dに規定する一または複数のA I Fの管理を行う者はまた、管理資産が2013年法第3条第2項に規定する基準の一を超える場合には、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F MとしてC S S Fから事前の認可を受けなければならない。このような管理会社は、2013年法第5条第4項に規定する非中核的な活動に加え、同法別表 に規定する活動にのみ従事することができる。

管理会社は、その管理するA I Fについて、指定管理会社として、適用される範囲内で、2013年法律に定めるすべての規則の適用を受ける。

2010年法第16章の規定に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される（下記2.2.1.2.2第17項および第18項を参照）。

#### 2.2.1.2.2. 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存立する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

##### A. 業務を行うための条件

(1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法第15章の適用を受ける管理会社について、この法律が2010年法第15章に反しない限りにおいて適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってホームページで閲覧可能な公式のリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後のみ実行可能である。

(2) 管理会社は、U C I T S指令に従い認可されるU C I T Sの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該指令に定められていないその他のU C Iの運用であって、そのために管理会社が健全性監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、U C I T S指令の下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T Sの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務（網羅的な一覧ではない。）を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

( 3 ) 上記 ( 2 ) とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

( a ) ポートフォリオが1993年法別表 の B に列挙されている商品の一つ以上を含む場合において、投資家の権限付与に従って顧客毎に行う投資ポートフォリオの一任運用 ( 年金基金が保有するものも含む。 )

( b ) 付随的業務としての、

- 1993年法別表 の B に掲げる一または複数の商品に関する投資顧問業務
- U C I の受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本項に基づき本段落に記載された業務のみの提供または ( a ) の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

( 4 ) 上記 ( 2 ) にかかわらず、A I F M D に規定する A I F の A I F M として任命され、第15章に従って認可されたルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年法第 2 章に基づく A I F の A I F M として、C S S F による事前の認可も取得しなければならない。管理会社がこの認可を申請する場合、かかる管理会社は、管理会社が ( 7 ) に基づく認可を申請する際に既に C S S F に提供した情報または文書が最新のものである場合に限り、当該情報または文書の提出を免除される。管理会社は、2013年法の別表 に記載されている活動および2010年法第101条に基づく認可の対象となる U C I T S の管理の追加的活動にのみ従事することができる。これらの管理会社は、A I F を管理する活動において、2013年法律第 5 条第 4 項に規定する金融商品に関する注文の受付および伝達からなる非中核的サービスを提供することができる。本項 ( 4 ) の意味における A I F の A I F M に選任された管理会社は、適用のある範囲内において、2013年法に定めるすべての規則の適用を受ける。

( 5 ) 1993年法第 1 条の 1、第37条の 1 および第37条の 3 は、管理会社による上記 ( 3 ) の業務提供に準用される。

上記 ( 3 ) ( a ) のサービスを提供する管理会社はさらに、投資会社および信用機関の自己資本充実に関する規則 ( E U ) 575 / 2013 の規定ならびに信用機関の活動へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性監督に関する2013年 6 月26日付欧州議会・理事会指令2013 / 36 / E U を実施するルクセンブルグの規制を遵守しなければならない。

( 6 ) 上記 ( 2 ) および ( 3 ) の適用を受ける管理資産は、管理会社の債務超過の場合、その財産の一部を構成しない。かかる管理資産について、管理会社の債権者の請求権は及ばない。

( 7 ) C S S F は、以下の条件が満たされる場合に限り、管理会社に認可を与える。

( a ) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが2億5,000万ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち2億5,000万ユーロを超過した額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は、1,000万ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

( ) 管理会社が運用する F C P ( 管理会社が運用権限を委託した当該 F C P のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。 )

( ) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

( ) 管理会社が運用する U C I ( 管理会社が運用権限を委託した当該 U C I のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。 )

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資本は、規則 ( E U ) 575 / 2013 第92条ないし第95条に規定する金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%までに限り追加することができる。信用機関または保険機関は、加盟国または C S S F が E U 法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

( b ) ( 5 ) ( a ) に規定する資金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる資金は、流動資産または短期間で現金への換金が容易に可能な資産に投資されなければならない。投機的ポジションを含んではならない。

( c ) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な評判を有し、管理会社が運用する U C I T S に関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の名称は、C S S F に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

( d ) 認可の申請は、管理会社の組織、ガバナンスおよび社内手続等を記載した運営計画を添付しなければならない。

( e ) 中央管理事務所と登録事務所は、ともにルクセンブルグに所在しなければならない。

( f ) 管理会社の責任者は、その U C I T S または U C I の種類に関して、2010年法第129条第 5 項に規定する意味において十分な経験を有する者でなければならない。

( 8 ) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S F は、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S F は、管理会社に対して、本項に規定する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

( 9 ) 記入済みの申請書が提出されてから 6 か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

( 10 ) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

認可の付与により、管理会社の経営陣、経営委員会および監査委員会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

( 11 ) C S S F は、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

( a ) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合

( b ) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合

( c ) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合

( d ) 認可が上記( 3 ) ( a ) に規定する一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006 / 49 / E C の実施の結果、1993年法に適合しなくなった場合

( e ) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ / または組織的に違反した場合

( f ) 2010年法が定めるその他の認可の撤回事由に該当する場合

( 12 ) 管理会社が( 2010年法第116条に従い ) 集团的ポートフォリオ運用活動を国境をまたいで行う場合、C S S F は、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S 所在加盟国の監督当局と協議する。

( 13 ) C S S F は、一定の適格参加持分を保有する管理会社の株主またはメンバー( 直接か間接か、自然人か法人かを問わない。 ) の身元情報および当該参加持分の額が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に定めるものと同様の規定に服する。

C S S F は、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

以下に該当する管理会社の認可については、関係する他の加盟国の権限のある当局と事前に協議するものとする。

( a ) 他の加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険機関の子会社

( b ) 他の加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険機関の親会社の子会社

( c ) 他の加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険機関を支配する者と同じ自然人または法人の支配を受けるもの

( 14 ) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

( 15 ) 承認された法定監査人に関する変更は、事前にC S S F の承認を得なければならない。

( 16 ) 1915年法および同法第1100条の15に定める監査役制度は、2010年法第15章の適用を受ける管理会社には適用されない。

( 17 ) C S S F は、承認された法定監査人の権限の範囲および管理会社の年次会計書類の監査報告の内容との関連を定義することができる。

( 18 ) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載された会計情報の監査またはその他管理会社またはU C I に関する法律上の業務を行うに当たり、知り得た事実または決定が以下のいずれかにあたるおそれがある場合には、速やかにC S S F に報告しなければならない。

- 2010年法律またはその施行規則に重大な違反を構成するもの

- 管理会社またはその事業活動に資する事業の継続的な機能を損なうもの

- 報告書の認証の拒否または報告書中の留保表明につながるもの

承認された法定監査人はまた、年次報告書に記載される会計情報の監査を行う際に、または管理会社との支配関係に起因する密接な関係を有するものもしくはその事業活動に寄与する事業と密接な関連を有する他の事業に関する法律事務を行う際に知り得た当該事業者に関する事実または意思決定であって、前項に掲げる基準に該当するものについて、同項の職務を遂行するに当たり、速やかにC S S F に報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、その職務を遂行するに当たり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはC S S Fに提供された情報が、管理会社の財務状況ならびに資産および負債を真正に記載したものであることを知ったときは、直ちにC S S Fに通知する義務を負う。

承認された法定監査人はまた、C S S Fに対し、その職務の遂行に関連して、承認された法定監査人が知識を有しているか、または有すべき事項に関して要求される可能性のあるすべての情報または証明書を提供する義務を負う。

本項で言及された事実または意思決定を承認された法定監査人が誠実にC S S Fに開示することは、職業上の秘密の侵害または契約によって課された情報開示の制限の違反を構成せず、承認された法定監査人にはいかなる種類の責任も生じないものとする。

C S S Fは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および業務の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、該当する管理会社の費用負担で行われる。

#### B . ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

( 1 ) 管理会社は、常に上記( 1 )ないし( 8 )に規定する条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は、( 7 ) ( a )に規定する水準を下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間内にかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社の健全性監督は、当該管理会社が2010年法第1条に定める支店を設立するか、または他の加盟国でサービスを提供するかどうかにかかわらず、ホスト加盟国の当局に責任を負わせるU C I T S指令の規定に影響を及ぼすことなく、C S S Fの責任とする。

管理会社における保有株式の適格性については、1993年法第18条に定める投資会社に関する規則と同様の規則に従う。

2010年法の適用上、1993年法第18条における「会社 / 投資会社」は、「管理会社」と解釈するものとする。

( 2 ) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき健全性規則の遂行にあたり、U C I T S指令に従い、管理会社は、以下を義務付けられる。

( a ) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム ( 特に、管理会社の従業員の個人取引または自己の勘定による投資のための金融商品の保有もしくは運用に関する規則を含む。 ) を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

( b ) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

( 3 ) 2.2.1.2.2. A . ( 3 ) ( a ) に規定するポートフォリオ一任運用業務の認可を受けている管理会社は、  
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。  
- ( 3 ) の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する指令97 / 9 / E Cを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

( 4 ) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

a ) 管理会社は、C S S Fに上記を適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

b ) かかる権限の付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。

c ) かかる委託が投資運用に関するものである場合、かかる権限の付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ健全性監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

d ) かかる権限の付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されていなければならない。

e ) 投資運用の中核的業務に関する権限は、預託機関または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

f ) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

g ) かかる権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

h) 委託される業務の性質を勘案し、業務の委託を受ける者は、当該業務を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

i) U C I T S の目論見書に、管理会社が委託した業務を列挙しなければならない。

管理会社および預託機関の責任は、管理会社が第三者に業務を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の業務の委託をすることはしないものとする。

(5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、行為規範を促進するために、常に以下を行う。

(a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用する U C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。

(b) 管理会社が運用する U C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。

(c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。

(d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用する U C I T S が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。

(e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

2010年法第15章において言及する管理会社は、健全かつ有効なリスク管理と合致し、リスク管理を推進し、また、運用する U C I T S のリスク特性、資金ルールまたは設立文書に整合しないリスク負担を推奨せず、U C I T S の最善の利益に資するように行うという管理会社の義務の遵守を損なわない報酬に関する方針および慣行を設定し、適用しなければならない。

報酬に関する方針および慣行には、給与および裁量年金給付における固定部分および変動部分を含めるものとする。

報酬に関する方針および慣行は、上級経営陣、リスクテイク、管理職ならびに上級経営陣およびリスクテイクと同等の報酬階層に該当する報酬総額を受け、その業務上の行為が管理会社の、または管理会社が運用する U C I T S のリスク特性に重大な影響を及ぼす従業員等のカテゴリーの職員に適用されるものとする。

(6) 管理会社は、上記(5)の報酬方針の設定および適用に際し、その規模、内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性に依りて、適切な方法および範囲で、以下の原則を遵守するものとする。

(a) 報酬方針は、健全かつ有効なリスク管理と整合し、またそのようなリスク管理を推進するものであり、かつ、管理会社が運用する U C I T S のリスク特性、規則または設立文書に整合しないリスク負担を推奨しない。

(b) 報酬方針は、管理会社、その運用する U C I T S およびその投資家の事業戦略、目標、価値観および利益に沿ったものであり、利益相反を回避するための措置が定められている。

(c) 管理会社の経営陣がその監督業務において報酬方針を採用し、かつ、経営陣が報酬方針の一般原則を採用し、かつ、少なくとも年1回これを見直し、その実施について責任を負い、監督する。本号に規定する業務は、管理会社において業務執行を行っておらず、かつ、リスク管理および報酬に関する専門知識を有する経営陣の構成員のみが行うものとする。

(d) 報酬方針の実施には、少なくとも年1回、経営陣がその監督業務において採用した報酬に関する方針および手続の遵守に関する中央による独立内部審査が行われる。

(e) 管理業務に従事する従業員は、その管理する事業分野の業績にかかわらず、当該従業員の業務に関連する目的の達成に応じた報酬を受ける。

(f) リスク管理およびコンプライアンス部門の上級役員の報酬は、報酬委員会が存在する場合には、報酬委員会が直接監督する。

(g) 報酬が業績と連動している場合、報酬総額は、財務的基準および非財務的基準を考慮して、個人の業績を評価する際の個人および関連事業部門または U C I T S の業績に関する評価およびそれらのリスクに関する評価ならびに管理会社全体の業績を総合的に勘案する。

(h) 業績の評価は、評価プロセスが管理会社の運用する U C I T S の長期的な業績およびその投資リスクに基づくものであり、業績に連動した報酬の実際の支払が U C I T S の投資家に推奨される保有期間にわたって行われるよう、当該期間に応じた複数年の枠組みにおいて設定される。

(i) 変動報酬の保証は、例外的なものであり、職員の新規雇用の場合にのみ発生し、雇用初年度に限定される。

- ( j ) 報酬総額のうち固定部分と変動部分は適切にバランスがとれており、固定部分は、報酬総額の相当部分とし、変動報酬が支払われない場合を含め、変動部分を十分に柔軟性を有する方針で運用することができるようにする。
- ( k ) 契約の早期解除に関する支払は、長期的に達成された実績を反映し、不達成に対しては支払を行わないよう設計する。
- ( l ) 変動報酬または変動報酬プールの計算に使用される業績の測定には、現在および将来のすべての関連する種類のリスクを統合するための包括的な調整の仕組みが含まれる。
- ( m ) U C I T S の法的構成およびその資金ルールまたはその設立文書に従い、変動報酬の大部分 (少なくとも50%) は、当該U C I T S の受益証券、同等な所有持分または株式関連証券もしくは本号で言及する証券のいずれかと同等の効力を有するインセンティブを伴う同等の非金銭証券により構成する。ただし、管理会社が運用するポートフォリオ全体に占めるU C I T S 運用の割合が50%未満である場合は、50%の下限は適用されない。本号で言及する証券には、管理会社、その運用するU C I T S およびその投資家の利益とインセンティブが合致するように設計された適切な保有方針が適用されるものとする。本号は、( n ) に従って繰り延べられた変動報酬および繰り延べられていない変動報酬の両方に適用されるものとする。
- ( n ) 変動報酬の大部分 (少なくとも40%) は、U C I T S の投資家に推奨される保有期間に照らして適切であり、当該U C I T S のリスクの性質に適した期間にわたって繰り延べられる。本号で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延制度に基づき支払われる報酬は、按分額を超えて付与されることはない。変動報酬が特に高額の場合には、その金額の少なくとも60%を繰り延べるものとする。
- ( o ) 繰延部分を含む変動報酬は、それが管理会社全体の財務状況に基づき持続可能であり、かつ、関係する事業部門、U C I T S および個人の業績に応じて妥当と認められる場合に限り、支払われまたは付与される。変動報酬の総額は、管理会社または関係するU C I T S の業績不振または低迷が発生した場合には、通常、現行の報酬および獲得済み金額の支払減額 (マルスまたはクローバック制度によるものを含む。) の双方を考慮して、相当程度減額されるものとする。
- ( p ) 年金方針は、管理会社およびその運用するU C I T S の事業戦略、目的、価値観および長期的利益と整合している。従業員が定年退職前に管理会社を退職する場合、裁量的年金給付は、( m ) に定める証券の形式により、管理会社が5年間保有する。従業員が定年に達した場合、裁量的年金給付は、( m ) に定める証券の形式により、当該従業員に支払われるが、5年間の保有期間の適用を受けるものとする。
- ( q ) 職員は、報酬および負債関連保険の個人ヘッジ戦略を使用して、報酬制度に組み込まれたリスク調整効果を低下させないことを誓約しなければならない。
- ( r ) 変動報酬は、2010年法の要件を回避するようなピークルまたは方法によっては支払われない。
- 第1項に定める原則は、管理会社により支払われるあらゆる種類の利益、U C I T S 自体により直接支払われるあらゆる金銭 (成功報酬を含む。) 、ならびに上級経営陣、リスクテイカー、管理職ならびに上級経営陣および責任者と同等の報酬階層に該当する報酬総額を受け、その業務上の活動がその運用するU C I T S のリスク特性に重大な影響を及ぼす従業員等のカテゴリーの職員の利益のために行われるU C I T S の受益証券または投資口の譲渡に適用される。
- 自身の規模または運用するU C I T S の規模、内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性において重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬の方針および慣行ならびにリスク管理のために設けられたインセンティブについて、有効な独立した判断を行うことができるように構成するものとする。必要に応じて、U C I T S 指令第14 a 条 ( 4 ) において言及されるE S M Aガイドラインに従い設置される報酬委員会は、管理会社または関係するU C I T S のリスクおよびリスク管理に影響を及ぼすものであって、経営機関がその監督業務において採用するものを含め、報酬に関する決定について責任を負うものとする。報酬委員会の委員長は、管理会社において業務執行を行っていない経営機関の構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、管理会社において業務執行を行っていない経営機関の構成員とする。経営機関における従業員代表が労働法に規定されている管理会社においては、報酬委員会には、1名以上の従業員代表を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を行うにあたっては、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益ならびに公益を考慮しなければならない。
- ( 7 ) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたU C I T S を運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、U C I T S 所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

( 8 ) 管理会社は、1993年法第 1 条第 1 号に定める専属代理人を任命することができる。管理会社が専属代理人の任命を決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき認められる活動の範囲内で、1993年法第37条の 8 に基づき投資会社に適用されるものと同様の規則を遵守しなければならない。本項の適用上、1993年法律第37条の 8 において「投資会社」とあるものは、「管理会社」と読み替える。

#### C . 設立の権利および業務提供の自由

( 1 ) U C I T S 指令に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで認可された活動を行うことができる。2010年法は、かかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記の支店設置または業務提供は、認可要件、資金提供要件または同等の効果を有するその他の措置の対象ではない。

ルクセンブルグで設立された U C I T S は、上記の範囲内で、U C I T S 指令第16条第 3 項の規定に従い、U C I T S 指令に基づき他の加盟国で認可された管理会社を自由に指定し、または当該管理会社による運用を受けることができる。

( 2 ) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、事業を行うことができる。2010年法は、かかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルグ法に基づき設立された投資信託運用会社の認可および組織に関する2018年 8 月23日付 C S S F 通達18 / 698に規定されている。C S S F 通達18 / 698の目的は、A I F に関する法制上の進展を反映し、また、ルクセンブルグ法に基づき設立され、C S S F 通達18 / 698の適用を受けるすべての投資信託運用会社 ( 以下「I F M」という。 ) ( すなわち、2010年法第15章の適用を受けるルクセンブルグ法上のすべての管理会社、2010年法第16章第125条の 1 または第125条の 2 の適用を受けるルクセンブルグ法上の管理会社、2010年法第17章の適用を受ける I F M のルクセンブルグ支店、2010年法第27条に定める自己管理型投資法人 ( S I A G ) 、2013年法第 2 章に基づき認可された A I F M 、2013年法第 4 条第 1 項 ( b ) に定める内部管理型 A I F ( F I A A G ) ) について、認可を取得し維持するための条件を単一の通達に明記するために、2012年10月24日付 C S S F 通達12 / 546 ( その後の修正を含む。 ) を置き換えることである。C S S F 通達18 / 698は、I F M がルクセンブルグおよび / または外国に設立した支店および駐在員事務所にも適用される。C S S F 通達18 / 698は、特に、株式保有構造、資本要件、経営機関、中央管理および内部統制制度、ならびに委任管理に関する規則等の一定の認可条件のさらなる明確化を目的としている。また、投資信託運用会社および名簿管理代理人の業務を行う事業者に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策に関する具体的な規定も含まれる。

#### 2.2.1.3. 預託機関

預託機能に係る U C I T S に関連する法律、規則および行政規定の調整に関する U C I T S 指令を改正する欧州議会および欧州理事会の指令を見込んで、C S S F は、2014年 7 月11日に、U C I T S の預託機能を務めるルクセンブルグの金融機関に適用される規定の明確化を目的とした C S S F 通達14 / 587 ( 以下「通達14 / 587」という。 ) を公表した ( 注 ) 。 C S S F は、U C I T S の預託機能を管理するために、プリンシプル・ベース・アプローチではなく、より規範的で詳細な規則を制定した。通達14 / 587により、I M L 通達91 / 75第 E 章は U C I T S に適用されなくなったが、A I F M D に該当しないすべての投資信託には引き続き適用される。現在 U C I T S の預託機能を務めているルクセンブルグの金融機関は、業務構造を C S S F の新要件に適応させなければならなかった。

( 注 ) C S S F 通達14 / 587は、下記で詳述するとおり C S S F 通達16 / 644に置き換えられている。

2014年 7 月23日、欧州理事会は、U C I T S 指令の最終案を正式に採択し、加盟国は、2016年 3 月18日までにこれを実施しなければならなかった。U C I T S 指令は、U C I T S の預託機関の機能および責任を明確にし、過度のリスクを制限するために U C I T S の管理会社の報酬方針に係る指標を提供し、国内規定の違反に関する行政制裁の下限を調整するものである。

U C I T S のレベル 2 措置は、2016年10月13日を発効日として、2015年12月17日に公表された。

2016年 5 月10日、ルクセンブルグの立法機関は、2010年法および A I F M 法を改正し、U C I T S 指令をルクセンブルグ法に移管する法律を可決した。

2016年10月11日、C S S F は、U C I T S の預託機能を務めるルクセンブルグの金融機関ならびにすべてのルクセンブルグの U C I T S および U C I T S のために行う管理会社に向けた C S S F 通達16 / 644を公表した。C S S F 通達16 / 644は、U C I T S のレベル 2 措置と整合しない通達14 / 587の規定を撤回し、2010年法および U C I T S のレベル 2 措置に規定された預託規則に関して一部明確化するものである。特に、管理の連鎖に関する組織要件および特定の状況 ( U C I T S によるデリバティブ商品への投資、担保の受入れ等 ) について明示している。

2018年 8 月23日、C S S F は、2010年法パート の適用を受けない投資信託の預託機関および場合によってはその支店に適用される組織体制に関する C S S F 通達18 / 697を公表した。C S S F 通達18 / 697は、U C I T S の預託機

関を務め、2010年法パート の適用を受ける（該当する場合には、管理会社が代理する）金融機関に適用されるC S S F通達16 / 644ならびにU C Iに関する1998年3月30日法の適用を受けるルクセンブルグの事業者に適用される規則の改正および改革に関する通達I M L 91 / 75（C S S F通達05 / 177およびC S S F通達18 / 697により改訂）を改訂するものである。

C S S Fにより承認された約款に定められる預託機関は、約款および管理会社との間で締結する預託契約に従い、F C Pを代理し、預託機関またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。

A) パート ファンドに該当するF C Pについて、預託機関は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび売却が法律および約款に従って執行されるようにすること
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること

管理会社の所在加盟国がF C Pの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2および第19条、前項ならびにその他の預託機関に関連する法律、規則または行政規定に従いその業務を遂行するために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、F C Pのキャッシュ・フローに対する適切な監視を確保しなければならない。

預託機関は、預託機関自身または2010年法第18条第4項（a）に従い保管されている金融商品の保管を委託する第三者による消失について、F C PおよびF C Pの受益者に対して責任を負う。

保管された金融商品が消失した場合、預託機関は、同一種類の金融商品またはそれに相当する金額を不当に遅滞することなくF C Pを代理する管理会社に返還しなければならない。預託機関は、消失が自己の合理的な支配を超える外的事象により発生し、その結果についてこれに対するあらゆる合理的な努力を行ったとしても回避することができなかったであろうことを証明することができた場合には責任を負わない。

また、預託機関は、過失または故意による2010年法上の義務の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他のすべての損失についても責任を負う。

上記の預託機関の責任は、いかなる委託による影響も受けない。

上記の責任を排除または制限する合意は、一切無効とする。

F C Pの受益者に対する預託機関の責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及するものとする。ただし、これにより、二重の救済または受益者の不平等な扱いが生じないものとする。

U C I T S 指令がルクセンブルグ法に組み込まれたことにより、預託機関の役割および責任がより正確に定められた。かかる法律では、預託契約に含めなければならない契約条項を規定している。これらはとりわけ、（ ）一般的な預託義務、（ ）保管、（ ）デューディリジェンス、（ ）破産保護、（ ）独立性に関連するものである。また、S I C A Vは、事前に定めた客観的な基準に基づき、預託機関を選定および任命し、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみを満たすための意思決定プロセスを整備することが求められる。預託機関は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、ルクセンブルグにおける外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの預託機関である場合、その登録事務所は他の加盟国に置かなければならない。預託機関は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

預託機関の業務執行者は、十分に良好な評価を有し、関係するU C I T Sに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、業務執行者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。

「業務執行者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表する者またはその活動の実施を実質的に決定する者をいう。

預託機関は、その義務の履行において取得した情報であって、C S S FがF C Pによる2010年法の遵守を監視するために必要なすべての情報を、請求に応じてC S S Fに提供しなければならない。

C S S Fは、2016年10月11日、U C I T Sの預託機関を務めるルクセンブルグの金融機関に適用される規定の明確化を目的としたC S S F通知16 / 644を公表した。C S S Fは、U C I T Sの預託業務を管理するために、原則に基づくアプローチではなく、より規範的で詳細な規則を制定した。

C S S F通達16 / 644は、上記のとおりC S S F通達18 / 697によって改訂されている。

B) パート ファンドに該当するF C Pの場合

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mが運用するF C Pと、そのA I F Mが2013年法第3条に定める例外に依拠するF C Pを区別している。

F C P（パート ファンド）に関して、U C I の資産は、2010年法第88条の3の規定に従い、単一の預託機関に委託し、保管しなければならない。

U C I T S 預託機関制度は、パート ファンドの預託機関に適用される。2018年3月1日に官報（メモリアル）に公表され、2018年3月5日に施行された2018年2月27日法の採択をもって、U C I T S 預託機関制度の適用は、ルクセンブルグの小口投資家に（も）販売されるパート ファンドの預託機関に限定されるものとなるが、その他すべてのパート ファンドの預託機関には、（2016年5月の2010年法改正前と同様に）A I F M 預託機関制度が適用されるものとする。

#### 2.2.1.4. 関係法人

##### （ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C P の管理会社は、他の会社と投資運用契約または投資顧問契約を締結し、当該契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による投資運用会社の中核的業務の委託は、上記の2.2.1.2.2. B.（4）に定められた条件に従う。

##### （ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、F C P の受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

F C P の現行の目論見書には、販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

#### 2.2.2. 会社型投資信託

会社型投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（*sociétés anonymes*）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は、以下のとおりである。

この形態により設立された投資法人のすべての投資口は額面価格を同額とし、投資口を保有する投資主には、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主総会における1口につき1個の議決権が付与される。また、1915年法は、公開有限責任会社が無議決権株式および複数議決権株式を発行することができることも規定している。

資本金は、設立時に出資される一定額に設定される。取締役会は、投資主が承認し、規約に規定する金額まで資本金を増額することができる。増資は、取締役会が投資主から承認を受けた範囲内で決定するときは、その決定するところに従い、一括での出資または一部の随時発行とすることができ、これは規約に記録される。通常、かかる発行は額面価額にプレミアムを加えた金額により実行され、その総額は、その時点で有効な純資産価額を下回らないものとし、投資主総会による最初の承認が公表されてから5年以内に発行されない資本については、投資主の承認の更新が必要となる。投資主は、優先引受権を有しており、かかる権利は、上記承認の更新毎に行う特定の議決により放棄することができる。

ただし、上記の特徴すべてが2010年法の対象となるすべての会社型投資信託に適用されるわけではない。事実、固定資本を有する投資法人には適用されるが、以下に記載のとおり、変動資本を有する投資会社には完全には適用されない。

##### 2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人

2010年法に従い、S I C A V の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A V は、投資主の利益を図るため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（*société anonyme*）として定義されている。

S I C A V は、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって適用除外されない限度で適用される。

S I C A V は、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A V の規約およびその改訂は、フランス語、ドイツ語または英語（立会人が決定する。）により作成された特別公正証書に記録される。当該証書が英語で作成されている場合は、共和歴11年プレリアル24日法の規定にかかわらず、当該証書の登録機関への提出に際し、公用語への翻訳文を当該証書に添付する要件は適用されない。当該要件は、S I C A V の投資主総会議事録やS I C A V に関する合併提案を記録した公正証書等、公正証書の形式により記録しなければならない他の証書には適用されない。

1915年法の一部修正により、S I C A V は、年次財務書類ならびに独立監査人の報告書、運用報告書および該当する場合は監査委員会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録投資主に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資主に提供する場所および実務上の取決めを規定するものとし、各投資主が年次財務

書類ならびに独立監査人の報告書、運用報告書および該当する場合は監査委員会の見解の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

投資主総会の招集通知には、総会の定足数および過半数が、総会 5 日前 (以下「基準日」という。) の午後12時 (ルクセンブルグ時間) における発行済投資口に基づき決定される旨を規定することができる。投資主が投資主総会に出席し、自己の投資口に係る議決権を行使する権利は、基準日において当該投資主が保有する投資口に応じて決定される。

S I C A V は、次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定する発行日または買戻日の純資産価格で継続的に S I C A V によって発行され買い戻される。発行投資口は、無額面で全額払い込まなければならない。資本は、投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動により自動的に変更される。投資口を新規発行する場合、既存投資主は、規約に明示的に規定する場合を除き、優先引受権を主張することはできない。

2010年法は一定の要件を定めており、そのうち最も重要な要件は、以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない S I C A V の最低資本金は、認可時において30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定した S I C A V を含むすべての S I C A V の資本金は、認可後 6 か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F 規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げられる可能性がある (注) 本書の日付現在、そのような C S S F 規則は発表されていない。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更については、C S S F に届出を行うことを要し、C S S F の異議のないことを条件とする。
- 規約中に反対の規定がない場合、S I C A V は、いつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める場合、その範囲において、S I C A V は、投資主の請求に応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、S I C A V の純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は C S S F 規則により定めることができる (最高限度率が定められていないため、C S S F は、当該費用および手数料が妥当か否かについて、慣例に基づき判断することができる。 ) 。
- 通常の期間内に S I C A V の資産に発行価格純額相当額が払い込まれない限り、S I C A V の投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A V の資産評価の原則および方法を規定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を規定する。投資口の発行および買戻しは、( ) S I C A V が預託機関を有していない期間中、または ( ) 預託機関が清算手続に入るか、破産宣告を受けるか、債権者との調整、支払停止もしくは管理運営を目指しているか、もしくは同様の手続の対象となった場合、禁止される。
- 規約は、発行価格および買戻価格の計算を行う頻度を規定する (パート ファンドについては最低 1 か月に 2 回、または C S S F が許可する場合は 1 か月に 1 回とし、パート 以外のファンドについては最低 1 か月に 1 回とする。 ) 。
- 規約は、S I C A V が負担する費用の性質を規定する。
- S I C A V の投資口は、全額払い込まなければならない。投資口には、その価額を記載しないものとする。

#### 2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1 株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

近年、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによる当該ファンドの投資口の買戻しは通常、純資産価額の計算の停止を条件として、募集目論見書に記載され、規約に定める方法に従い、手数料の有無にかかわらず、純資産価額により実行される。

ファンドが買戻し、保有する投資口には議決権がなく、ファンドの配当その他の分配金または清算金を受けることもできない。しかしながら、当該投資口は、有効に存続しており、再度販売することができる。

オープン・エンド型の会社型投資法人では、投資主の議決による増資の承認に応じて、取締役会が定期的に投資口を発行することができる。投資口の発行は、ファンドの投資口の募集終了から 1 か月以内、または遅くとも当該投資

口の募集開始から3か月以内に、取締役会またはその代理人がルクセンブルグの公証人の前で申述しなければならず、その後1か月以内に、R E S Aでの公告のために地方裁判所長官に届け出なければならない。

（注）S I C A Vの資本金の変更の公表を義務付ける要件は存在しない。

#### 2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1に定める契約型投資信託に関する投資制限は、会社型投資信託にも概ね同程度適用される。

#### 2.2.2.4. 預託機関

会社型投資法人の資産の保管は、預託機関に委託されなければならない。

預託機関の責任は、保管している資産の全部または一部を第三者に委託したことによる影響を受けないものとする。預託機関は、ルクセンブルグ法に従い、投資法人および投資主に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、投資法人または投資主が被った損失につき責任を負う。

預託機関は、以下の業務を行わなければならない。

投資信託によりまたは投資信託のために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること

S I C A Vの投資口の価額が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること

法律または規約に抵触しない限り、S I C A Vまたはこれを代理する管理会社の指示を執行すること

S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること

S I C A Vの収益が規約に従って使用されるようにすること

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社の所在加盟国がS I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項、ならびにその他預託機関に関連する法律、規則または行政規定に従いその業務を遂行するために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、S I C A Vのキャッシュ・フローに対する適切な監視を確保しなければならない。

S I C A Vの投資主に対する預託機関の責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及するものとする。ただし、これにより、二重の救済または受益者の不平等な扱いが生じないものとする。

預託機関は、預託機関自身または2010年法第34条第3項（a）に従い保管されている金融商品の保管を委託する第三者による消失について、S I C A Vおよびその投資主に対して責任を負う。

保管された金融商品が消失した場合、預託機関は、同一種類の金融商品またはそれに相当する金額を不当に遅滞することなくS I C A Vを代理する管理会社に返還しなければならない。預託機関は、消失が自己の合理的な支配を超える外的事象により発生し、その結果についてこれに対するあらゆる合理的な努力を行ったとしても回避することができなかったであろうことを証明することができ場合には責任を負わない。

また、預託機関は、過失または故意による2010年法に基づく義務の不履行によりS I C A Vおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を排除または制限する合意は、一切無効とする。

上記の預託機関の責任は、いかなる委託による影響も受けない。

U C I T S 指令がルクセンブルグ法に組み込まれたことにより、預託機関の役割および責任がより正確に定められた。かかる法律では、保管委託契約に含めなければならない契約条項を規定している。これらとりわけ、（ ）一般的な預託義務、（ ）保管、（ ）デューディリジェンス、（ ）破産保護、（ ）独立性に関連するものである。また、S I C A Vは、事前に定めた客観的な基準に基づき、預託機関を選定および任命し、S I C A Vおよびその投資家の利益のみを満たすための意思決定プロセスを整備することが求められる。

2013年法第2章（2010年法第95条を参照）に基づき認可されたA I F Mが運用するS I C A Vについては、特別規定が適用される。

預託機関は、預託機関としての業務の遂行において、投資主の利益のみのために行わなければならない。

#### 2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

#### 2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託に関する追加要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

（1）S I C A VがU C I T S指令に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続等を記載した活動計画を添付しなければならない。

- S I C A Vの業務執行者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務執行者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S F

に直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

認可の付与により、S I C A Vの経営陣、経営委員会および監査委員会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全に、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- ( a ) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
  - ( b ) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
  - ( c ) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
  - ( d ) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
  - ( e ) 2010年法が定めるその他の認可の撤回事由に該当する場合
- ( 2 ) 上記2.2.1.2.2. ( 21 ) および ( 22 ) に定める規定は、U C I T S 指令に従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- ( 3 ) U C I T S 指令に従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、ルクセンブルグ法の適用を受ける投資信託運用会社の認可および組織に関する2018年8月23日付けC S S F 通達18 / 698に規定する適用ある健全性規則を常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム ( 特に、当該事業の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。 ) を有すること、特に、少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に基づき再構成が可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

## 2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加的な法律上の規定

1983年以前には投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託に対する規制権限を付与する法律に基づいていた。これらの大公規則は、法的効力を有していた。また、政府および銀行監督官による決定により、既存の法律を先進的に解釈し、開示、財務報告および事業管理に関する制限および行政規則を設定した。

大公規則および政府の決定は、投資信託に関する準拠法として認められるべきものであった。

この状況は、集団投資事業に関する1983年8月25日法が施行されて以降変化があり、同法は集団投資事業に関する1988年3月30日法により置き換えられた。2003年1月1日、集団投資事業に関する2002年法が施行され、2007年2月13日に1988年3月30日法と完全に置き換えられた。

集団投資事業に関する2010年法は、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日から2002年法と完全置き換えられた。

### 2.3.1. 設立に関する法律および法令

#### 2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、( F C P および / または非自己管理型 S I C A V の ) 管理会社および ( 2010年法により明示的に適用除外されていない限り ) S I C A V の形態をとるか公開有限責任会社 ( *société anonyme* ) の形態をとるかにかかわらず投資法人 ( および会社型投資信託の子会社としての買戻子会社 ( もしあれば ) ) に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、S I C A Vにも一定の範囲で適用される。

##### 2.3.1.1.1. 会社設立の要件 ( 1915年法第420条の1 )

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は、3万ユーロ相当額である。

#### 2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- 署名したまたは署名者が代理した自然人または法人の身元
- 会社の形態および名称
- 登録事務所の所在地
- 会社の目的
- 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- 当初払込済みの発行済資本の額
- 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、出資者の氏名、ならびに監査人の報告書の結論  
（注）1915年法によれば、現物出資は、通常、特別監査人報告書に記載され、その結果は、設立證書または増資証券とともに公表される。
- 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびこれに付帯する権利に関する記載
- 取締役および監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- 会社の存続期間
- 会社が負担するまたは会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

#### 2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをR E S Aに公告すること
- 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

#### 2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420条の19第2項および第420条の23第2項）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込みおよび会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

#### 2.3.1.2. 2010年法

2010年法は、契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定ならびにルクセンブルグにおける投資信託の登録に関する要件を定めている。

##### 2.3.1.2.1. 設立に関する要件

特別な要件は、上記に定める株式の全額払込みに関するものである。

##### 2.3.1.2.2. 規約に記載すべき事項

この点に関する主要な要件は、上記2.3.1.1.2.に定めている。

#### 2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- ・ 次の投資信託は、ルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。
  - 2010年法第2条および第87条の適用対象となるルクセンブルグの投資信託
  - 加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定されたU C I T Sではない投資信託。その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けることを要する。

2013年法律第58条第5項に従い、外国法A I Fの受益証券または投資口のルクセンブルグにおけるプロ投資家に対する販売については、2013年法律第6章および第7章の規定を遵守してルクセンブルグにおいて設立されたA I F Mにより行われる場合、または指令2011/61/EUの第 章および第 章の規定に従ってその他の加盟国もしくは第三国において設立されたA I F Mにより行われる場合には、認可要件が免除される。

・ 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は、認可を意味する。2010年法第2条および第87条に規定するUCIについては、リストへの登録申請は、その設立または組成から1か月以内にCSSFに提出しなければならない。

・ ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所 (tribunal administratif) に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。かかる申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託 (fonds d'investissement) の定義である「すべての投資信託、すべての投資法人ならびにその目的を有価証券その他の流通証券もしくは非流通証券および当該証券を表章するもしくはそれらを取得する権利を付与するすべての証書の公募または私募により一般大衆から受領した預金の集合投資とするという点で類似するその他の事業体 (法的な形式を問わない。)」(1991年1月21日付IML通達91/75に定める一定の基準により適格とされている。)は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条に実質的に含まれている。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日付大公規則は銀行監督官の職を創設したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁 (Institut Monétaire Luxembourgeois) (IML) により置き換えられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限はCSSFに移管された。

2010年法の対象となる投資信託に対するCSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資家に提供すべき情報に関して、投資法人 (またはFCPの場合、管理会社) の義務を定めている。

そのため、投資法人 (またはFCPの場合、管理会社) は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない。監査済み年次報告書および監査済みまたは未監査半期報告書は、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。パート ファンドについては、年次報告書の公表期限は4か月から6か月に延長され、半期報告書の公表期限は3か月に延長される (2010年法第150条第2項)。

パート ファンドに関して、投資法人 (またはFCPの場合、管理会社) は、投資家に対する主要投資家情報 (以下「KII」という。) を記載した書面を (ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語により) 作成しなければならない (2010年法第159条参照)。

KIIには、UCITSの基本的な特徴に関する適切な情報を含めなければならない。投資家が募集されている投資商品の性質およびリスクを合理的に理解することができ、その結果、提供された情報に基づいた投資決定を行うことができるように投資家に提供されなければならない。

KIIは、UCITSについて、以下の重要な要素に関する情報を提供するものとする。

- (a) UCITSの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の概要
- (c) 過去のパフォーマンスの表示または該当する場合はパフォーマンス・シナリオ
- (d) 費用および関連手数料
- (e) UCITSへの投資に伴うリスクに関する適切な指針および警告を含む投資のリスク/リターン特性

上記の重要な要素は、投資家が他の文書を参照することなく理解できるものでなければならない。

KIIは、提案された投資に関する追加情報の取得場所および方法 (目論見書、年次報告書および半期報告書を請求によりいつでも無償で取得できる場所および方法、ならびにこれらの情報の利用可能言語を含むが、これらに限定されない。) を明示するものとする。

KIIは、簡潔かつ専門的でない用語により記載するものとする。KIIは、共通の様式により、比較可能な内容で作成され、小口投資家にも理解しやすいように表示される。

ただし、投資法人または管理会社が、その運用する各コモン・ファンドのために、パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品 (PRIIP) 向け主要情報文書に関する2014年12月26日付欧州議会および欧州理事会の規則 (EU) 1286/2014 (規則 (EU) 1286/2014) に規定する主要情報文書に関する要件に従った主要情報文書の作成、提供、修正および翻訳を行う場合、CSSFは、当該主要情報文書が2010年法第55条および第159条ないし第163条に定める主要投資家情報に適用される要件を満たしているとみなす (2010年法第163条の1参照)。

投資法人または管理会社が、その運用する各ファンドのために、規則 (EU) 1286/2014に規定する主要情報文書に関する要件に従った主要情報文書の作成、提供、修正および翻訳を行う場合、CSSFは、当該投資法人または管理会社に対して、2010年法第55条および第159条ないし第163条に基づき主要投資家情報の作成を要求しない。

K I I は、U C I T S が2010年法第54条に従い受益証券の販売を届け出たすべての加盟国において、翻訳を除き、変更または補足されることなく使用されるものとする。

2010年法第21章は、さらに以下の義務（2010法第155条および第156条）を定めている。

- U C I は、その目論見書およびそれらの変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S F に送付しなければならない。年次報告書および半期報告書は、それぞれ4か月および2か月以内にC S S F に送付されなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより交付することができる。書面による目論見書は、いかなる場合においても、請求により投資家に無償で提供される。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、U C I T S の目論見書およびK I I に記載された方法により入手できる。書面による年次報告書および半期報告書は、いかなる場合においても、請求により投資家に無償で提供される。

当該E U規則は、小口投資家向けの投資商品の開示に関する統一規則を定めており、小口投資家がリテール投資商品の主要な特徴およびリスクを理解し、異なる商品の特徴を比較できるようにすることを目的としている。K I I の作成義務は、P R I I P（投資信託を含む。）が小口投資家に提供される場合に適用される。

U C I T S はP R I I P の定義に該当する投資信託であるが、E U規則は、U C I T S の提供者に対し、施行から5年間の移行期間を認めており、移行期間中はその規定を免除される。

#### 2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

##### ( ) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S F の認可を受けなければならない旨規定している。

##### ( ) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S F が設立文書および預託機関の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。パート ファンドは、この条件のほか、2013年法第3条に定める適用例外を前提として、2010年法第88条の2第2項(a)に基づき任命されたその外部A I F Mが、過去に同条に基づき認可されたことがある場合に限り、認可されるものとする。パート ファンドであって2010年法第88条の2第2項(b)に規定する自家運用されるものは、2010年法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、2013年法第3条に定める適用例外を前提として、2010年法第88条の2第2項(b)に基づく認可を受けなければならない。

##### ( ) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてC S S F に提出された場合の事前の意見確認

C S S F の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S F の事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付C S S F通達05/177（2002年法の制度に基づき発出されたが、2010年法に関しても適用される。）によれば、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服さない場合であっても、コメントを得るためにC S S F に提出する必要はないものとされている。ただし、C S S F の監督に服する者は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成してはならず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどしてルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載しなければならない。

##### ( ) 目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法別表Aに規定する情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合は、この限りではない。

##### ( ) 誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

##### ( ) 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、毎年前事業年度の貸借対照表および損益計算書を株主に提供し、当該貸借対照表および損益計算書がR C S に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に規定する財務情報について、承認された法定監査人 ( *réviseur d'entreprises agréé* ) ( 以下「 R E A 」ということがある。 ) による監査を受けなければならない旨を規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、 U C I の報告書またはその他の書類における投資家または C S S F 向けに提供された情報が当該 U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちに C S S F に報告する義務を負う。監査人は、 C S S F に対して、監査人がその職務遂行にあたり知りまたは知るべきすべての事項について C S S F が要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

承認された法定監査人 ( *réviseur d'entreprises agréé* ) ( R E A ) に対し、各 U C I について毎年、いわゆる「長文式報告書」を作成するよう義務づけた C S S F 通達02 / 81は、 C S S F 通達21 / 790により廃止された。 C S S F 通達21 / 790は、一方で U C I が毎年記入する自己評価質問票を導入し、 R E A が U C I の年次報告書に含まれる会計データの法定監査に関連して修正監査意見を発行する場合に、 U C I が C S S F に任意で送信する情報について詳述する。他方、同通達は、 U C I の法定監査における R E A の役割と関与について幅広く詳述する。同通達はさらに、マネジメントレターに適用される具体的な規制の枠組みを定め、また別個の報告書も導入する。いずれの文書も、 U C I の R E A が毎年作成する必要がある。別個の報告書には、 U C I の自己評価質問票に関して、 C S S F が R E A に対して実行することを求める手続きが含まれている。

( ) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、投資信託は年次報告書および半期報告書を C S S F に提出しなければならない旨を規定する。また、投資信託は、請求に応じてこれらの文書を管理会社の所在加盟国の管轄当局に提供しなければならない。

I M L 通達97 / 136 ( C S S F 通達08 / 348により改正 ) および C S S F 通達15 / 627に従い、2002年法 ( 現在は2010年法 ) に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は、月次および年次の財務書類を C S S F に提出しなければならない。また、2015年12月3日、 C S S F は、 C S S F に対する新たな月次報告 ( U 1 . 1 報告 ) に関する通達15 / 627を発出した。

( ) 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者は、同法の規定に違反した場合、禁固刑および / または一定の場合には罰金刑に処される。

2.3.2. マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策に関する法規制

2.3.2.1. 2004年11月12日法 ( 以下「 A M L / C T F 法」という。 ) および C S S F 規則第12-02号

C S S F は、その法的目標の枠組みにおいて、その監督、認可または登録の対象となるすべての者に A M L / C T F に関する職務上の義務を遵守させる責任を負う。

C S S F は、その責務を遂行するために、 A M L / C T F 法および規則第12-02号に規定するすべての監督権限および調査権限を有している。例えば、 C S S F は、必要とみなす文書を開覧し、その写しを取得することができる。また、特にその監督の対象となる者を召喚し、または現地調査を行うことにより、かかる者に対して情報を要求することもできる。

C S S F による A M L / C T F 監督の対象となる者が A M L / C T F に関する規定を遵守しない場合、 C S S F はかかる者に対して差止命令を発することができる。 C S S F の設定する期限の経過時点で監督対象者が状況の是正を行っていない場合、 C S S F は、かかる者に対して行政処分を科すことができる。

また、 C S S F は広範な制裁権限を有している。 A M L / C T F 監督対象者に対して、注意、戒告、過料または業務停止を行うことができる。こうした制裁は、通常 C S S F により公表される。

こうした行政上または健全性に関する制裁は、この点に関して適用される法律上の規定に故意に違反した事業者に対する刑事裁判所による刑事制裁 ( 拘禁および / または罰金 ) を妨げるものではない。

2020年8月24日、 C S S F は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策に関する C S S F 規則12-02を改正する2020年8月14日付規則20-05を公表し、当該規則は2020年8月24日に発効した。同日、改正 A M L / C T F 法の一部の規定に関する詳細を規定する2010年2月1日付旧大公規則を改正する2020年8月14日付大公規則も施行された。 C S S F 規則第20-05号および2020年8月14日付大公規則は、近年 A M L D 4 および A M L D 5 がルクセンブルグ法に組み込まれたことを踏まえ、当該規則の文言をルクセンブルグの A M L / C T F 規制枠組みに適合させるよう必要な調整を行うことを目的としている。当該規制による主な変更は、 A M L / C T F に関する義務の適用を受け、 C S S F による規制、登録または監督を受けている事業者 ( 金融機関、投資法人その他の金融分野の事業者、投資信託およびその管理会社等 ) に影響を及ぼすと考えられる。当該変更は、基本的には以下のとおりである。

特に投資信託業界におけるリスクベース・アプローチの実施に関する説明

顧客デューデリジェンス措置の実施に関する詳細

資金の移動に伴う情報に関する規則 ( E U ) 2015 / 847により定める規則の実施

業務委託契約の利用に関する詳細

取引関係および取引を監督するための社内体制に関する詳細

C S S F と資金情報局（*Cellule de Renseignement Financier*）間の協力義務に関する詳細

## 2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたUCITSは、消滅UCITSとして、または存続UCITSとして、UCITSまたはUCITSの他のコンパートメントとの越境合併または国内合併の対象となることができる。

合併には、以下の3種類がある。

- UCITS（またはその一もしくは複数のコンパートメント）（以下「消滅UCITS」という。）が、清算を行うことなく、そのすべての資産および負債を既存の他のUCITS（以下「存続UCITS」という。）に移転する場合
- 2つ以上のUCITS（またはその一もしくは複数のコンパートメント）（消滅UCITS）が、清算を行うことなく、そのすべての資産および負債を、当該UCITSが新設するUCITS（存続UCITS）に移転する場合
- 一または複数のUCITS（またはそのコンパートメント）（消滅UCITS。ただし、負債が弁済されるまで存続する。）が、その資産を当該UCITSが同一UCITS内に設定する他のコンパートメントまたは他のUCITS（またはそのコンパートメント）（存続UCITS）に移転する場合

その一部または全部が吸収される消滅UCITSがルクセンブルグで設立されている場合、合併はC S S Fの事前認可を条件とする。

存続UCITSがルクセンブルグで設立されている場合、C S S Fは、消滅UCITSの所在地の規制当局と緊密に連携し、存続UCITSの投資家の利益の保護を行う。

消滅UCITSおよび存続UCITS双方の預託機関は、別途書面により、合併条件案（特に合併の種類、合併実行日および譲渡資産を規定するもの）が2010年法およびUCITS関連文書に従っていることを確認しなければならない。

消滅UCITSがルクセンブルグに所在する場合、2010年法第67条によれば、C S S Fに以下の情報を提供しなければならない。

- a) 消滅UCITSおよび存続UCITSが適式に承認した合併案の一般条件案
- b) 存続UCITSが他の加盟国で設立されている場合には、存続UCITSの最新の目論見書およびUCITS指令第78条に規定する主要投資家情報
- c) 2010年法第70条に従い、消滅UCITSおよび存続UCITSにおいて、2010年法第69条第1項(a)、(f)および(g)に定める事項が2010年法および各UCITSの規約または設立証書の要件に適合していることを確認したことを承認する当該消滅UCITSおよび存続UCITSの各預託機関による書面。存続UCITSが他の加盟国で設立されている場合、当該存続UCITSの預託機関が交付する当該書面は、UCITS指令第41条に従い、2010年法第40条第1項(a)、(f)および(g)に定める事項が、UCITS指令およびUCITSの規約または設立証書の要件に適合していることが確認されていることを承認する。
- d) 消滅UCITSおよび存続UCITSの各受益者への提供を予定している合併案に関する情報

C S S Fは、上記の情報提供の完了次第、存続UCITSに係る規制当局と連携し、20営業日以内に認可を行う。

消滅UCITSおよび/または存続UCITSがルクセンブルグに所在する場合には、当該UCITSの受益者は、合併が当該受益者の投資に及ぼし得る影響について十分な情報に基づいた決定を行うことならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく権利を行使することができるよう、合併案に関する適切かつ正確な情報の提供を受けるものとする。

2010年法第73条第1号に従い、消滅UCITSおよび/または存続UCITSがルクセンブルグにおいて設立されている場合には、当該UCITSの受益者は、投資の売却費用の支払のために、UCITSが留保するもの以外の費用を支払うことなくその保有する受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、その保有する受益証券を同様の投資方針を有しかつ同一の管理会社または共通の経営もしくは支配によりもしくは実質的な直接もしくは間接的な保有により当該管理会社と関連するその他の法人により運営される別のUCITSの受益証券に転換する権利を有する。かかる権利は、消滅UCITSの受益者および存続UCITSの受益者が、2010年法第72条に基づき合併案の通知を受けた時点から有効となり、2010年法第75条第1項に規定する交換比率の計算日の5営業日前に消滅するものとする。

次項の規定に影響を及ぼすことなく、ルクセンブルグにおいて会社形態により設立されたUCITSの設立文書において、受益者集会、取締役会または経営委員会（該当する場合）のうち他のUCITSとの合併の効力発生日を決定する権限を有する者をあらかじめ定めなければならない。ルクセンブルグにおいてFCP形態により設立されたUCITSについては、その管理会社は、規約に別段の定めがある場合を除き、他のUCITSとの合併の効力発生日を決定する権限を有する。約款または設立文書に受益者集会による承認が規定されている場合、当該文書において、適用される定足数および過半数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の一般条件案の承認については、単純過半数以上により採択されなければならないものとするが、当該総会に自ら出席するまたは代理出席する受益者の議決権の75%を超える投票は必要としない。

約款または設立文書に具体的な規定が存在しない場合、合併は、コモン・ファンド形態の消滅UCITSにおいては、管理会社の承認、および法人形態の消滅UCITSにおいては、総会に自ら出席するまたは代理出席する受益者の議決権の単純過半数により決定する受益者集会の承認を受けなければならない。

消滅UCITSが消滅投資法人となる合併については、合併の効力発生日は、設立文書(本項の規定が適用されると理解されている。)に定める定足数および過半数要件に従い決定する消滅UCITSの受益者集会が決定しなければならない。

消滅する消滅UCITSについて、合併の効力発生日は、公正証書に記録しなければならない。

消滅UCITSが消滅FCPとなる合併については、合併の効力発生日は、約款に別途定める場合を除き、その管理会社が決定しなければならない。消滅コモン・ファンドについては、合併の効力発生日に関する決定は、1915年法の規定に従い、商業および会社登録機関に付託し、当該決定を商業および会社登録機関に付託する旨の通知により、RESAにおいて公告しなければならない。

合併が上記の規定に基づき受益者の承認を必要とする限りにおいては、UCITSの約款または設立文書に別段の定めがある場合を除き、合併に関連するコンパートメントの受益者の承認のみが必要となる。

## 2.5. 清算

### 2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書または約款の規定に基づいて清算が行われる。同法は、以下の特殊な状況について規定している。

#### 2.5.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a . 約款に定める期間が経過した場合
- b . 管理会社または預託機関がその権限を停止し、その後2か月以内に交替が行われない場合
- c . 管理会社が破産宣告を受けた場合
- d . 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

#### 2.5.1.2. S I C A Vについては、以下の場合には、臨時投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a . 資本金が法律で規定する資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b . 資本金が上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、その解散の決定は、かかる投資主総会に参加する投資口の4分の1によって決定される。

総会は、純資産価額が最低資本金額の3分の2または4分の1(いずれか該当する方)を下回ったことが確認されたときから40日以内に開催されるように招集しなければならない。

#### 2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

### 2.5.2. 清算の方法

#### 2.5.2.1. 通常清算(裁判所の命令によらないもの)

清算は、通常、次の者により行われる。

##### a ) F C P

管理会社または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

##### b ) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

公式リストからの登録抹消後、裁判外の清算を担当する部門は、関連文書を精査する。関連文書においては、以下の情報が必要となる。

- 投資信託の清算が開始された日までの期間に係る財務書類、清算中の各会計期間に係る中間財務書類および清算人の報告書(1915年法第1100条の14)、清算終了に係る財務書類、清算期間に係る清算人の報告書ならびに法定監査人の報告書等の財務報告書
- 清算の進捗に関する清算人からの定期報告書等の非財務報告書(清算の確定を妨げる潜在的な問題に関する説明、清算期間延長請求(清算期間が9か月の期限を超えることが見込まれる場合)、清算後の情報(供託所への供託、残余現金の監視、銀行口座閉鎖確認等)その他の各種書類を含む。)

清算人がその就任を拒否しまたはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合、C S S Fを含む利害関係人は、地方裁判所の商事部門に別の清算人の選任の請求を申請することができる。

清算の終了時に受益者または投資主に送金できなかった残余財産は、原則として、ルクセンブルグの法令に基づき随時事前に設定される期間内に供託所に供託され、権限を有する者は供託所からこれを受領することができる。

#### 2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従い、C S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の残余財産は、上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

## 2.6. 税制

以下の記載は、現在ルクセンブルグで施行されている法律の一定の側面(ただし、網羅的ではない。)の理解に基づいている。

## 2.6.1. ファンドの税制

### 2.6.1.1. 固定登録税

出資税に関して法人に適用される規則を改正する2008年12月19日法に従い、すべてのルクセンブルグの法人は、設立時に75ユーロの固定登録税を支払わなければならない。

### 2.6.1.2. 申込税 ( *taxe d'abonnement* )

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き、純資産価額に対して年率0.05%の申込税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会の規則 ( E U ) 2017 / 1131 ( 以下「規則 ( E U ) 2017 / 1131」という。 ) に従い、第175条 ( b ) の規定に影響を及ぼすことなく、マネー・マーケット・ファンドとして承認されたU C Iおよび複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメント
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメントおよびU C I内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は、機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書 ( C D ) 、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第174条第3項において、サステナブル投資を促進する枠組みの構築に関連し、規則 ( E U ) 2019 / 2088を改正する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会の規則 ( E U ) 2020 / 852 ( 以下「規則 ( E U ) 2020 / 852」という。 ) 第3条に定めるサステナブルな経済活動に投資されたU C Iの純資産または複数のコンパートメントを有するU C Iの個々のコンパートメントの純資産の比率が当該規則に従い開示される場合、一定の条件下においては、当該U C Iまたは複数のコンパートメントを有するU C Iの個々のコンパートメントの総純資産に対する当該投資割合に応じて、より低い税率が適用される場合がある。

2010年法第174条第3項に規定する軽減税率のいずれかの適用を受けるためには、U C Iの事業年度の最終日において、サステナブルな経済活動に投資されている純資産の比率 ( 規則 ( E U ) 2020 / 852に従い開示される ) が、2010年法第154条第1項に基づく要件に従い、承認された法定監査人 ( *réviseur d'entreprises agréé* ) による監査を受けるまたは監査業務に関する2016年7月23日ルクセンブルグ法第62条 ( b ) に基づき、ルクセンブルグ法定監査人協会 ( *Institut des Réviseurs d'Entreprises* ) が採択する国際監査基準に従った合理的な保証監査との関連において、承認された法定監査人 ( *réviseur d'entreprises agréé* ) による認証を受けなければならない。かかる比率、およびU C Iまたは複数のコンパートメントを有するU C Iの個々のコンパートメントの総純資産に対する当該比率に対応する割合は、年次報告書または保証報告書に記載しなければならない。

承認された法定監査人 ( *réviseur d'entreprises agréé* ) による認証を受けた書面 ( 年次報告書または保証報告書に記載されたサステナブルな経済活動に投資された純資産の割合の記載を含む。 ) は、年次報告書または該当する場合には保証報告書の確定後に行われる申込税 ( *taxe d'abonnement* ) の最初の申告のために、ルクセンブルグV A T当局 ( *Administration de l'Enregistrement et des Domaines et de la TVA* ) に提出される。2010年法第177条の規定に影響を及ぼすことなく、提出した書面に規定するサステナブルな経済活動に投資された純資産の割合は、規則 ( E U ) 2020 / 852第3条に定めるサステナブルな経済活動に投資され、当該規則に従い開示され、かつ、各四半期の最終日に評価された純資産の割合に適用される税率について、ルクセンブルグV A T当局への書面の提出後の4四半期に係る税率を確定するための基礎となるものとする。

第2項および第3項に規定する軽減税率の適用を受けるためには、U C Iは登録管理機関に対して行う定期的な申告において、適切な純資産の価額を別個に示さなければならない。

2010年法第175条は、以下に関する申込税の免税を規定している。

- a ) その他のU C Iについて保有する受益証券 / 投資口を表章する資産の価額。ただし、当該受益証券 / 投資口が既に2007年法第174条もしくは第68条または2016年法第46条に定める申込税の対象となっていることとする。

既に申込税の対象となっているその他のU C Iの受益証券により表章される資産の価額に対する申込税の免除の適用を受けるためには、当該受益証券を保有するU C Iは、登録管理機関に対して行う定期的な申告において、当該受益証券の価額を別個に示さなければならない。

b) 以下のUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- 規則（EU）2017/1131に従って短期マネー・マーケット・ファンドとして承認されており、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、申込税の免除は、その証券が機関投資家向けとなっているものに限り適用される。

c) その投資口または受益証券が（ ）一または複数の雇用主の主導によりその従業員のために設立された企業退職年金の運用管理機関または同様の投資ビークル、（ ）従業員に退職金給付を提供するため自らが保有する資金を投資する一または複数の雇用主の会社、および（ ）汎欧州個人年金商品（PEPP）に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会の規則（EU）2019/1238に基づいて設立された汎欧州個人年金商品に関する貯蓄者のために留保されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスの証券が存在する場合、免除規定は、本項第1段落の（ ）、（ ）および（ ）に規定される投資家のために証券が留保されているクラスに限り適用される。

d) 主な目的がマイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

e) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- ( i ) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの
- ( ) 一以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、申込税の免除は、上記（ ）の条件を満たすものに限り適用される。

f) 欧州長期投資信託に関する2015年4月29日付欧州議会および欧州理事会の規則（EU）2015/760（2023年3月15日付規則（EU）2023/606により改正済）の意味において欧州長期投資信託として承認されたUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

これらの免除規定の適用を受けるためには、UCIは登録管理機関に対して行う定期的な申告において、適格な純資産の価額を別個に示さなければならない。

#### 2.6.2. 日本の/ルクセンブルグ非居住者である投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型投資信託および会社型投資信託ともに、投資信託自体またはその投資主もしくは受益者が、その投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタルゲイン税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設/常任駐在員を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

#### 2.6.3. 投資主または受益者の課税関係

ルクセンブルグ法の概要として、契約型投資信託および会社型投資信託ともに、投資信託自体またはその投資主もしくは受益者が、その投資口または受益証券について、通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、一定の場合においては、ルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設/常任駐在員を有している投資主は、これらを課される場合がある。

ルクセンブルグの居住者ではないFCP（UCITSまたはパート ファンド）の受益者は、関連する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用を前提として、当該受益者がFCP（UCITSまたはパート ファンド）を通じてルクセンブルグに所在する法人（ただし、SICAR（*société d'investissement encapital à risque*）、会社型UCIまたは家族資産管理会社を除く。）の資本の10%超を保有しており、かつ（ ）当該法人の投資口がその取得後6か月以内に処分され、（ ）当該受益者がその保有する受益証券の譲渡までに、ルクセンブルグに15年超居住しており、ルクセンブルグの居住者でなくなってから5年を経過していない場合を除き、ルクセンブルグのキャピタルゲイン税を課されない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

現在、2010年法に基づきUCIとして認められるルクセンブルグ法人の投資主およびFCPの受益者のいずれも、これらの法主体により販売された投資信託の受益証券に関して実現された配当またはキャピタルゲインは、ルクセンブルグの源泉課税の対象とならない。

#### 2.6.4. 付加価値税

ルクセンブルグの付加価値税(以下「VAT」という。)法に従い、会社型投資信託(SICAV、SICAFまたはSICAR)および契約型投資信託(FCP)は、VATの課税対象者となる。したがって、ルクセンブルグでは、投資信託はVATの課税対象とみなされ、仮払いVATの控除権はない。

ルクセンブルグでは、VATの免除は、投資信託管理サービスとして認められるサービスに対して適用される。かかる投資信託(FCPの場合は管理会社)に提供されるその他のサービスによりVATが生じる可能性があり、投資信託/その管理会社はルクセンブルグにおけるVAT登録が必要となる可能性がある。かかるVAT登録により、投資信託/その管理会社は、海外から購入した課税対象サービス(または一部の商品)に関してルクセンブルグで支払義務があるとみなされるVATについて申告する義務を履行しなければならない。

ルクセンブルグでは、投資信託から受益者に対する支払に関して、当該支払が投資信託の受益証券の申込に関するものであり、したがって、投資信託に対して提供された課税対象サービスの対価に該当しない限り、原則としてVAT支払義務は発生しない。

2016年9月30日、ルクセンブルグVAT当局(Administration de l'Enregistrement et des Domaines)は、法人の取締役に係るVATの状況および取締役の業務に係るVATの取扱いに関する通達第781号(以下「通達781」という。)を公表した。

通達781では、ルクセンブルグVAT当局は、独立取締役がVAT対象者であることを指摘している。また、通達781は、雇用主の代わりに取締役として行為する従業員は、VATの対象とはならないため、VAT登録を行う義務を負わないことを明確にしている。VAT登録義務(もしあれば)は、雇用者の義務となる。

一方で、通達781は、会社型投資信託の取締役およびマネジャーの報酬、その管理会社またはジェネラル・パートナーの取締役およびマネジャーの報酬(ただし、後者の場合、ジェネラル・パートナーの事業活動に関するものを除く。)に対するVATの免除の適用については規定していない。欧州の法理論によれば、VATの免除は、関連するサービスが投資信託の運用に「特有かつ不可欠」であると認められる場合に認められるべきとされている。

管理会社の取締役に支払われる報酬については、管理会社の投資信託(コモン・ファンド/FCPのみならず、管理会社を指定した法人)の管理に関する部分は免除されるべきであるが、管理会社(法人)の管理に関する部分についてはVATの対象となる。管理会社の取締役は、VAT免除の適用について証明しなければならない。

## 2.6.5. 共通報告基準(CRS)

本項において使用される用語は、別段の定めがない限り、以下に定義するCRS法に定める意味を有するものとする。

投資信託は、加盟国間の金融口座情報の自動交換を定める指令2014/107/EUおよび2014年10月29日に署名され、2016年1月1日に発効した経済協力開発機構の金融口座情報の自動交換に関する多国間協定を実施する2015年12月18日ルクセンブルグ法(改正済)(以下「CRS法」という。)に定めるCRSの対象となる場合がある。

CRS法上、投資信託は、ルクセンブルグの報告金融機関として扱われる可能性が高い。

CRS法上、投資信託は、毎年ルクセンブルグ税務当局(administration des contributions directions、以下「LTA」という。)に対して、( )CRS法に定める口座保有者である各報告対象者、および( )CRS法に定める受動的NFEの場合には、報告対象者である各支配者の氏名、住所、居住加盟国、TIN、生年月日および出生地を報告することを求められる場合がある。これらの情報は、LTAにより外国の税務当局に開示される場合がある。

投資信託によるCRS法上の報告義務の履行には、各投資家が投資信託に対して、各投資家の直接または間接所有者に関する情報等の情報を必要な証拠書類とともに提供することが必要となる。各投資家は、ファンドからの請求に応じて、ファンドに対しこれらの情報を提供することに同意するものとする。投資信託は、データ管理者として、CRS法に規定された目的のために当該情報を処理するものとする。

受動的NFEとして認められた投資家は、該当する場合には、投資信託によるその情報の処理について、その支配者に通知することを約束する。

また、投資信託は、個人データの処理に関する責任を負い、各投資家は、LTAに提供されたデータを閲覧し、必要に応じて当該データを訂正する権利を有する。投資信託が取得したデータは、適用されるデータ保護法令に従い処理される。

報告対象者に関するこれらの情報は、CRS法に定める目的のために、毎年LTAに開示される。LTAは、自らの責任において、報告された情報を最終的には報告対象国の管轄当局に提供する。報告対象者は、特に、報告対象者が実施した一定の業務について、書面の発行を通じて報告を受ける旨および当該情報の一部がLTAに対する年次開示の基礎となる旨の通知を受ける。

同様に、投資家は、当該書面に記載された個人データが正確でない場合には、当該書面の受領から30日以内に投資信託に通知することを約束する。また、当該情報に関連する変更があった場合には、当該変更の発生後、当該変更を投資信託に通知し、それを証する証拠書類をすべて投資信託に提供することも約束する。

投資信託は、C R S法により課される税金または罰金を回避するために、投資信託に課されるあらゆる義務の履行を試みるが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証は一切提供されない。ファンドがC R S法により課税または罰金の対象となる場合、投資家が保有する持分の価値に重大な損失が生じる可能性がある。

投資信託の書類提出請求に従わない投資家は、当該投資家が情報を提供しなかったことに起因して投資信託または管理会社に課された税金および罰金について請求を受ける可能性があり、ファンドは、その単独の裁量により当該投資家の持分を償還することができる。

投資家は、C R S法が投資に及ぼす影響について、自身の税務顧問に相談するか、またはその他の専門家の助言を求めることが推奨される。

## 2.6.6. F A T C A

本項において使用する用語は、別段の定めがない限り、F A T C A法(以下に定義する。)における意味を有するものとする。

投資信託は、F A T C Aを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国人の直接または間接的所有権について、米国内国歳入庁に報告することを原則として要求するいわゆるF A T C A法の対象となる可能性がある。F A T C Aの実施プロセスの一環として、米国政府は、一定の外国政府との間で、当該国において設立されF A T C Aの適用を受ける事業者に関する報告およびコンプライアンス要件を効率化することを目的とした政府間協定を交渉している。

ルクセンブルグは、2015年7月24日付ルクセンブルグ法(改正済)(以下「F A T C A法」という。)により実施されるモデル1政府間協定を締結した。同協定は、ルクセンブルグに所在する金融機関に対し、特定米国人が保有する金融口座に関する情報(もしあれば)を請求に応じてL T Aに報告することを義務付けている。

F A T C A法上、投資信託は、ルクセンブルグの報告金融機関として扱われる可能性が高い。

これにより、投資信託は、すべての投資家に関する情報を定期的に取得し、確認する義務を負うこととなる。各投資家は、投資信託の請求に応じて一定の情報(非金融外国法人(以下「N F F E」という。)の場合には、当該N F F Eの支配者に関する情報を含む。)を、必要な証拠書類とともに提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、郵送先住所または居住先住所の変更等、その状況に影響を及ぼし得る情報を30日以内に自ら投資信託に提供することに同意するものとする。

F A T C A法上、投資信託は、投資家の氏名、住所および納税者番号(利用可能な場合)ならびに口座残高、所得および総収入等(ただし、これらに限られない。)の情報をL T Aに開示することが求められる場合がある。これらの情報は、L T Aから米国内国歳入庁に提供される。

受動的N F F Eとして認められる投資主は、該当する場合には、その支配者に対して、投資信託によるその情報の処理について通知することを約束する。

また、投資信託は個人データの処理に関する責任を負い、各投資家は、L T Aに提供されたデータを閲覧し、必要に応じて当該データを訂正する権利を有する。投資信託が取得したデータは、適用されるデータ保護法令に従い処理される。

投資信託は、F A T C A源泉課税を回避するために、投資信託に課されるあらゆる義務の履行を試みるが、投資信託がこれらの義務を履行できるという保証は一切提供されない。投資信託がF A T C A制度により課税または罰金の対象となる場合、投資家が保有する投資口/受益証券の価値に重大な損失が生じる可能性がある。投資信託がこれらの情報を各投資家から取得することができず、L T Aに提供できなかった場合、米国源泉の収益の支払ならびに米国源泉の利息および配当を生じさせる可能性のある財産またはその他の資産の売却による売却金に対して30%の源泉課税が課され、さらに罰金も科される場合がある。投資信託の書類提出請求に従わない投資家は、当該投資家が情報を提供しなかったことに起因して投資信託に課された税金について請求を受ける可能性があり、投資信託は、その単独の裁量により当該投資家の持分を償還することができる。

仲介業者を介して投資を行う投資家は、利用する仲介業者による米国源泉課税および報告制度の遵守状況および遵守方法について確認することに留意する。

投資家は、上記要件について、米国税務の専門家に相談するか、またはその他の専門家の助言を求めることが推奨される。

## 3. ルクセンブルグのS I F

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されないU C Iに関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新たな法律を定めることであった。

既存の機関投資家向けU C Iは、2007年2月13日以降、自動的に2007年法の対象となるS I Fとなった。

### 3.1. 範囲

S I F 制度は、特に（ ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定される U C I および（ ）その設立文書により S I F 制度に服する U C I に適用される。

また、S I F は、リスク分散原則に従う投資信託であり、それにより U C I としての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2017 / 1129（改正済）（いわゆる「目論見書規則」）等の各種欧州指令または規則の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I F は、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法は、金融商品市場に関する欧州議会および欧州理事会の2014年5月15日付指令2014 / 65 / E U の附属書 ならびに指令2002 / 92 / E C および指令2011 / 61 / E U の改正（以下「指令2014 / 65 / E U」という。）の意味における機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約した投資家であって、100,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、または企図される投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明した金融機関の事業の開始および実施に関する指令2013 / 36 / E U に定める金融機関、金融商品市場に関する指令2014 / 65 / E U に定める投資会社、もしくは U C I T S に関する法律、規制および行政規定の調整に関する U C I T S 指令に定める管理会社が行った査定から利益を得る投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家が S I F への投資を認められることを意味する。

S I F 制度に従うためには、投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類にその趣旨を具体的に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしも S I F 制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

### 3.2. 構造上の側面および機能に関する規則

#### 3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

##### 3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に F C P および S I C A V について言及しているが、S I F が設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、信託契約に基づく S I F の設立も可能である。

##### ・ 契約型投資信託

F C P の運用に関する特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

F C P への投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、その範囲で議決権を行使することができる。

##### ・ 投資法人（S I C A V または S I C A F）

S I C A V の運用に関する特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、S I C A V は、2010年法に準拠する S I C A V の場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A V の形態で設立される S I F は、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、合資会社、リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグ1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I F について柔軟な会社組織を提供するため、かかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

##### 3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有する S I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、S I F 内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立された S I F のコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。かかるクラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

##### 3.2.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、S I F の最低資本金は125万ユーロである。かかる最低額は、S I F の認可から24か月以内に達成されなければならない。これに対し、パート ファンドについては、6か月以内、パート ファンドについては、12か月以内である。F C P に関する場合を除き、かかる最低額は、純資産額ではなく、発行済資本に支払済みの発行プレミアムを加えた額である。

会社型 S I F は、一部払込済投資口 / 受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

### 3.2.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するU C Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書により決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I Fは、(例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

会社型S I Fは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続申込みによってのみならず、一部払込済投資口(当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの)によって行うこともできる。

### 3.3. 投資に関する規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資することができる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CSSFによる承認を条件として、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFは、リスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CSSFは、SIFに関連するリスク分散に関するCSSFの通達07/309を発出し、当該通達は、かかるリスク分散原則を遵守するために、SIFが原則遵守すべき投資制限を詳述している。

アンブレラ型SIFのコンパートメントは、規約、設立文書および目論見書に定める条件に従い、以下の条件により、同一SIF内の一または複数のコンパートメント（以下「対象ファンド」という。）が発行するまたは発行した証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および/または保有することができる。

- 対象ファンドが、対象ファンドに投資するコンパートメントに循環して投資しない。
- 対象ファンドの証券に付される議決権は投資期間中停止される。ただし、計算および定期報告における適切な処理に影響を及ぼさないものとする。
- いかなる場合においても、SIFが対象ファンドの証券を保有する間、その価額は、2007年法により課される純資産の最低基準額検証の関係でSIFの純資産の計算において考慮されない。

### 3.4. 規制上の側面

#### 3.4.1. 健全性規制

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に保証しなければならないものと同様の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に準拠するUCIの場合に比べてやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に準拠するUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/マネジャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法によれば、SIFは、CSSFによる規制上の承認を受けた後のみ設立することができる。

2007年法に準拠するSIFは、自動的に2013年法が適用されるAIFとして認定されることはない。SIFは、AIFの定義に係るすべての基準を明確に満たす場合に限り、2013年法の対象となる。2007年法パート に定める特定の規定は、2013年法第2章に基づく認可を受けたAIFMが管理するSIFに適用される。

#### 3.4.2. 預託機関

SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するもしくは登録事務所が海外に所在する場合はルクセンブルグ支店を有する金融機関、または1993年法に定める投資会社である預託機関に委託しなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に規定する条件も満たす場合に限り、預託機関と認められるものとする。

FCPおよびSICAVのうち、当初投資日から5年間償還請求権を行使することができないものであって、その主要な投資方針に従い、原則として、2013年法第19条第8項（a）に基づき保管しなければならない資産に投資しないか、または原則として同法第24条に基づき支配権を獲得する可能性を見込んで発行体または非上場会社に投資するものについては、預託機関は、ルクセンブルグ法の適用を受け、1993年法第26条の1に定める金融商品以外の資産の預託機関の地位を有する法人とすることもできる。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を現地の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、預託機関に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした預託機関の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

2007年法に基づき、預託機関に対して、管理会社の中核的業務に関するいかなる権限も付与することができない。詳しくは下記3.4.4.に規定する。

#### 3.4.3. 監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を証明することのできるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

#### 3.4.4. 権限の委託

SIFは、その活動の効率化を目的として、その権限を第三者に委託することが認められている。この場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFに対して適切な方法により通知しなければならない。

- b) 権限の付与は、S I Fに対する監督の有効性を損なうものであってはならず、特に、S I Fが投資家の最善の利益のために行動したまたは運営されることを妨げてはならない。
- c) 権限の委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、権限の付与は、投資ポートフォリオ運用に関する認可または登録を受けており、かつ、健全性監督の対象となっている自然人または法人に対してのみ行うことができる。権限の付与が第三国の自然人または法人であって、健全性監督の対象となっているものに対して行われる場合、C S S Fと当該国の監督当局との間の協力が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件が満たされない場合、権限の委託は、C S S Fが業務委託先となる自然人または法人の選任を承認した場合にのみ有効となる。その場合、かかる自然人または法人は、当該S I Fの種類に関して十分に良好な評価を得ており、十分な経験を有するものでなければならない。
- e) S I Fの取締役は、業務委託先となる自然人または法人が適格であり、その権限を遂行する能力を有していること、および当該自然人または法人があらゆる注意を払った上で選任されたことを証明することができなければならない。
- f) S I Fの取締役が委託した活動をいつでも効果的に監視できるようにするための措置を講じなければならない。
- g) 権限の付与は、S I Fの取締役が、業務委託先となる自然人または法人に対していつでも指示を与えること、または投資家の利益になる場合には直ちに権限の付与を撤回することを妨げるものであってはならない。
- h) 預託機関に対して、投資運用の中核的業務に関する権限を付与してはならない。
- i) S I Fの募集文書には、委任される権限を列挙しなければならない。

### 3.4.5. リスク管理

S I Fは、ポートフォリオのリスク特性全体に対するポジションおよびポジションの寄与に関連するリスクを適切な方法で、発見、測定、管理および監視するため、リスク管理の適切なシステムを完遂しなければならない。

### 3.4.6. 利益相反

S I Fは、S I Fおよび（適用ある場合は）S I Fの事業行為に貢献する者またはS I Fに直接もしくは間接に関連する者との間で生じる利益相反により、投資家の利益が損なわれるリスクを最小化するように構成され組織されていなければならない。潜在的利益相反がある場合、S I Fは投資家の利益が守られることを確保するものとする。S I Fは、利益相反リスクを最小限にするための適切な措置を講じるものとする。

### 3.4.7. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、募集書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

募集書類および公表されている最新の年次報告書は、請求により無料で申込者に提供される。年次報告書は、請求により無料で投資家に提供される。

2018年1月1日以降、S I Fは、規則(E U) 1286 / 2014に基づき、パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品の重要情報文書(P R I I P s K I D)を作成しなければならない。ただし、当該商品が指令2014 / 65 / E Uの附属書に規定するプロ投資家に対してのみ販売される場合は、この限りでない。かかる制限については、募集書類で開示されるか、申告形式でC S S Fに提出される。

## 3.5. S I Fの税制の特徴

以下の記載は、現在ルクセンブルグで施行されている法律の一定の側面（ただし、網羅的ではない。）の理解に基づいている。

S I Fについては、0.01%（これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%）の申込税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2007年法は、2010年法と同様の方法により、申込税の免除について規定している。以下のものについては、申込税が免除される。

- a) その他のU C Iについて保有する受益証券 / 投資口を表章する資産の価額。ただし、当該受益証券が既に2007年法第68条、2010年法第174条または2016年法第46条に定める申込税の対象とされていることとする。

既に申込税の対象となっているその他のU C Iの受益証券により表章される資産の価額に対する申込税の免除の適用を受けるためには、当該受益証券を保有するS I Fは、登録管理機関に対して提出する定期的な申告において、当該受益証券の価額を別個に申告しなければならない。

- b) 以下のS I Fまたは複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメント

- マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会の規則(E U) 2017 / 1131に従って短期マネー・マーケット・ファンドとして承認されており、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

- c) S I Fのうち、その証券またはパートナーシップ持分が( )一または複数の雇用主の主導により、その従業員のために設立された企業退職年金のための機関または同様の投資ピークルおよび( )従業員に退職金給付を提供するため自らが保有する資金を投資する一または複数の雇用主の会社向けとなっているもの。本項の規定は、上記の条件を満たす複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメントおよびS I F内または複数のコンパートメントを有するS I Fのコンパートメント内に設定される個々のクラスに準用する。
- d) 主な目的がマイクロファイナンス機関への投資であるS I Fおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメント
- e) 欧州長期投資信託に関する2015年4月29日付欧州議会および欧州理事会の規則(E U) 2015 / 760(2023年3月15日付規則(E U) 2023 / 606により改正済)の意味において欧州長期投資信託として承認されたS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個々のコンパートメント
- これらの免除の適用を受けるためには、S I Fは、登録管理機関に対して提出する定期的な申告において、適格な純資産の価額を別個に申告しなければならない。
- S I Fが受領する収益およびS I Fによって実現されたキャピタルゲインに対して税金は課されない。

#### 4. R A I F

2016年法は、2013年法および2010年法を改正し、A I Fの新しい形態であるR A I Fを導入した。R A I Fは、A I F M Dの範囲内で認可されたA I F Mにより運用され、その受益証券は「情報に精通した」投資家向けとされている。その結果、R A I Fは、C S S Fによる事前認可および継続的(直接的)な健全性監督の対象とはならない。

R A I F制度の主要な特徴の概要は、以下のとおりである。

- 法的構造の柔軟性：ルクセンブルグの会社型、パートナーシップ型および契約型すべての形態を利用することができる。R A I Fは、変動資本を選択することもできる。また、R A I Fは、アンブレラ型(すなわち、複数のコンパートメントまたはサブ・ファンドを有する構造)として構成することができる。リスク分散要件は、S I Fに適用される要件と同様であるが、R A I Fが適格なリスク・キャピタル投資案件のみに投資することを選択する場合は、リスク分散要件は適用されない。R A I Fはあらゆるファンド戦略を採用し、あらゆる資産クラスに投資することができ、また、一定の条件下では、資産ポートフォリオを分散することを要しない。
- 適格投資家：R A I Fは、情報に精通した投資家が利用することができる。この区分には、金融商品市場に関する欧州議会および欧州理事会の2014年5月15日付指令2014 / 65 / E Uの附属書 ならびに指令2002 / 92 / E Cおよび指令2011 / 61 / E Uの改正(以下「指令2014 / 65 / E U」という。)の意味における機関投資家、プロ投資家、および一定の最低金額(100,000ユーロ)を投資する投資家または情報に精通した投資家と認められる投資家が含まれる。
- R A I FはC S S Fの監督の対象ではない：S I FまたはS I C A Rとは異なり、R A I Fは、C S S Fによる事前認可または健全性監督の対象ではない。R A I Fは、その組成または設立後10日以内にルクセンブルグの商業および会社登録機関に登録しなければならない。
- 認可A I F Mが選任されていなければならない：R A I Fは、自動的にA I Fとして認められ、ルクセンブルグ、他の加盟国または場合によっては第三国(ただし、A I F M D運用パスポートが当該第三国の運用者に適用できる場合に限る。)において設立された認可A I F Mを指定しなければならない。
- 税制度：R A I Fは、様々な免除が存在する年率0.01%の申込税(*taxe d'abonnement*)、またはS I C A Rに適用される税制(すなわち、適格なリスク・キャピタルによる所得および収益を除きすべてについて課税対象となる。)のいずれかの適用を受ける。A I F運用サービスに対するV A T免除も適用される。
- 転換：既存のS I F、S I C A Rおよび規制対象ではないA I Fは、投資家および該当する場合にはC S S Fから関連する承認を得ることを条件として、R A I F制度を選択することができる。

#### 5. 新たな規制

##### 5.1. 金融機関等を対象としたサステナビリティ関連の開示(S F D R)

金融機関等を対象としたサステナビリティ関連の開示に関する欧州議会および理事会の規則(E U) 2019 / 2088(改正済)(以下「S F D R」という。)が、2021年3月10日から適用される。S F D Rは、企業および商品ごとの環境、社会およびガバナンス関連の透明性に関する投資運用会社および投資顧問会社の義務を定めたものであり、ウェブサイトにおける一定の強制力のあるテンプレートに沿った特定事項の開示、募集書類における投資家に対する契約前開示および年次報告書における定期的な開示を求めている。

投資運用会社および投資顧問会社は、その規模に関係なく、サステナビリティ関連のリスクを考慮しなければならない。また、環境的および/または社会的な特徴を促進する金融商品ならびにサステナブル投資を目的とする金融商品については、追加で特定事項の開示が求められる。

S F D Rに基づく商品ごとの開示の目的は、グリーンウォッシングを防止し、「正確で、公平で、明確で、誤解を招かない」商品特有の情報を提供することである。

2021年6月現在、大手の金融市場参加者、すなわち運用者は、自己のウェブサイト上で、サステナビリティへの主要な悪影響 ( P A S I ) を義務的に考慮することを確認する旨の声明、ならびにその方針、手続および行動計画の概要 ( レベル 1 S F D R 規則のみを参照 ) を公表しなければならない。

欧州連合委員会は、欧州監督当局 ( 以下「 E S A 」という。 ) の要請に応じて指針を提供し、レベル 2 規制技術基準に基づく S F D R 委任法 ( 以下「 R T S 」という。 ) を採用する。

2022年7月には、 E S A が S F D R 第 8 条第 4 項、第 9 条第 6 項および第 11 条第 5 項に基づく欧州連合委員会に対するタクソノミー関連製品開示に関する R T S 案を提供することが予定されている。

## 5.2. 欧州議会および欧州理事会の規則 ( E U ) 2020 / 852 ( 「タクソノミー規則」 )

タクソノミー規則は、サステナブル投資を拡大するための重要な要素であり、環境的に持続可能であると考えられる経済活動 ( すなわち、他の環境目標に重大な害を及ぼさずことなく、気候変動の緩和などの E U の環境目標に実質的に貢献すること ) について、企業と投資家に統一的な基準を提供し、これにより、そのような活動の分類における透明性と一貫性を高め、関連する市場におけるグリーンウォッシュと細分化のリスクを制限することを目的としている。

タクソノミー規則は特に、経済活動が環境的に持続可能であるために満たさなければならない 4 つの条件を定めることにより、 E U タクソノミーの枠組みを確立している。適格活動は、次の条件を満たす必要がある。

- 1 . タクソノミー規則第 10 条から第 16 条に従い、同規則第 9 条に規定する 6 つの環境目標の 1 つ以上に実質的に貢献すること
- 2 . タクソノミー規則第 17 条に従い、同規則第 9 条に規定するその他の環境目標のいずれにも著しい害を及ぼさないこと
- 3 . タクソノミー規則第 18 条に規定する最低 ( 社会 ) 保障措置を遵守すること
- 4 . タクソノミー規則第 10 条第 3 項、第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項または第 15 条第 2 項に従って委任された行為を通じて、委員会が定めた技術審査基準に適合すること。技術審査基準は、どのような条件の下で経済活動が ( ) 所定の環境目標に実質的に貢献するのか、および ( ) その他の目標を著しく害していないかを判断するための、経済活動のパフォーマンス要件を規定する必要がある。

2022年1月1日以降、すべての投資ファンドは、環境的に持続可能な経済活動に関する E U の基準を考慮しているか否か、また考慮している場合、投資のどの部分が持続可能であるかをタクソノミー規則に従い開示することが義務付けられている。

タクソノミー規則第 9 条に規定する 6 つの環境目標に従い、欧州委員会は、気候変動緩和と気候変動適応のための E U タクソノミーを確立するための技術的詳細を規定する委託規則 ( およびそれが言及するすべての別表 ) を実施した。

## 第4【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
- ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
  - ・サブ・ファンドは外国投資信託であり、フィデリティ投資信託株式会社が設定する類似の名称の国内投資信託とは別のファンドである旨
  - ・E D I N E Tで 有 価 証 券 届 出 書 等 が 開 示 さ れ て い る 旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。
- ・サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨
  - ・投資信託は、預貯金と異なる旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の表紙および投資リスクの冒頭ならびに請求目論見書の表紙の裏面に、以下の趣旨の文章を記載することがある。
- 「サブ・ファンドは、フィデリティ・ファンズ2 - グローバル・バリュー・ファンド(以下「マスター・ファンド」ということがあります。)を通じて有価証券等に投資を行います。マスター・ファンドの1口当たり純資産価格は、組入 有 価 証 券 等 の 値 動 き、組 入 有 価 証 券 等 の 発 行 企 業 の 経 営 ・ 財 務 状 況 の 変 化 お よ び 為 替 相 場 等 の 影 響 (基 準 通 貨 以 外 の 通 貨 や 有 価 証 券 等 に 投 資 す る 場 合) に よ り 変 動 し ま す の で、こ れ に よ り サ ブ ・ フ ァ ン ド の 受 益 証 券 1 口 当 た り 純 資 産 価 格 も 変 動 し、投 資 元 本 を 割 り 込 む こ と が あ り ま す。ま た、最 終 的 な 投 資 対 象 が サ ブ ・ フ ァ ン ド の 基 準 通 貨 以 外 の 通 貨 建 で あ る 場 合 に は、当 該 通 貨 と サ ブ ・ フ ァ ン ド の 基 準 通 貨 と の 間 の 為 替 の 値 動 き に よ っ て も、サ ブ ・ フ ァ ン ド の 受 益 証 券 1 口 当 た り 純 資 産 価 格 は 変 動 し ま す。し た が っ て、投 資 者 の 皆 様 の 投 資 元 本 は 保 証 さ れ て い る も の で は な く、受 益 証 券 1 口 当 た り 純 資 産 価 格 の 下 落 に よ り、損 失 を 被 り、投 資 元 本 を 割 り 込 む こ と が あ り ま す。こ れ ら の 運 用 お よ び 為 替 相 場 の 変 動 に よ る 損 益 は す べ て 投 資 者 の 皆 様 に 帰 属 し ま す。投 資 信 託 は 預 貯 金 と 異 な り ま す。
- マスター・ファンドを通じた投資によるサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に株式リスク、市場リスク、為替リスク、新興市場リスク、流動性リスク、デリバティブリスク等のリスクがあります。」
- (6) 受益証券の券面は発行されない。

**【別紙】****フィデリティ・ファンズ2 - グローバル・バリュー・ファンド****1. 投資目的および投資方針****目的**

ファンドは、長期的な資本の成長を目指す。

**投資方針**

ファンドの資産の70%以上を、全世界のあらゆる資本規模の企業の株式に投資する。ファンドは、投資運用会社が割安と判断した株式に投資することを目指す。ファンドは、以下の割合に従って、以下の資産に投資することができる。

- ・ 中国A株および中国B株(直接および/または間接) 合計20%未満
- ・ 新興市場(中国を含む。) 最大20%
- ・ 短期金融商品 最大20%

**投資プロセス**

ファンドの積極的な運用にあたり、投資運用会社は、成長および評価指標、企業財務、資本収益率、キャッシュ・フローおよびその他指標に加え、企業経営、業界の市況ならびにその他の要因を考慮する。投資運用会社は、投資プロセスにおいて、サステナビリティ・リスクを統合しない。

**デリバティブ等**

ファンドは、効率的なポートフォリオ管理目的で、デリバティブを使用することがある。

TRS(差金決済取引を含む。)につき、0%を予定、最大40%

証券貸付につき、15%を予定、最大30%

レボ取引/リバース・レボ取引につき、0%を予定、最大30%

**ベンチマーク**

MSCI World Small Cap Index(注)。これはESG特色を考慮しないインデックスであり、パフォーマンス比較のためにのみ使用される。

ファンドは、ベンチマークに制約されることがなく、一定期間のパフォーマンスは、ベンチマークから大きく乖離する場合もあれば、乖離しない場合もある。

(注)ベンチマークの管理者は、経過措置に依拠しているため、ベンチマーク規則第36条に規定する登録簿に登録されていない。

**基準通貨**

米ドル

**投資運用会社**

F I L ファンド・マネジメント・リミテッド

**2. 報酬および費用****( ) 運用報酬**

運用報酬は、ファンドの純資産価額の最大年率1.50%で毎日発生し、毎月後払いで、通常は米ドルで支払われる。

**( ) 保管および管理報酬**

フィデリティ・ファンズ2は、保管銀行に報酬を支払う。保管報酬は、一般に、フィデリティ・ファンズ2の純資産価額の0.003%から0.35%（フィデリティ・ファンズ2が投資する市場に依拠して変動する。）の範囲となり、取引手数料ならびに合理的な立替費用および現金支出を除く。

フィデリティ・ファンズ2は、2023年6月29日付管理会社業務契約に基づき、F I L インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイをフィデリティ・ファンズ2の管理会社として任命した。管理会社およびフィデリティ・ファンズ2は、2023年6月29日付業務契約に基づき、評価、統計、技術、報告およびその他の支援を含めたファンドの投資に関する業務提供のため、F I L リミテッドを任命した。管理会社および/またはF I L リミテッドは、一部の管理業務をその他のフィデリティ・グループの事業体に委託した。

フィデリティ・ファンズ2は、管理会社業務契約および業務契約に記載される業務に対し、契約当事者とフィデリティ・ファンズ2が随時合意した商業レートでの管理報酬および合理的な立替費用を支払う。フィデリティ・ファンズ2により当該業務に対し支払われる管理報酬額の上限は、純資産価額の0.35%（合理的な立替費用は除く。）とする。

**( ) 手数料および費用**

以下の手数料および費用がフィデリティ・ファンズ2に請求されることがあり、そのいずれもにつき、投資運用会社は恒久的または一時的に放棄または負担することができる。

- 管理会社の報酬、フィデリティ・ファンズ2の従業員または役員、投資運用会社、支払代行会社、香港および投資証券が販売のため適格を有するその他の地域の代理駐在機関の報酬ならびにその他すべてのフィデリティ・ファンズ2の代行会社の報酬（当該報酬はフィデリティ・ファンズ2の純資産もしくは取引を基礎とし、または固定された金額とする。）
- ファンドの設立費
- フィデリティ・ファンズ2または投資証券の募集に適用ある法令のもとで要求されるフィデリティ・ファンズ2に関する販売情報および書面、すなわち年次報告書、半期報告書その他の報告書または文書を、必要とされる言語で作成、印刷、公告しかつ配布する費用
- 券面および委任状の印刷費用
- 定款ならびに届出書および目論見書を含むフィデリティ・ファンズ2に関するすべてのその他の文書を作成し、フィデリティ・ファンズ2または投資証券の募集に関し管轄権を有するすべての関係当局（各地の証券業協会を含む。）に届け出る費用
- フィデリティ・ファンズ2もしくはあらゆる管轄地域における投資証券の販売に関する登録費用またはあらゆる取引所における上場費用
- 会計および記帳に要する費用
- 各ファンドの投資証券の純資産価額の計算費用
- 公告その他投資主への通知（電子的または従来の確認書を含む。）の作成、印刷、公告および配布または送付費用
- 法律顧問の報酬および監査報酬
- 登録機関の報酬
- 以上に類似するすべてのその他手数料および費用

- フィデリティ・ファンズ2、その投資先および投資主についてのデータにつき、要求される収集、報告および公告にかかる費用
- ファンドのパフォーマンス情報を公告する費用
- 金融指標のライセンス手数料
- ヘッジ付の投資証券クラスを運用する手数料
- ファンド資産の売買に関連する関税、税金および取引費用
- 委託手数料および仲介手数料
- カストディ、保管銀行および保護預かり機関の手数料
- ファンドの純資産価額の0.35%を超えない範囲で随時合意される商業レートでの、F I L リミテッドとの業務契約に基づく評価、統計、技術、報告およびその他の支援ならびに合理的な立替費用
- 取引手数料、合理的な立替費用および保管銀行の立替費用
- サブ・カストディアン費用
- 借入金にかかる利息および借入金交渉で発生した銀行手数料
- 社外取締役の報酬およびすべての取締役の臨時費用
- 訴訟費用または税金の還付申請費用
- 特別費用またはその他予期せぬ手数料

定期的または反覆的な性質を有する管理費用およびその他の費用は、事前に、年次またはその他の期間について推計され、当該期間について等しい割合で発生させることができる。

いずれかのファンドに起因する費用、手数料および支出は当該ファンドが負担する。その他については、取締役会が合理的と考える基準に基づき、すべてもしくはすべての適切なファンドの純資産総額に比例して米ドルで配分される。

個々のファンドが、管理会社または（共通の管理もしくは支配または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社が結合している）他の会社により直接または委託により管理されているかまたはフィデリティの企業により運用されている他のU C I T SまたはU C Iに投資する限りにおいて、個々のファンドは、申込手数料または買戻し手数料を徴収されない。

管理会社および/またはF I L リミテッドは、一部の管理業務をフィデリティ・グループのその他の事業体に委託している。

特定のポートフォリオ取引のために選別されたブローカーに支払われた手数料は、規制上許容される場合、ブローカーに当該手数料を生じさせたファンドに支払われ、また支出を相殺するために利用することができる。

英文目論見書の記載を除き、手数料、割引、委託手数料またはその他の特別な条件は、フィデリティ・ファンズ2により発行されたまたは発行される投資証券に関し、フィデリティ・ファンズ2または管理会社により付与されない。投資証券の発行または販売については、販売会社（総販売会社を含む。）は、自らの負担でまたは販売手数料（もしあれば）から、ブローカーその他の専門代行会社を通し受領した申込みについての手数料またはその他の手数料および費用を支払い、または割引を行う。

投資者またはフィデリティ・ファンズ2のための外国為替取引は、フィデリティの会社により、またはフィデリティの会社を通じ独立当事者間取引に基づき実施され、当該取引によりかかる会社に利益がもたらされる場合がある。外国為替取引に関する更なる詳細は、

[www.fidelityinternational.com/foreignexchangeservice](http://www.fidelityinternational.com/foreignexchangeservice)で入手可能である。

投資主の資産から支払われるすべての費用は、純資産価額の計算に反映され、実際に支払われた金額はフィデリティ・ファンズ2の年次報告書に記載される。

反覆的な費用は、まず経常収益、次に実現キャピタル・ゲイン、最後に資本に計上される。

各ファンドおよびクラスは、自らに直接発生する費用のすべてに加えて、特定のファンドまたはクラスに起因しない費用についても（純資産価額に基づいた）投資証券で比例按分して支払う。ファンドの基準通貨と異なる通貨の各投資証券のクラスについては、その投資証券のクラスの通貨維持に関連するすべての費用（通貨ヘッジ費用および外国為替費用など）は、実行可能な限りその投資証券のクラスのみ請求される。

費用は、各ファンドおよびクラスについて毎営業日に計算され、毎月後払いされる。

[次へ](#)

### 3 . マスター・ファンドの運用状況等 該当事項なし。

[次へ](#)

#### 4 . マスター・ファンドの経理状況

該当事項なし。

[次へ](#)

## ファンドによる金融商品・金融手法の利用方法

### 目的および規制の枠組み

ファンドは、効率的なファンド運用（リスクもしくはコストの削減またはさらなる資本もしくは収益の生成と定義される。）のため、一定の投資または市場へのエクスポージャーを得るため、および様々な種類のリスクをヘッジするために、以下に記載する金融商品および金融手法を利用することがある。利用する場合はすべて、本書に記載するファンドのリスク特性、投資目的および投資戦略、ならびに2010年法、UCITS指令、2008年2月8日付大公規則、CS SF 通達08 / 356および14 / 592、ESMAガイドライン14 / 937、証券金融取引の透明性に関する規則（EU）2015 / 2365（SFT R規則）ならびにその他の適用ある法令に合致したものでなければならない。

金融商品および金融手法に関連するリスクは、前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク」に記載されている。

### ファンドが利用することのできるデリバティブ

デリバティブとは、1以上の参照資産（証券もしくは証券バスケット、指数または金利など）のパフォーマンスによってその価値が決まる金融契約である。デリバティブは、店頭商品および/または取引所商品であることがある。

各ファンドは、その投資方針に常に沿って、あらゆる種類の金融デリバティブ商品に投資することができる。これらには、現在最も一般的なデリバティブを形成する以下の種類が含まれることがある。

- ・ 証券、金利、指数または通貨の先物などの金融先物（将来の価値に基づいて支払を行う契約）
- ・ 株式、金利、指数（商品指数を含む。）、債券、通貨のオプションまたはスワップのオプション（スワップオプション）および先物のオプションなどのオプション（指定された期間内に資産を売買する権利または義務を与える契約）
- ・ ワラント（指定された期間内に一定の価格で株式またはその他の有価証券を売買する権利を与える契約）
- ・ 外国為替予約などの先渡（将来の特定の日付に指定の価格で資産を売買する契約）
- ・ 外国為替、指数、インフレ率または金利のスワップおよびボラティリティまたは株式バスケットのスワップなどのスワップ（2当事者が2つの異なる参照資産からのリターンを交換する契約）。ただし、個別に上場しているトータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップまたはバリエーション・スワップは含まない。
- ・ クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）などのクレジット・デリバティブ（一方の当事者が、破産、債務不履行またはその他の「信用事由」が発生した場合に、取引相手方の損失を補填するために取引相手方に支払を行うことに同意するのと引き換えに、取引相手方から手数料を受け取る契約）
- ・ クレジット・リンク証券およびエクイティ・リンク証券などのストラクチャード・デリバティブ
- ・ 差金決済取引（証券バスケットなどの、価格が2つの参照測定値の差に基づく契約）
- ・ トータル・リターン・スワップまたは類似の特性を持つその他のデリバティブ（TRS）（一方の当事者が固定または変動金利に基づく支払を行い、他方の取引相手方が株式、債券または指数などの参照債務の金利収入および手数料、価格変動による損益ならびに信用損失を含む経済パフォーマンス全体を移転する取引）。TRSには、資金を拠出する場合としない場合（前払いが必要となる場合としない場合）がある。TRS取引は、単一銘柄の株式および債券または金融指数に対して行われる。ファンドは、金融デリバティブ商品の利用に関する規定に従って、前記「1 投資目的および投資方針」に記載される最大レベルおよび予想レベルの範囲内でTRS（差金決済取引を含む。）を利用するつもりである。

先物は、一般的に取引所で取引される。他のすべての種類のデリバティブは、一般的に店頭取引される。

指数リンクのデリバティブについては、指数提供者がリバランスの頻度を決定し、関連するファンドへのコストの影響はそのリバランスの頻度に左右される。

## ファンドによるデリバティブの利用目的

ファンドは、前記「1. 投資目的および投資方針」に記載された投資目的および投資方針に沿って、以下の目的のためにデリバティブを利用することができる。

**ヘッジ** ヘッジとは、価格変動またはそれを引き起こす一定の要因に対するエクスポージャーを減少させるかまたは相殺する目的で、他のファンド投資によって形成されたポジションとは反対方向で、かつそれを上回らない市場ポジションを取ることである。

- ・ **クレジット・ヘッジ** 通常、クレジット・デフォルト・スワップを用いて行われる。目的は、信用リスクをヘッジすることである。これには、特定の資産または発行体のリスクに対するプロテクションの売買および代理ヘッジ（ヘッジ対象のポジションと同様の動きをすると考えられる別の投資で反対のポジションを取る）が含まれる。
- ・ **通貨ヘッジ** 通常、通貨先渡を用いて行われる。目的は、通貨リスクをヘッジすることである。これはファンドレベルで、またクラスH投資証券では投資証券クラスレベルで行うことができる。すべての通貨ヘッジは、適用されるファンドのベンチマーク内にある通貨、またはその目的および方針に合致する通貨を対象としなければならない。ファンドが複数の通貨建ての資産を保有する場合、資産に占める割合が小さい通貨またはヘッジが経済的でないもしくは利用できない通貨に対してはヘッジを行わない場合がある。ファンドは、以下の通貨ヘッジを行うことがある。

直接ヘッジ（同じ通貨で反対のポジションを取る）

クロス・ヘッジ（ある通貨へのエクスポージャーを減少させる一方で別の通貨へのエクスポージャーを増加させ、基準通貨への正味エクスポージャーは変わらないままにすること。望むエクスポージャーを得るために効率的な方法となる場合に行う。）

代理ヘッジ（基準通貨と同様の動きをすると考えられる別の通貨で反対のポジションを取る）

予測ヘッジ（計画された投資またはその他の事由の結果発生すると予測されるエクスポージャーを予測してヘッジ・ポジションを取る）

- ・ **デュレーション・ヘッジ** 通常、金利スワップ、スワップションおよび先物を用いて行われる。目的は、満期が長い債券の金利変動に対するエクスポージャーを減少させることである。デュレーション・ヘッジはファンドレベルでのみ行うことができる。
- ・ **価格ヘッジ** 通常、指数のオプションを用いて行われる（特にコールの売りまたはプットの買いによる）。利用は、一般的に、指数の構成またはパフォーマンスとファンドの構成またはパフォーマンスとの間に十分な相関がある場合に限定される。目的は、ポジションの市場価値の変動をヘッジすることである。
- ・ **金利ヘッジ** 通常、金利先物、金利スワップ、金利のコール・オプションの売りまたは金利のプット・オプションの買いを用いて行われる。目的は、金利リスクを管理することである。

**投資エクスポージャー** ファンドは、許容資産へのエクスポージャーを得るために、特に直接投資が経済的に非効率または実行不可能な場合に、許容可能なデリバティブを利用することができる。

**レバレッジ** ファンドは、直接投資によって可能な範囲を超えて総投資エクスポージャーを増加させるために、許容可能なデリバティブを利用することができる。レバレッジは通常、ファンドのボラティリティを高める。

**指数レプリケーション** デリバティブは、有価証券または資産クラス（商品指数または不動産など）のパフォーマンスを反復させるために利用されることがある。その他の戦略には、価値の下落から利益を得るポジション、もしくは一般市場のリターンとは無関係のリターンを提供するために特定の発行体もしくは資産のリターンの一定の要素にエクスポージャーを与えるポジション、またはデリバティブを利用しなければ獲得できなかったポジションが含まれることがある。

**キャッシュ・ファンド**は、当該キャッシュ・ファンドのその他の投資に内在する金利リスクまたは為替リスクをヘッジする目的に限り、金融デリバティブ商品を利用することができる。

**すべてのファンド**は、投資する資産クラスに関連するリスクを管理し、収益または資本成長を生み出すために、デリバティブを利用することができる。ただし、(a) 費用対効果の高い方法で実現されている点で経済的に適切であり、(b) 当該ファンドのリスク特性およびファンドのリスク分散規則に沿ったリスクレ

ベルで、( ) リスクの減少、( ) コストの削減および( ) 追加の資本または収益の生成のうちの1つ以上を目的として締結され、(c) フィデリティ・ファンズ2のリスク管理プロセスでリスクが適切に把握されることを条件とする。

ファンドは、裏付けとなる債券資産またはその構成要素を参照するデリバティブを、次の目的のために利用することができる。すなわち、( ) 金利先物または債券先物、オプションおよび金利、トータル・リターン・スワップまたはインフレ・スワップの利用を通じて、金利リスク(インフレを含む。)へのエクスポージャーを増加または減少させるため、( ) 債券先物、オプション、クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップの利用を通じて、単一の発行体またはバスケットもしくは指数で参照される複数の発行体に関連する信用リスクの一部または全部を売買するため、ならびに( ) ノンデリバブル・フォワードおよび通貨スワップを含む先渡の利用により、通貨へのエクスポージャーをヘッジするかもしくは減少または増加させるためである。

ファンドが利用することのできる金融商品および金融手法

ファンドは、その保有するあらゆる有価証券について、効率的なポートフォリオ管理のためにのみ、以下の金融商品および金融手法を利用することができる。

### 有価証券貸借取引

ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的として、ファンド情報に記載される予想レベルおよび最大レベルに従い、株式、その他の持分証券および債券の有価証券貸借取引を行う予定である。2024年7月現在、どのファンドもマージン貸付取引を行っていない。

有価証券貸借取引は、市場機会、特に各ファンドのポートフォリオが保有する有価証券に対する市場の需要および投資側の市場環境と比較した場合の取引収益の見込みに応じて実施される。

有価証券貸借取引は、ファンドの投資目的およびリスク特性に合致した付加価値を生み出すことのみがその目的である。したがって、ファンドがこの種の取引を行う頻度に制限はない。いかなる場合においても、上記の取引により、ファンドが本書に記載された投資目的から逸脱したり、本書に記載されたリスク特性よりも高い追加的リスクを負ったりしないものとする。

管理会社は、これらの取引の金額を、常に償還請求に応じられる水準で維持するものとする。

取引相手方：かかる有価証券貸借取引の取引相手方は、EU法で定めるところと同等でありこの種の取引に特化しているとC S S Fがみなす健全性監督規則に従わなければならない。かかる取引の取引相手方は、一般的に、O E C D加盟国に本拠を置き、投資適格の信用格付を有する金融機関である。選定された取引相手方は、S F T R規則第3条に従う。

ファンドに支払われる収益：有価証券貸借取引については、かかる取引から生じる総収益の87.5%がファンドに返還され、12.5%の手数料が貸付代理人(投資運用会社の関連会社ではない。)に対して支払われる。かかる有価証券貸借取引の活動により貸付代理人が負担する業務コスト(直接または間接を問わない。)は、その手数料から賄われる。実際のリターンに関する詳細は、フィデリティ・ファンズ2の年次報告書および決算書に掲載される。

貸付代理人、担保代理人および担保管理人：フィデリティ・ファンズ2は、有価証券貸借取引および担保管理を行うために、マサチューセッツ州ボストンに事務所を有するニューヨークの有限パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン&カンパニーと、シティバンク・エヌ・エー、ロンドン支店(それぞれを以下「貸付代理人」という。)を任命している。いずれの貸付代理人も投資運用会社の関連会社ではない。

### レボ取引およびリバース・レボ取引

レボ取引は、資産の所有者が現金担保と引き換えに他の当事者に有価証券を売却し、指定の日に指定の(より高い)価格でそれを買い戻すことに同意する契約に準拠する。リバース・レボ取引は、その逆の取引で、現金保有者が有価証券担保と引き換えに他の当事者に現金を売却し、指定の日に指定の(より高い)価格でその現金を買い戻すことに同意するものである。

ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的として、前記「1. 投資目的および投資方針」に記載される予想レベルおよび最大レベルに従い、レポ取引およびリバース・レポ取引を行う予定である。

ファンドは、いつでも（a）リバース・レポ取引の対象である現金全額もしくはレポ取引の対象である有価証券を回収することができるか、または（b）適用ある規則に従いつつ現行のレポ取引の市場金利に従って契約を終了することができる場合に限り、リバース・レポ取引および/またはレポ取引を締結することができる。これに関連して、7日を超えない固定期間取引は、ファンドがいつでも資産を回収できる条件での取決めと考えられる。

レポ取引およびリバース・レポ取引は、これらのいずれかの取引を締結する際に、市場レートによって当該ファンドがより効率的な資金管理またはポートフォリオのリターンの向上によって利益を得られると投資運用会社が判断する場合に、臨機応変にかつ一時的に締結される。

取引相手方：かかる取引の取引相手方は、EU法で定めるところと同等でありこの種の取引に特化しているとC S S Fがみなす健全性監督規則に従わなければならない。かかる取引の取引相手方は、一般的に、OECD加盟国に本拠を置き、投資適格の信用格付を有する金融機関である。選定された取引相手方は、S F T R規則第3条に従う。

ファンドに支払われる収益：レポ取引またはリバース・レポ取引の実行により発生する収益（または損失）の100%がファンドに配分される。投資運用会社は、これらの取引に関連する追加の費用もしくは手数料を請求するか、または追加の収益を受領することはない。実際のリターンに関する詳細は、ファンドの年次報告書および決算書に掲載される。

#### 使用法および手数料が開示されている場合

以下は、現在これらを使用しているファンドの前記「1. 投資目的および投資方針」が開示されている。

- ・ トータル・リターン・スワップ、差分契約および類似のデリバティブ：純資産価額に対する割合で表される最大予想エクスポージャー
- ・ レポ取引およびリバース・レポ取引：純資産価額に対する割合で表される最大予想限度額
- ・ 証券貸付：純資産価額に対する割合で表される最大予想限度額

以下は、財務報告書が開示されている。

- ・ 効率的な資金運用のために用いられるすべての手段および手法の使用法
- ・ この使用法に関連して、各ファンドが受領する収益、ならびに各ファンドが負担する直接および間接の運営費用および手数料
- ・ 上記の費用および手数料の支払を受けた者、ならびに受領者がフィデリティまたは預託機関の関係者と有する可能性がある関係性
- ・ 担保の性質、利用、再利用および保管に関する情報
- ・ 報告書の対象期間中にフィデリティ・ファンズ2が利用した取引相手方（主な担保の取引相手方を含む。）

貸付代理人に支払われる手数料は、収益が本ファンドに支払われる前に控除されるため、継続費用には含まれない。

#### デリバティブおよび手法の取引相手方

管理会社は、取引相手方の信用リスクを測定、監視および管理する取引相手方リスク管理の枠組みを採用している。後記「一般的な投資権限および投資制限」第10項および第11項に記載された要件に加え、取引相手方は、以下の基準で評価される。

- ・ 規制の状況
- ・ 現地法による保護
- ・ 運営プロセス
- ・ 利用可能な信用スプレッドまたは外部信用格付の見直しを含む信用度分析。C D Sおよびバリエーション・スワップについては、取引相手方は一流の金融機関でなければならない。
- ・ 関係する特定の種類のデリバティブまたは手法における経験および専門性の度合い

法的地位および出身国または居住国は、それ自身が選定基準と直接みなされるものではない。

本書に別段の記載がない限りまたは取締役の同意がない限り、ファンドによるデリバティブの取引相手方は、ファンドの投資運用会社となることはできず、その他ファンドの投資もしくは取引の構成もしくは運用またはデリバティブを裏付ける資産を支配または承認することはできない。

貸付代理人は、各有価証券の借主がその債務を履行する能力および意思を継続的に評価し、フィデリティ・ファンズ2は、借主を除外する権利またはいつでも貸付を終了する権利を保持する。一般に低水準な証券貸付に関連する取引相手方リスクおよび市場リスクは、取引相手方の債務不履行に対する貸付代理人からの保護および担保の受領により更に軽減される。

## 担保方針

これらの方針は、証券貸付取引、売戻条件付取引および店頭デリバティブに関連して取引相手方から受領する資産に適用される。

**受入可能な担保** 担保として受け入れられるすべての有価証券は、高品質でなければならない。担保は、以下の形式でなければならない。

- a) 流動資産 (すなわち、2007年3月19日付理事会指令2007/16/ECに定義された現金および短期銀行証書、短期金融商品) ならびにその同等物 (信用状および取引相手方と関連のない一流の信用機関の初回の要求による保証を含む。)
- b) O E C D加盟国もしくはその現地当局または超国家的な機関および企業が、EU、地域または世界規模で発行または保証する債券
- c) 日次の純資産価額の計算を行い、AAAまたは同等の格付を付与されたマネー・マーケット・ファンドが発行する投資証券またはユニット
- d) 主に(c)の条件を満たす債券/株式に投資しているUCITSが発行する投資証券またはユニット
- e) 十分な流動性を提供する一流の発行体によって発行または保証される債券
- f) O E C D加盟国の規制された市場または証券取引所において取引を許可されているかまたは取引されている株式。ただし、これらの株式が主なインデックスに含まれることを条件とする。

買戻条件付による買入れの対象となるか、または売戻契約により買い入れられる可能性のある有価証券は、(a)、(b)、(c)、(e)および(f)に記載の種類の有価証券に限られる。

現金以外の担保は、透明な価格設定で規制された市場または多国間取引ファシリティにおいて取引されなければならない、売却前の評価額に近い価格で迅速に売却できなければならない。

信用リスクおよび投資相関リスクの双方について、担保が取引相手方からの適切な独立性を確実に有するようにするため、取引相手方またはそのグループが発行する担保は受け入れられない。担保は、取引相手方のパフォーマンスと高い相関性を示すことは見込まれていない。

取引相手方の信用エクスポージャーは、信用限度額に照らして監視される。すべての担保は、取引相手方の参照または取引相手方からの承認なしに、いつでもファンドにより完全に実行可能である。

取引において取引相手方から受領した担保は、当該取引相手方に対する全体的なエクスポージャーを相殺するために使用することができる。

少額の担保を取り扱う必要を避けるため、フィデリティ・ファンズ2は、最低担保額 (担保を必要としない金額を下回る金額) または閾値 (追加の担保を必要としない金額を上回る増分金額) を設定することができる。

**分散化** フィデリティ・ファンズ2が保有するすべての担保は、国、市場および発行体によって分散されなければならない、いずれの発行体に対するエクスポージャーも、ファンドの純資産の20%を超えてはならない。前記「1.投資目的および投資方針」に記載されている場合、ファンドは、加盟国、1以上の現地当局、第三国または1以上の加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある有価証券および短期金融商品により完全に担保される可能性がある。この場合、ファンドは、6以上の異なる銘柄から担保を受領し、いずれの銘柄もファンドの資産の30%を超えないものとする。

**担保の再利用および再投資 (現在はいずれのファンドも行っていない。)** 現金担保は、ファンドの説明において特定のファンドについて特に認められていない限り、再投資されない。かかる場合、現金担保は、預金として預けられるか、または高品質な国債、売戻条件付取引もしくは日次の純資産価額を計

算し、AAAもしくは同等の格付を付与された短期マネー・マーケット・ファンド（欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインに定義される。）に投資される。かかる再投資は、特にレバレッジ効果を生む場合、デリバティブ商品に関する各当該ファンドのグローバル・エクスポージャーの計算において考慮される。すべての投資は、上記の分散化要件を満たさなければならない。

ファンドが証券貸付の担保を売戻条件付取引に投資する場合、証券貸付に適用される限度額が売戻条件付取引にも適用される。

現金以外の担保は、売却、再投資または担保差入れされない。

**担保の保管** ファンドに権利が移転された担保（および保管されるその他の有価証券）は、預託機関またはサブ・カストディアンにより保管される。質権設定契約などのその他の種類の担保の取決めでは、担保は、規制監督当局の監督下にあり担保提供者とは無関係の第三者のカストディアンによって保管される可能性がある。

**評価およびヘアカット** すべての担保は、適用されるヘアカット（担保価値または流動性の低下に対する保護を目的とした担保価値の割引）を勘案し、時価評価（利用可能な市場価格を用いて毎日評価）される。ファンドは、担保価値が対応する取引相手方のエクスポージャーと同等以上になるように、取引相手方に追加担保（変動マージン）を要求することができる。

ファンドが現在適用しているヘアカット率は、以下のとおりである。

	担保として認められるもの	ヘアカット
店頭金融デリバティブ取引 有価証券貸借取引－株式 有価証券貸借取引－債券	現金（米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルまたは日本円） G10 加盟国が発行した国債 G10 加盟国が発行した国債	0% 5% 2%
リバース・レボ取引	ファンド/取引相手方ベースで合意された、特定のソブリン債または特定の非政府の公共部門事業体に対するエクスポージャー（特定の通貨建てのもの）	最大 2.818%（規制および残存期間に応じて適用される。）

かかる料率は、（信用の質、満期および流動性といった）ボラティリティおよび損失リスクに影響を及ぼす可能性のある要因、ならびに随時実施される可能性のあるストレス・テストの結果を勘案している。ヘアカットは、現金担保には適用されない。管理会社は、事前の通知なしにいつでもこれらの料率を調整することができる。

契約期間中、受領する担保の価値は、株式の場合は貸付証券のグローバルな評価額の105%以上とし、債券の場合は貸付証券の価値総額の102%以上とする。買戻契約および売戻契約には、通常、契約の存続期間中いつでも、想定元本額の100%以上の担保が付される。

## 一般的な投資権限および投資制限

各ファンドおよびフィデリティ・ファンズ2自体は、適用あるすべてのEUおよびルクセンブルグの法律および規制ならびに一定の通達、指針およびその他の要件を遵守しなければならない。本項は、2010年法（UCITSの運営を統制する主要な法律）のファンド管理要件に加え、マネー・マーケット・ファンドならびにリスクの監視および管理のため欧州証券市場監督局が設定した要件を表形式で示している。

ファンドによる2010年法またはマネー・マーケット・ファンド規制の違反が判明した場合、投資運用会社は、証券取引および投資運用の判断において関連する方針の遵守を優先する一方、投資主の利益にも十分留意しなければならない。付随して発生した違反は、ファンドの通常の運営に沿って、可能な限り迅速に解決しなければならない。

別段の記載がある場合を除き、すべての割合および制限が各ファンドに個別に適用され、すべての資産割合はその資産（現金を含む。）の割合として測定される。

### 許可された資産、手法および取引

以下は、UCITSに許容される事項について記載している。ファンドは、投資目的および投資方針に基づき何らかの方法でより厳しい制限を設定する可能性がある。ファンドの資産、手法または取引の使用は、その投資方針および投資制限に合致しなければならない。

#### 1. 譲渡性のある有価証券および短期金融商品

対象となる国の公認証券取引所または対象となる国の規制された市場（定期的に運営され、認められかつ一般に公開されている市場）において上場または取引されていなければならない。

最近発行された有価証券は、その発行条件に規制された市場への正式な上場申請の誓約が含まれなければならない。かかる承認は、発行後12か月以内に受領されなければならない。

#### 2. 1の要件を満たさない短期金融商品

（有価証券または発行体レベルで）投資家および貯蓄の保護を目的とした規制に服し、以下のいずれか1つを満たさなければならない。

- ・中央当局、地域当局もしくは地方当局、EU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、EU、1以上のEU加盟国が所属する公的国際機関、主権国家または連邦加盟国により発行または保証されること。
- ・上記1に該当する有価証券（最近発行された有価証券を除く。）の事業体により発行されること。
- ・EUの健全性監督規則またはCSFが同等以上に厳格であるとするその他の規則の対象であり、それらを遵守している機関により発行または保証されること。

発行体がCSFに承認されたカテゴリーに属し、上記と同等の投資家保護に服し、かつ以下の基準のいずれか1つを満たす場合にも適格となり得る。

- ・10百万ユーロ以上の資本金および準備金を有し、指令2013/34/EUに合致する年次決算を公表している会社によって発行されること。
- ・1社以上が正式に上場している企業グループの資金調達に特化した事業体により発行されること。
- ・銀行の流動性枠の恩恵を受ける証券化ビークルの資金調達に特化した事業体により発行されること。

#### 3. 1および2の要件を満たさない譲渡性のある有価証券および短期金融商品

ファンド資産の10%に制限される。

#### 4. フィデリティ・ファンズ2に連動していないUCITSまたはその他のUCIの株式\*

定款により、その他のUCITSまたはその他のUCIへの投資は、最大で資産の10%に制限されなければならない。

投資対象が「その他のUCI」である場合、以下のすべてを満たさなければならない。

- ・ UCITSに許容される投資対象へ投資すること。
- ・十分に保証された当局間の適切な協力を得て、EU加盟国またはCS SFが監督に関する同等の法律を有するとみなす国により認可されたものであること。
- ・報告期間中の資産、負債、収益および業務の評価を可能にする年次報告書および半期報告書を発行すること。
- ・特に、資産の分離、借入れ、貸付および無担保販売に関する規則について、UCITSと同等の投資家保護を提供すること。

## 5. フィデリティ・ファンズ2に連動するUCITSまたはその他のUCIの投資証券\*

上記4の要件をすべて満たさなければならない。

フィデリティ・ファンズ2の年次報告書には、ファンドおよびファンドが当該期間中に投資したUCITS/その他のUCIの両方に請求される年間運用報酬およびアドバイザー報酬の総額を記載しなければならない。

UCITS/その他のUCIは、投資証券の申込みまたは買戻しについていかなる手数料もファンドに請求することはできない。

\* ETFを含む場合がある。UCITSまたはその他のUCIは、両者が同一の管理会社または別の関連管理会社によって管理または支配されている場合、フィデリティ・ファンズ2に連動しているとみなされる。

## 6. フィデリティ・ファンズ2のその他のファンドの投資証券

上記4および5の要件をすべて満たさなければならない。

対象ファンドは、取得するファンドと相互保有することはできない。

取得するファンドは、その取得する対象ファンドの投資証券の全議決権を放棄する。

ファンドが最低所要資産水準を満たしているか否かを測定する際、対象ファンドへの投資額は含まれない。

## 7. 不動産および貴金属を含む商品

商品または商品を表章する証明書の直接所有は禁止されている。投資エクスポージャーは、2010年法に基づき認められた資産、手法および取引を通じて間接的にのみ認められている。

金融デリバティブ商品を通じて商品へのエクスポージャーを取得するために使用する財務指標は、2008年2月8日付大公規則第9条に定められた要件に準拠している。

不動産およびその他の有形資産の直接所有は、フィデリティ・ファンズ2自身がその事業のために使用するものを除き、禁止されている。

## 8. 信用機関への預金

要求に応じて返済可能または引出し可能でなければならず、満期日は今後12か月以内でなければならない。

信用機関は、EU加盟国に登録された事務所を有さなければならず、かかる事務所を有さない場合、CS SFがEU規則と同等以上に厳格であると考えられる健全性監督規則の適用を受けなければならない。

## 9. 付随的な流動資産

通常の市況下では、ポートフォリオの純資産の20%に制限される。

いつでもアクセス可能な銀行の当座預金口座に保有する現金など、一覽払いの銀行預金のみである。

資金目的のみで保有するか、または不利な市況の場合に必要な期間のみ保有しなければならない。

非常に不利な市況により正当化される場合および投資主の最善の利益となる場合、付随的な流動資産は、一時的にポートフォリオの純資産の20%を超える可能性がある。

**10. デリバティブおよび同等の現金決済商品** 前記「ファンドによる金融商品・金融手法の利用方法」も参照のこと。

裏付資産は、上記1、2、4、5、6および8に記載の資産またはファンドの投資目的および投資方針と合致する（2008年2月8日付大公規則第9条に準拠した）財務指標、金利、外国為替レートもしくは通貨でなければならない。

すべての使用状況は、後記「グローバル・リスクの管理および監視」に記載のリスク管理プロセスにより適切に把握されなければならない。

店頭デリバティブは、以下のすべての基準を満たさなければならない。

- ・信頼性があり、かつ検証可能な独立した日次評価の対象であること。
- ・フィデリティ・ファンズ2の発意により、公正価値での相殺取引でいつでも売却、清算または終了できること。
- ・健全性監督に服する機関であり、C S S Fにより承認されたカテゴリーに属する取引相手方と取引すること。

**11. 証券貸付、買戻/売戻契約** 前記「ファンドによる金融商品・金融手法の利用方法」も参照のこと。

効率的なポートフォリオ管理にのみ使用されなければならない。

取引量は、ファンドが投資方針を追求する能力または買戻しを履行する能力を妨げてはならない。証券の貸付および買戻条件付取引では、ファンドは、取引を決済するために十分な資産を確実に保有しなければならない。

すべての取引相手方は、EUの健全性監督規則またはC S S Fが同等以上に厳格であるとする規則の適用を受けなければならない。

各取引について、ファンドは、取引の存続期間中は常に、貸付証券の現在価値全額と同等以上の担保を受領および保有しなければならない。

買戻契約の期間中、これらの有価証券を買い戻す権利が取引相手方により行使される前または買戻期間が終了する前に、ファンドは、契約の対象である有価証券を売却できない。

ファンドは、以下の場合に、有価証券を貸し付けることができる。

- ・取引相手方に直接貸し付ける場合。
- ・この種類の取引に特化した金融機関により組織された貸付制度を通じて貸し付ける場合。
- ・認められた決済機関により組織された標準化された貸付制度を通じて貸し付ける場合。

フィデリティ・ファンズ2は、第三者にその他の種類の貸付を供与または保証することはできない。

ファンドは、証券貸付、買戻条件付取引または売戻条件付取引を終了する権利および貸し付けられた有価証券または買戻契約の対象である有価証券を回収する権利を有さなければならない。

## 12. 借入れ

フィデリティ・ファンズ2は、ファンド資産の10%を上限とする一時的な借入れを除き、原則として借入れを行うことはできない。ただし、フィデリティ・ファンズ2は、バック・ツー・バック・ローンにより外貨を取得することができる。

## 13. 空売り

直接の空売りは禁止されている。ショート・ポジションは、デリバティブを通じて間接的にのみ取得することができる。

いずれのファンドも、無限責任を伴う資産の取得、その他の発行体の有価証券の引受け（ファンド証券の処分において行うとみなされる場合を除く。）またはワラントもしくはその他の新株引受権の発行を行うことはできない。

それぞれの情報に明記されていない限り、ファンドは積極的に運用されており、インデックスのパフォーマンスを複製または追跡しようとしめない。ただし、ファンドのアクティブ運用方針の一環として、投資運用会社は、その資産の一部をETF、先物、トータル・リターン・スワップおよびインデックスのスワップ/オプション等のパッシブなエクスポージャーを提供する保有資産および商品に随時投資することができる。

投資目的の遂行上適切な場合、すべての債券ファンドのための投資は、当該ファンドの基準通貨以外の通貨で発行された債券で行うことができる。投資運用会社は、外国為替先物予約などの手段の利用を通じて通貨エクスポージャーのヘッジを選択することができる。

投資目的または投資方針に別段の定めがない限り、証券化された有価証券および/または担保付証券（例えば、資産担保証券およびモーゲージ担保証券）は、ファンドの資産の20%を超えてはならない。ただし、かかる制限は、米国政府または米国政府系機関が発行または保証する有価証券への投資には適用されない。株式ファンドは、証券化された有価証券および/または担保付証券に重大なエクスポージャーを有することは想定していない。

投資目的または投資方針に別段の定めがない限り、投資適格未満または高利回りの有価証券は、ファンドの資産の20%を超えてはならない。投資目的に別段の定めがない限り、各ファンドは、純資産の10%を上限としてUCITSおよびUCIに投資することができる。

投資目的または投資方針に別段の定めがない限り、ファンドは、ディストレス証券に対する重大なエクスポージャーを有することは想定していない。確定利付証券への投資を許可されたファンドは、その投資目的に別段の定めがない限り、その他の資産への転換権または引受権が付随する債券に投資することができ、資産の100%を上限として投資適格債に投資することができる。ファンドの投資目的または投資方針に別段の定めがない限り、投資運用会社は、いかなる国または地域にも投資可能な金額に制約を受けない。

## 資産の共同運用

効率的な運用を目的として、取締役会は、フィデリティ・ファンズ2の範囲内の特定のファンドの資産を共同で運用することを選択することができる。かかる場合、異なるファンドの資産が共通で運用される。共同運用資産は、「プール」と称されるが、かかるプールは内部管理目的でのみ使用される。プールは、個別の事業体を構成するものではなく、投資家が直接アクセスすることはできない。共同で運用される各ファンドには、固有の資産が割り当てられるものとする。

複数のファンドの資産がプールされている場合、各参加ファンドに帰属する資産は、当初、かかるプールへの資産の当初割当てを参照して決定され、追加の割当てまたは引出しが行われた場合に変更される。

各参加ファンドの共同運用資産に対する権利は、かかるプールのすべての投資ラインに適用される。

共同で運用されるファンドのために行われた追加の投資は、その権利に応じてかかるファンドに割り当てられ、売却された資産は各参加ファンドに帰属する資産に同様に賦課されるものとする。

## 分散化要件

分散化を確実に行うため、ファンドは、以下に定義するように、1つの発行体に対して一定額を超える資産を投資することはできない。これらの分散化規則は、ファンドの運用開始から6か月間は適用されないが、ファンドはリスク分散の原則を遵守しなければならない。

次の表において、（指令83/349/EECに従うか、または認められた国際規則に従うかにかかわらず）連結勘定を共有する会社は、単一の発行体とみなされる。表の中央の括弧で示された割合限度は、すべての括弧付きの行について、単一の発行体に対する最大投資総額を示している。

投資/エクスポージャーの上限(ファンド資産に対する割合)				
有価証券の種類	1発行体当たり	合計	その他	例外
A. 主権国、EUの地方自治体または1以上のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する譲渡可能証券および短期金融商品	35%	35%		<p>ファンドは、リスク分散の原則に従って投資し、以下の基準をすべて満たす場合、単一の発行体に資産の100%まで投資することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6以上の異なる銘柄に投資すること。</li> <li>・1銘柄への投資が30%までであること。</li> <li>・当該有価証券が、EU加盟国、その地方自治体もしくは出先機関、OECDもしくはG20加盟国、シンガポール、または1以上のEU加盟国が属する公的国際機関により発行されていること。</li> </ul> <p>下記C行に記載された例外は、本A行においても適用される。</p>
B. EU加盟国に登録上の事務所を有し、法律により債券保有者を保護するための特別な公的監督の対象となる信用機関が発行する債券*	25%			
C. 上記A行およびB行に記載された以外の譲渡可能証券および短期金融商品	10%	20%	<p>同一グループ内の譲渡可能証券および短期金融商品に対して20%。ファンドが資産の5%超を投資しているすべての発行体に対して40%(預金および店頭デリバティブ契約に係る取引相手方エクスポージャーは含まれない)。</p>	<p>インデックスに連動するファンドについては、その市場のベンチマークとして適切で、CSSFが認める、公表され、十分に分散されたインデックスの場合、10%から20%に引き上げられる。有価証券がその取引される規制市場で極めて支配的である場合には、かかる20%は35%に引き上げられる(ただし、1発行体に限る)。</p>
D. 信用機関への預金	20%			
E. 信用機関を取引相手方とする店頭デリバティブ	最大10%のリスク・エクスポージャー(店頭デリバティブと効率的なポートフォリオ運用手法の合計)			
F. その他の取引相手方との店頭デリバティブ	最大5%のリスク・エクスポージャー			
G. UCITSまたはUCIの投資証券			<p>資産と負債が分離されたアンブレラ構造の対象ファンドは、独立したUCITSまたはその他のUCIとみなされる。UCITSまたはその他のUCIが保有する資産は、本表のA行からF行の適合性との関係では、カウントしない。</p>	
			<p>ファンドの投資目的および投資方針に具体的な記述がない場合は、1以上のUCITSまたはその他のUCIに対して10%。具体的な記述がある場合は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1つのUCITSまたはUCIに対して20%</li> <li>・UCITS以外のすべてのUCIに対して合計30%</li> <li>・すべてのUCITSに対して合計100%</li> </ul>	

\*これらの債券はまた、その発行から得られる全額を、債券の存続期間中、債券に付随するすべての請求権をカバーすることができ、また、発行体の破綻時には、元本の償還および経過利息の支払に優先的に利用されることになる資産に投資しなければならない。

### 所有の集中に対する制限

これらの制限は、フィデリティ・ファンズ2またはファンドが所定の有価証券または発行体の相当な割合を所有した場合に発生する可能性のあるリスクを(自らまたは発行体のために)防ぐことを目的としている。次の表および以下の分散化の表において、(指令83/349/EECに従うか、または認められ

た国際規則に従うかにかかわらず) 連結勘定を共有する会社は、単一の発行体とみなされる。結果として生じる投資制限の違反が「一般的な投資権限および投資制限」の序文に記載のとおり是正されている限り、ファンドは、ポートフォリオ資産に付与された引受権を行使する際に、以下の投資制限を遵守する必要はない。

有価証券の種類	所有の上限 (発行済有価証券の総額に対する割合)		
議決権付有価証券	S I C A V が発行体の経営に重要な影響力を行使することが可能となる割合未満		これらの規則は、次のものには適用されない。 ・譲渡性のある有価証券および短期金融商品 ・主に自国に投資する非EU企業の株式で、2010年法の下でポートフォリオがかかる国に投資する唯一の方法であるもの ・2010年法に従い、S I C A V の投資主のために取引を行う方法として行われる、自国での管理、助言またはマーケティングのみを行う子会社の株式の購入または買戻し
1 発行体の無議決権証券	10%	購入時に債券もしくは短期金融商品の総額または発行済金融商品の純額を算出できない場合、これらの制限は無視することができる。	
1 発行体の債券	10%		
1 発行体の短期金融商品	10%		
アンブレラ型UCI TSまたはUCIのサブ・ファンドの投資証券	25%		

### グローバル・リスクの管理および監視

管理会社は、直接投資、デリバティブ、手法、担保およびその他すべての資金源からの各ファンドの全体的なリスク・プロファイルをいつでも監視および測定するため、取締役会により承認および監督されたリスク管理プロセスを実施している。リスク管理プロセスに関するさらなる情報は、管理会社からの要請により入手可能である。

グローバル・エクスポージャー評価は、(ファンドがその日の純資産価額を計算するか否かにかかわらず) 取引日毎に計算され、デリバティブ・ポジションにより生じる偶発債務のカバレッジ、取引相手方リスク、予測可能な市場の変動およびポジションの清算に利用可能な時間を含む多数の要因を網羅している。

譲渡性のある有価証券または短期金融商品に組み込まれたデリバティブは、ファンドが保有するデリバティブとみなされ、デリバティブ(特定のインデックス・ベースのデリバティブを除く。)を通じて取得した譲渡性のある有価証券または短期金融商品へのエクスポージャーは、当該有価証券または金融商品への投資とみなされる。

**リスク監視アプローチ** 主なリスク測定アプローチには、コミットメント・アプローチならびに絶対VaRおよび相対VaRという2形態のバリュー・アット・リスク(VaR)の3つがある。管理会社は、フィデリティ・ファンズ2 - グローバル・バリュー・ファンドについては、コミットメント・アプローチを選択する。ファンドは、必要に応じて、裏付資産の同等ポジションの市場価値またはデリバティブの想定元本のいずれかを勘案し、グローバル・エクスポージャーを計算する。

コミットメント・アプローチは、ポジションのヘッジまたは相殺の影響を勘案することにより、ファンドがグローバル・エクスポージャーを削減することを可能にする。したがって、特定の種類のリスクのない取引、レバレッジのない取引およびレバレッジのないスワップは、計算に含まれない。このアプローチを使用するファンドは、全体的な市場エクスポージャーが資産の210%(直接投資100%、デリバティブ100%および借入れ10%)を超えないようにしなければならない。

## 監査報告書

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ  
の株主各位

---

### 財務書類の監査に関する報告

---

#### 意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2023年12月31日現在の財政状態および終了した年度の運営業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

#### 監査対象

当社の財務書類は、以下で構成される。

- ・ 2023年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 終了した年度の損益計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

#### 意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグに関して金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の根拠の提供として十分かつ適切であると確信する。

我々は、ルクセンブルグに関してC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会により公表された国際独立性基準を含む専門会計士のための国際倫理規程（「I E S B A規程」）および財務書類の監査に関連する倫理要件に従い、当社から独立している。我々は、それらの倫理要件に従い、その他の倫理上の責任を果たしている。

#### その他の情報

取締役会は、年次報告書に含まれるその他の情報（ただし、財務書類および財務書類に対する我々の監査報告書を含まない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った作業に基づき、かかるその他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

## 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、また、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会に当社を清算するもしくは運用を停止する意図があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない場合を除き、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

## 財務書類の監査に関する公認企業監査人 (Réviseur d'entreprises agréé) の責任

監査の目的は、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または誤謬から生じる可能性があり、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合に、重大であるとみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを見極めおよび評価し、当該リスクに対応する監査手続を策定および実施し、また、監査意見の根拠の提供として十分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っていることがあるためである。
- ・当社の内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、当社の継続性を終了させることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて見極める内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

## その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用ある法令上の要件に従い作成されている。

ルクセンブルグ、2024年5月22日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

(電子署名)

ニコラ・グリヨ

[次へ](#)

## Audit report

To the Shareholder of  
FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

---

### Report on the audit of the annual accounts

---

#### Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) as at 31 December 2023, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

#### *What we have audited*

The Company's annual accounts comprise:

- the balance sheet as at 31 December 2023;
- the profit and loss account for the year then ended; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

---

#### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

---

#### Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the directors' report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

#### Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

---

#### Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;

- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

#### Report on other legal and regulatory requirements

The directors' report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 22 May 2024

Represented by

Nicolas Grillot

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。